

1 子育て支援施策の充実・強化について

【提案・要望事項】

我が国の少子化は深刻さを増しており、2030年代に入るまでのこれから6年から7年が少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われるなど、少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの課題として、地方においても予算を拡充し様々な子育て支援策に取り組んでいるが、少子化の流れを変えることはできていない。少子化・人口減少のトレンドを反転させるためには、国において、少子化対策、子育て支援施策の拡充を加速化し、強力に推進していただく必要がある。

については、次代を担うすべての子どもの健やかな育ちを支える基礎的な経済支援策について所得制限を設けないこと及び国の財政負担を基本に、以下の点について要望する。

① 子ども・子育て支援新制度の充実

子ども・子育て支援新制度の充実に向けた財源確保を確実に行うこと。

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、地方自治体における財政運営に影響が出ることがないように、財源確保を確実に行うこと。

また、障害児保育のより一層の充実のため、財政措置の拡充を図ること。

② 子育て支援の充実

子育て支援施策に対する支援の拡充を行うこと。特に、少子化対策のためには多子世帯への支援が非常に重要であることから、多子世帯に対する経済的負担の軽減に重点を置いた支援となるようにすること。

③ 地域の少子化対策への財政支援

結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化を継続すること。

④ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

不妊治療への保険適用前後での自己負担額や患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果の検証を行い、経済的な理由により不妊治療をあきらめることがないように、保険適用外治療を受ける場合や保険適用と保険適用外の治療を併用する場合、保険適用による3割負担が助成制度時の負担を上回る場合など、自己負担額を軽減する全国一律の制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

⑤ 子ども医療の国における制度化

国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

⑥ 保育士人材等の確保

保育所等や放課後児童クラブについては、施設整備等を図っているものの、地域ごとの需要に見合う保育士や放課後児童支援員の確保が不十分であることから受入れに制約が生じている。そのため、保育士等の一層の処遇改善及び再就職支援等の多様な取組による人材確保対策をさらに強化するとともに、保育士の配置基準を見直し、保育の質と量の向上に向けたこれらの取組を行うための財源確保を確実にを行うこと。

⑦ 給食費の無償化

学校給食費の無償化を検討するに当たっては、次のことに留意すること。

- ・学校給食法の趣旨を踏まえ、児童及び生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う学校給食の目標が達成できる制度とすること。
- ・自治体によって、学校給食費や食材の調達状況等が異なることから、それらの状況を把握したうえで制度設計を行うこと。またその際には、新たな費用負担が生じることがないようにすること。
- ・保護者負担の在り方についても、国民的な理解が得られるような対応を検討すること。

⑧ 高等教育の修学支援新制度の拡充

大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、所得基準を引き上げるとともに、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図ること。

⑨ 男性の育児休業取得の促進

こども未来戦略方針案では、2025年度から、産後パパ育休（最大28日）の期間の出生時育児休業給付金を手取りで10割相当へと引き上げるとの方針が示されたが、男性の育児休業取得を促進するには、出生時育児休業給付金だけでなく、育児休業給付金についても少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引上げを行うこと。

【現状・課題】

① 子ども・子育て支援新制度の充実

- 子ども・子育て支援新制度については、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく趣旨により、一層の充実が望まれますが、そのための財源を確実に確保する必要があります。
- 幼児教育・保育の無償化についても、令和元年10月1日から3歳から5歳までの児童を対象に実施されていますが、幼児教育・保育の質と量の確保を図るとともに、地方に実質的な負担が生じないようにする必要があります。

- また、様々な保育需要に的確に対応するため、市町では、地域の実情に応じて一時預かり事業や病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を実施しており、事業が安定的に行えるよう支援していく必要があります。
- さらに、障害児保育については、県内における障害児受入施設数がここ数年、毎年増加しており、市町が充実した障害児保育を実施できるよう支援していく必要があります。

② 子育て支援の充実

- 本県では、第3子以降の就学前児童の保育料等について所得に応じた減免や、第2子3歳未満児及び第3子以降就学前児童を対象とした病児・病後児保育料の無料化を行っています。

また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が実施され、保育所等利用者の負担が一定軽減されたものの、子育てにかかる経済的負担の解消には至っていないことから、効果的な少子化対策について幅広く検討し、特に、多子世帯における経済的負担のより一層の軽減措置等、子育て支援の充実のための新たな措置を講じる必要があります。

③ 地域の少子化対策への財政支援

- 結婚支援などの少子化対策の強化に向けて、「地域少子化対策重点推進交付金」等による支援制度がありますが、十分な予算を確保するとともに同一事業を複数年度にわたり実施することを可能とするなど、長期的な視点での事業の継続実施が可能な財政的支援が必要です。

④ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

- 不妊治療は個々の状況を踏まえて治療法が選択されていますが、保険適用により選択の幅が狭まってしまうことや、助成廃止により自己負担額が増えるケースが生じることのないように、国の責任において、自己負担額を軽減する制度の創設が必要です。本県では、保険適用と先進医療を併用する場合の自己負担や、保険適用による3割負担が、助成制度時の負担を上回る場合に、自己負担額を軽減する制度を創設していますが、このように、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援が必要です。

⑤ 子ども医療の国における制度化

- 本県では、独自の子ども医療費助成制度を設けて市町への補助を行っていますが、国においても、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図るため、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設する必要があります。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援が必要です。

⑥ 保育士人材等の確保

- 本県では、保育士研修事業や保育士人材バンク等の事業を行い、保育士の確保などに努めているところですが、保育士不足により保育所等での受け入れ体制に制約が生じていること等から、保育所等利用待機児童が発生しております。
- 子ども・子育て支援新制度における教育・保育の提供体制を整え、待機児童を解消するためには、全職種と保育士の賃金格差を是正し、保育士の一層の処遇改善を図るとともに、潜在保育士の再就職支援事業等の多様な取組を継続的に強化する必要があります。
- 特に、保育士の処遇改善については、平成 25 年度からこれまでに約 18 パーセントの賃金改善が行われ、加えて、平成 29 年度から、リーダー的役割を担う職員に対し月額最大 4 万円の加算が行われていますが、令和 4 年 6 月の賃金構造基本統計調査によると、本県の「きまって支給する現金給与額」（月額）は、全産業の約 31 万円に対し、保育士は約 25 万円と、依然として差があることから、なお改善の必要があります。
- また、放課後児童クラブにおいても、施設整備等を図っているものの、放課後児童支援員の不足により受け入れ体制に制約が生じていることから、待機児童が発生しており、支援員の処遇改善等人材確保のための取組を支援する必要があります。
- なお、国においては、保育士等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和 4 年 2 月以降、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施したところですが、全産業における平均給与額との差（約 6 万円）を埋めるまでには至っていません。
- 加えて、保育の質と量を向上させるためには、保育士の配置基準の見直しを図り、より安心・安全な保育に繋げていくことが必要です。
- こうしたことから、国においては、これらの取組を支援する恒久的な財源を早急に確保する必要があります。

⑦ 給食費の無償化

- 学校給食法では学校給食の目標について、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること等が示されており、無償化を検討するに当たってもこれらの目標を踏まえうえで制度を設計する必要があります。
- 1 食当たりの学校給食費や食材調達の方法など、地域によって差があります。それらを十分に把握したうえで検討を進めるとともに、新たな制度設計にかかる人的・財政的費用負担が生じることがないようにする必要があります。

- 保護者の負担については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点からその対応を検討するなど、国民的な理解が得られるようにする必要があります。

⑧ 高等教育の修学支援新制度の拡充

- 本県では、県独自の大学生等への奨学金制度により、意欲や能力が高い大学生等が経済的理由により修学が困難とならないよう奨学金を貸し付けることにより、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりを進めているところですが、高等教育にかかる教育費などの経済的負担の軽減については、県民や県内市町から強い要望があるところです。
- 令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料等の実質的な無償化が実現していますが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は減免額や給付額が減額され、年収目安で約380万円以上の場合は当該制度の対象外となっています。
- 現在、国においては、「高等教育の修学支援新制度」について、中間層に対する支援の拡大などの検討が進められていますが、その検討にあたっては、安心して子どもを生み育てられるための制度となるよう所得基準や減免額、給付額の引き上げはもとより、特に、中間層への支援拡大については、多子世帯や理学・工学・農学系に限らない支援を行うよう強く要望します。

⑨ 男性の育児休業取得の促進

- 出生率の低下の要因は、子ども一人の家庭が増えているためとの指摘があります。その背景は、仕事と子育ての両立が難しく、育児が母親任せで父親の育児参加が期待できない、「共働き・共育てモデル」が確立されていない状況があると考えられます。また、育児休業中の手取り収入が大幅に減少するという経済的な問題が育休取得を阻害する一因になっているとの声も聞きます。
- 男性の育児参加を促進し、「共働き・共育てモデル」を確立するためには、男性が育児休業取得をしやすい仕組みが必要です。国は、こども未来戦略方針案において、2025年度から産後パパ育休（最大28日）の出生時育児休業給付金を手取りで10割相当へと引き上げるとの方針を示されましたが、出生時育児休業給付金だけでなく、育児休業給付金についても少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引き上げを行う必要があります。

【所管府省】こども家庭庁（長官官房、成育局）、文部科学省（初等中等教育局、高等教育局）

【県関係課】子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課、保健体育課、政策課、労働政策課

1 子育て支援施策の充実・強化について

提案・要望事項

所管府省

こども家庭庁(長官官房、成育局)、
文部科学省(初等中等教育局、高等教育局)

県関係課

子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課
保健体育課、政策課、労働政策課

- 子ども・子育て支援新制度の充実
- 子育て支援施策に対する支援の拡充。特に、多子世帯に対する経済的負担の軽減
- 結婚支援などの少子化対策を継続してできるよう、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化の継続
- 不妊治療の保険適用の効果の検証及び自己負担額の軽減
- 子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設
- 保育士等の処遇改善及び人材確保対策の強化
- 学校給食費の無償化を検討するに当たっては、自治体の状況等を把握したうえで、新たな費用負担が生じないような制度の設計
- 高等教育の修学支援新制度の拡充
- 男性の育児休業取得の促進

現状と課題

- 子育て支援の質・量の拡充を図るためには、財源の確保が必要である
- 国の支援制度の変更により、事業の継続実施が困難となるおそれがある
- 保育料等の軽減や子どもの医療、給食費の無償化等は、自治体によりばらつきがある

本県の取組

少子化対策局面打開パッケージ

夢と仲間を持つ子育ての実現

経済的
負担
の軽減

子育て
拠点
の充実

みんなが
子育て

国への提案・要望の実現

- 地域の実情に応じた施策の予算を十分確保できる、国の持続可能な制度設計
- 保育料の軽減や子どもの医療、給食費の無償化等は全国一律の制度の創設
- 国の責務において高等教育にかかると教育費などの経済的負担の軽減
- 育児休業給付金についても少なくとも3か月間は手取りで10割相当に引上げ



「子育て県かがわ」の実現

結婚の希望をかなえ、
誰もが夢と仲間をもって、
次代を担う子どもたちを
安心して生み、健やかに
育てることができる

2 新興・再興感染症等への対応について

【提案・要望事項】

感染拡大防止対策及び医療提供体制の整備に関すること

- ① 新興感染症等の発生に備え、地域において必要となる医療提供体制や検査体制の確保について、財政支援を行うこと。
- ② 今後、新興感染症等の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みを整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。また、感染症に関連する専門的かつ高度な知識と技術、判断力をもった感染症専門医（常勤医）を院内に配置しやすくするために、診療報酬上の位置づけを明確にすること。
- ③ 重症化や集団感染のリスクが高い高齢者施設等での感染者の早期発見や集団感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査に対する財政支援、また、感染が確認された場合、感染拡大防止対策を徹底してサービスを提供できるよう施設等に対する財政支援、県の衛生・防護用品の機動的な調達・供給にかかる財政支援、支援チームの派遣について、引き続き支援すること。
- ④ 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整できる仕組みを構築するとともに、地域の実情に応じて、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成、財源措置を国の責任で行うこと。
- ⑤ 保健所の体制確保の重要性を踏まえ、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。
- ⑥ 新興感染症等が発生・まん延した場合に、ワクチン接種を円滑に推進するため、接種を実施する自治体に対する迅速な情報提供や財政支援を行うとともに、国において必要なワクチンを確保・供給すること。このほか、50歳代から発症率が高くなり治療が長期となる場合もある帯状疱疹について、今後患者が増加することも予想されることから、帯状疱疹ワクチンについて早急に定期接種化を進めること。

- ⑦ 感染症にかかる医薬品の製造・研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- ⑧ 新興感染症等に備え、国において、全国各地のウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。また、地方衛生研究所の機能強化を図るため、人員や検査機器整備・メンテナンスにかかる財政支援を行うこと。
- ⑨ 持続可能な医療提供体制の構築を目指し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることも踏まえ、地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、都道府県と十分に協議の上、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況等を踏まえた施策を実施すること。
- ⑩ 新興感染症等に備えるため、第一種及び第二種感染症指定医療機関や、特定機能病院である香川大学医学部附属病院など、各地域が行う様々な感染症対策について、令和6年度以降も、引き続き財政支援を行うこと。
- ⑪ 結核など感染症にかかる医療については、これまで国立病院機構や感染症指定医療機関が政策医療として中心的な役割を担ってきた分野であることから、今後も安定的に医療が提供されるよう、国において支援策を講じるなど、適切に対応すること。
- ⑫ 新興感染症等の感染拡大時においても、保育所等や放課後児童クラブにあっては、保護者が働いており、家に一人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染予防策を徹底しつつ、原則開所しており、国の責任において、保育士、放課後児童支援員等に、感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などを支給するための財政措置を講じること。なお、その制度や手続きについては、統一かつ簡素なものとする。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症については、国においても、様々な対策に取り組まれてきたところですが、本県においても、香川県対処方針に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮要請やワクチン接種の促進、PCR等検査の無料化など、必要な対策に取り組んできたところです。今後、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等の発生に備え、平時から地域において必要となる医療提供体制や検査体制の確保が必要です。

新型コロナウイルス感染症の患者数の急増時には、病床や発熱外来の逼迫が見られたことから、新興感染症等の発生・まん延時においては、より多くの医療機関で病床の確保や患者の受入れを行えるよう、施設・設備整備などに対する財政支援が必要です。また、検査体制強化のための設備整備への財政支援や、感染拡大による検査件数の増大時には、検査に必要な試薬や個人防護具の供給支援が必要です。

- 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症はいつ発生するかわからず、発生時には直ちに対応する必要があります。長期的な視点も踏まえた感染症の対応に必要な専門人材の確保・育成は重要です。本県では、これまで県内医療従事者向けの研修会の開催、感染症専門医による病院への指導・助言などにより、感染症の発生に対応するための医療提供体制の確保を図ってきましたが、令和3年度から、新たに感染症発生時に即応できる感染症分野の専門人材を育成するための人材育成事業を香川大学医学部附属病院感染症教育センターに委託し実施しています。感染症発生時に適切な医療を提供するためには、感染症に対応できる医療従事者を日頃から確保する必要があります。こうした都道府県の取組に対する財政支援や、国においても人材を育成する仕組みの整備が必要です。
- 高齢者は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいと言われており、本県では、施設内感染を防ぐため高齢者施設等の従事者に対して、一斉PCR検査を令和4年1月に実施しました。また、施設で感染者が発生した場合に早期に検査を行えるよう、令和4年3月に県で抗原検査キットを購入し、県及び市町において保管を行い、感染者が発生した施設等に配布し検査を行っております。さらに、令和4年4月には県で購入した抗原検査キットを、あらかじめ施設等に配布し、症状がある職員に対して検査を行ってもらうこととしたほか、目からの感染を防止するため、ゴーグルの配布を行っております。また、令和4年8月以降令和5年3月にかけて高齢者施設等の従事者等に対して、抗原検査キットによる1人週2回の頻回検査を都合4回にわたり実施しました。こうした施設においては、ケアを行う際に身体的接触が避けられないことや集団で寝食をともにするなど、施設の性質上、密集がおこりやすいことから、クラスターが発生する可能性が高い状況にあります。高齢者施設等において感染を防止するためには、高齢者施設等の従事者への定期的な検査に対する財政支援や、感染が確認された場合、感染拡大を防止し、サービス提供を継続するため、支援チームの派遣などについて、引き続き支援が必要です。
- 令和4年2月に日本DMAT活動要領が一部改正され、新興感染症まん延時におけるDMATの活動が明確化されたところですが、感染者が急増した場合、その地域において、医師や看護師などの医療従事者が十分確保できず、適正な医療提供ができなくなる

事態に対応するために、国の責任において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、いかなる状況にも対応できるよう、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を行うなど、広域的な応援体制を整備する必要があります。

○ 本県においては、令和2年度から保健所の対応能力の強化を図るため、保健師の増員や応援派遣体制を整えるなどのほか、令和3年度からは、新たに保健師等の人材バンク（IHREAT）を創設し、保健所に対し、短期集中的に必要な人材を派遣する体制の整備に取り組んだところです。国としても、感染症まん延時などの健康危機発生時における積極的疫学調査等や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するために、引き続き、保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討する必要があります。

○ 新興感染症等が発生・まん延した場合、感染症を収束させるためには、ワクチン接種が重要であり、接種を円滑に進めるためには、接種を希望する方へのワクチンの安定供給が必要です。その際、必要なワクチンの確保・供給が確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、接種を実施する自治体に対して、より迅速に、具体的な供給スケジュールや配分量等について情報提供いただくとともに、必要な財政支援を行っていただく必要があります。また、接種率の向上や新たに承認されたワクチンの接種を円滑に実施するためには、感染症に対するワクチンの有効性を明らかにし、必要性を分かりやすく情報発信することが必要です。副反応について不安を抱く国民もいることから、これらの不安を解消し、国民が納得して接種できるよう、正確かつ具体的で分かりやすい情報発信を積極的に行うことが重要です。

このほかにも、水痘・帯状疱疹ウイルスが、加齢や免疫の低下に乗じて再び活性化し、中高年となり帯状疱疹を発症する方が増えています。この帯状疱疹は、長期にわたり痛みが続くこともあり、高齢化が進むなか、患者が増えることが予想されるため、発症の予防が重要です。50歳以上の方については、帯状疱疹ワクチン接種による効果が期待できるとされていることから、早急な定期接種化を進めていただく必要があります。

○ 新型コロナウイルス感染症にかかる国産ワクチンや治療薬の実用化に時間を要していることから、新興感染症等の発生に備え、国として、国産のワクチン、治療薬製造の支援や、研究開発を行う企業に対し、継続的に重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めていただく必要があります。

○ 新興感染症等の脅威に対して、より一層の検査体制の充実が求められており、感染症の発生・まん延時における病原体の検査体制を確保するため、地方衛生研究所の機器整

備に対する財政措置の充実や人材育成など機能強化に対する支援を行っていただく必要があります。また、新興感染症が発生した場合、国において、発生状況の分析や国内外の研究成果を活かし、科学的知見に基づいた感染拡大防止対策や後遺症の治療法を早急に確立するなど、感染拡大防止に臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応できるよう体制を強化することが必要です。

- 平成 27 年度以降、都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされ、本県においても、平成 28 年 10 月に香川県地域医療構想を策定し、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場である地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行っております。地域医療構想で目指すべき将来像は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保とされていることから、国においては、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症への対応を十分考慮し、引き続き、都道府県と十分に協議のうえ、地域の実情に応じた機能分化・連携等が実現できる施策に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策により、一定、医療提供体制や検査体制が整備されましたが、新興感染症などに対応するための感染症対策は一時的なものではなく、常に備えておくことが必要です。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて、医療提供体制整備などに対する財政支援がされましたが、引き続き、一類感染症や二類感染症が発生した際に患者を受け入れる感染症指定医療機関や、感染症分野の専門人材の養成拠点である「感染症教育センター」を設置し、新型コロナウイルス感染症の重篤な患者を受け入れるなど地域の感染症対策の拠点として各医療機関と連携してきた香川大学医学部附属病院などの医療機関を含め、地域が行う感染症対策のための財政支援が必要です。
- 結核医療については、これまで国立病院機構が政策医療として中心的な役割を担ってきましたが、運営費交付金の削減により財源確保が困難となってきたことから、今後も安定的に結核医療を確保するためには、国立病院機構が引き続き結核医療を担うことが極めて重要であり、当機構への財政支援が必要です。また、新興感染症等に備えるため、第一種及び第二種感染症指定医療機関など、感染症に対応する医療機関に対する病床整備や運営に対する財政支援が必要です。

- 新興感染症等の感染拡大時においても、保育所等及び放課後児童クラブにあつては、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則開所しています。

特に、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育の確保は、感染症対策や治療の実施、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠です。

保育士や放課後児童支援員等は、日頃から感染防止対策の徹底に努めていますが、感染のリスクが高いと言われる3密（密閉・密集・密接）の状態を避けながら保育を実施するのは、業務の性質上、大変困難な状況です。

今後、再び感染症が拡大した時、感染の不安を抱えながらも勤務を継続することになる保育士や放課後児童支援員等について、感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などを支給するための支援が必要です。なお、その制度や手続きについては、公定価格を改定するなど統一的かつ簡素なものであることが必要です。

【所管府省】 内閣官房（新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

厚生労働省（医政局、健康局、社会・援護局、老健局）

こども家庭庁（成育局）

【県関係課】 健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、

感染症対策課、子ども政策課

【提案・要望事項】

教育環境の整備に関すること

- ① 学校現場で使用する消毒液等の保健衛生用品や校舎消毒に要する経費への財政支援措置などを継続すること。
- ② 学校における感染対策の充実を図るため、好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向け研修会を開催するとともに、実践的な指導資料の作成や感染症の専門家を派遣できる体制の構築を図ること。
- ③ 早期に感染状況を把握し、感染拡大を防ぐため、保健衛生部局等も含めた情報の一元化ができるようなシステムでの対応を含めた改善とその財政支援等を講じること。

【現状・課題】

- 令和5年5月8日から、5類に移行したものの、再度の感染拡大の懸念も拭えず、学校での感染防止対策は引き続き必要です。
- 学校における新型コロナウイルスの再拡大に備え、校舎消毒に迅速に対応できるよう、消毒液等の保健衛生用品を継続して調達する必要があるため、財政支援措置等の継続が必要です。
- 教職員が、感染対策を学べる機会を確保するため、新しくウイズコロナ対策としての研修会や全国の感染症対策の好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向けのオンライン研修会等の定期的な開催が必要です。また、より実践的で活用しやすい指導資料の作成や、学校の感染対策について指導助言したり、授業に参加したりできる専門家の派遣体制の整備も必要です。
- 新型コロナウイルス感染症だけでなく、新興感染症を含めた感染症の感染状況を把握し、感染拡大を防ぐため、保健衛生部局等も含めた情報の一元化ができるようなシステムでの対応を含めた改善とその財政支援等を講じる必要があります。その際、自治体や学校において事務処理等に関する新たな負担が生じることがないように、人的配置やシステム構築にかかる財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

2 新興・再興感染症等への対応について

所管省庁

内閣官房、厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省

県関係課

健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、障害福祉課、医務国保課、感染症対策課、子ども政策課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

提案・要望事項

< 感染拡大防止対策及び医療提供体制の整備に関すること >

体制強化

- 新興感染症等の発生に備え、地域において必要となる医療提供体制や検査体制の確保について、財政支援を行うこと。

人材育成

- 今後、新興感染症等の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みの整備や都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。また、感染症に関連する専門的かつ高度な知識と技術、判断力をもった感染症専門医(常勤医)を院内に配置しやすくするために、診療報酬上の位置づけを明確にすること。

各種施設

- 重症化や集団感染のリスクが高い高齢者施設等での感染者の早期発見や集団感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査に対する財政支援、また、感染が確認された場合、感染拡大防止対策を徹底してサービスを提供できるような施設等に対する財政支援、県の衛生・防護用品の機動的な調達・供給にかかるとなる財政支援、支援チームの派遣について、引き続き支援すること。

応援体制

- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整できる仕組みを構築するとともに、地域の実情に応じて、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成、財源措置を国の責任で行うこと。

保健所

- 保健所の体制確保の重要性を踏まえ、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務の逼迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について、見直しを継続して検討すること。

ワクチン

- 新興感染症等が発生・まん延した場合に、ワクチン接種を円滑に推進するため、接種を実施する自治体に対する迅速な情報提供や財政支援を行うとともに、国において必要なワクチンを確保・供給すること。このほか、50歳代から発症率が高く、なり治療が長期となる場合もある带状疱疹ワクチンについて、今後患者が増加することも予想されることから、带状疱疹ワクチンについて早急に定期接種化を進めること。



医薬品等

- 感染症にかかる医薬品の製造・研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。また、国において、全国各地のウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化するとともに、地方衛生研究所の機能強化を図るため、人員や検査機器整備・メンテナンスにかかる財政支援を行うこと。



医療提供

- 持続可能な医療提供体制の構築を目指し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることも踏まえ、地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、都道府県と十分に協議の上、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況等を踏まえた施策を実施すること。

財政支援

- 新興感染症等に備えるため、第一種及び第二種感染症指定医療機関や、特定機能病院である香川大学医学部附属病院など、各地域が行う様々な感染症対策について、令和6年度以降も、引き続き財政支援を行うこと。また、結核など感染症にかかる医療については、これまで国立病院機構や感染症指定医療機関が政策医療として中心的な役割を担ってきた分野であることから、今後とも安定的に医療が提供されるよう、国において支援策を講じるなど、適切に対応すること。

保育所等

- 新興感染症の感染拡大時においても、原則開所する保育所等や放課後児童クラブにあっては、保育士や放課後支援員等に、感染症対策業務に伴う手当などを支給するための財政措置を講じること。その制度や手続きについては、統一的かつ簡素なものとすること。

提案・要望事項

<教育環境の整備に関すること>

- 学校現場で使用する消毒液等の保健衛生用品や校舎消毒に要する経費への財政支援措置などを継続すること。
- 学校における感染対策の充実を図るため、好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向け研修会を開催するとともに、実践的な指導資料の作成や感染症の専門家を派遣できる体制の構築を図ること。
- 早期に感染状況を把握し、感染拡大を防ぐため、保健衛生部局等も含めた情報の一元化ができるようなシステムでの対応を含めた改善とその財政支援等を講じること。

3 地方財政の充実・強化について

【提案・要望事項】

① 一般財源総額の確保・充実等

ウィズコロナにおけるエネルギー価格や物価の高騰などにより、地域経済の悪化やそれに伴う税財源への影響が懸念されるなか、新興・再興感染症等への対応はもとより、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化や人口減少・活力向上対策、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策をはじめ、医療・介護・福祉、地域経済の回復・活性化、雇用の維持・確保、教育の充実など、山積する諸課題に地方公共団体が責任を持って主体的に対応できるよう、地方財政計画において、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分や、上記のような地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保・充実を行うこと。

歳出改革については、健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきた実情を踏まえ、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。

② 新興・再興感染症等対策及び物価高騰対策にかかる適切な財政措置

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは変更されたものの、今後も感染が継続していくことが見込まれるなか、地方公共団体が引き続き感染拡大の防止対策や物価高騰対策等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を、増額も含め継続的に措置すること。特に、物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対策には限界があることから、引き続き国において全国的な対策を講じるとともに、各省庁が各地方公共団体に各種の支援策を実施するよう求めている現状を踏まえ、各地方公共団体が地域の実情に応じた柔軟で弾力的な対策を実施できるよう、適切な地方財政措置を講じること。

③ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保

令和5年度の地方財政計画においては、令和4年度に引き続き折半対象財源不足が生じておらず、臨時財政対策債の抑制が一定図られたものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

また、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方交付税とは別に真水（地方特例交付金等）で財源措置すること。

④ 新たに重点的に取り組むべき行政課題に対する財政措置の充実

喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があり、適切な役割分担のもと、地方としてしっかりと役割を果たしていくためにも、必要な財政措置を適切に講じること。特に、全国一律のこども医療費助成度の創設や不妊治療の保険適用範囲の拡大、学校給食費の無償化等の実現に当たっては、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体においても、これまで以上に脱炭素・地球温暖化対策に積極的に取り組む必要があるため、必要な財政需要を的確に見込むとともに、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等の拡充や支給要件の緩和など、地域の取組が進むよう必要な財源の確保や柔軟で弾力的な運用を行うこと。

デジタル化の推進についても、官民挙げての取組を積極的に進めていく必要があるため、地方財政計画における「地域デジタル社会推進費」の増額はもとより、「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）」等の確保・充実、運用の弾力化を行うこと。

⑤ 地方創生関連予算の十分な確保

テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢が大きく変化しているなか、東京一極集中の是正や地方分散型社会の構築に向けて、地方がこの好機を逃さず、地域の特性を生かした効果的な取組を積極的かつ主体的に進め、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化していけるよう、地方財政計画における「地方創生推進費」を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。

また、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進していくため、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ等）」の拡充・継続など、地方創生関連予算を十分に確保するとともに、令和6年度までの特例措置となっている「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の拡充・延長を行うこと。

⑥ 地方公務員の定年引き上げにかかる適切な財政措置

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が新たに生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。

⑦ 会計年度任用職員制度の円滑な運用に対する財政措置

令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運用に必要な地方財政措置を引き続き講じること。特に、令和6年度から施行される勤勉手当の支給に当たっては、所要の地方財政措置を確実に講じること。

⑧ 公金支出等事務の経費負担に対する財政措置

地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金支出（給与・賞与の支給にかかるものは除く。）について、これまで無料であった仕向銀行における手数料負担が令和6年10月から有料となることなどに伴い、地方公共団体における公金支出等事務にかかる経費負担が増加することから、適切な地方財政措置を講じること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは変更されたものの、引き続き、感染が継続していくことが見込まれるなか、エネルギー価格や物価の高騰などが地域経済にも大きな影響を及ぼしており、税収等の減収など地方財政への影響が懸念されます。
- そのようななか、地方が責任をもって、新興・再興感染症等への対応はもとより、子ども・子育て政策の強化や地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、教育、福祉、防災・減災対策などの施策を実施するためには、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が、令和6年度以降も引き続き確保されることが必要です。
- これまで、地方は国を大きく上回る行財政改革を断行し、社会保障関係費の自然増などを給与関係経費の削減努力などで補ってきており、今後は、従来のような削減は極めて困難な状況にあることから、基準財政需要額の算定について、効率化重視の視点のみでの歳出改革はすべきではありません。
- 新興・再興感染症等への対応については、地方が今後も時機を逸することなく迅速かつ的確に感染拡大防止対策や医療提供体制の維持・確保などに責任を持って主体的に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」をはじめ、必要となる財源を継続的に十分な額を措置するとともに、国庫補助の地方負担分については、財政需要に的確に算定されることが必要です。

- また、物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けて、国が引き続き対策を行うとともに、価格高騰の状況に応じて、LPガスなどを含め支援の拡充等を行うことが必要です。特に、電気料金の改定申請に対しては、厳格かつ丁寧な審査を行うことが必要です。加えて、短期的な負担軽減策だけではなく、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うとともに、各省庁が各地方公共団体に各種の支援策を実施するよう求めている現状を踏まえ、各地方公共団体が地域の実情に応じた柔軟で弾力的な対策を実施できるよう、適切な地方財政措置を講じる必要があります。
- 令和5年度の地方財政計画において、臨時財政対策債については、令和4年度に引き続き折半対象財源不足が生じておらず、一定の発行抑制が図られていますが、本県の既往債の残高は県債残高全体の約4割を占めるなど、財政健全化の足かせとなっているため、地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革が必要です。また、後年度に地方交付税で措置される元利償還金についても、その額が増大することで、包括算定経費など他の財政需要額の圧縮につながりかねないため、別枠での財源措置が必要です。
- こども・子育て政策の強化や地球温暖化対策、デジタル化の推進など、地球を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、国を挙げ重点的に取り組むべき行政課題が増えており、地方の積極的な取組が進むよう必要な財政需要を的確に見込むとともに、国の交付金等の確保・充実や運用の弾力化を行うことが必要です。
- テレワークの普及や地方移住への関心の高まり等の好機を捉え、「地方版総合戦略」に基づき、地方が積極的な取組を進めていけるよう、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ等）」の拡充・継続など、地方創生関連予算の十分な確保が必要です。また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するものであり、地方創生の更なる充実・強化に向け、令和6年度までの特例措置となっている当税制の拡充・延長が必要です。
- 令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げについて、制度移行期における新規採用の平準化に伴い、一時的に人件費が増加する場合等も含め、地方に新たな財政負担が生じないよう適切な地方財政措置が必要です。
- 「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、銀行間手数料が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行されたことにより、地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金支出（給与・賞与

の支給にかかるものは除く。)についても、これまで無料であった仕向銀行(送金元)における手数料負担が令和6年10月から有料となることなどに伴い、地方公共団体における公金支出等事務にかかる経費負担が増加することから、適切な地方財政措置が必要です。

【所管府省】総務省(自治財政局)、財務省(主計局)、内閣府(地方創生推進事務局)

【県関係課】予算課、地域活力推進課、会計課

3 地方財政の充実・強化について

所管府省

総務省(自治財政局)、財務省(主計局)、内閣府(地方創生推進事務局)

県関係課

予算課、地域活力推進課、会計課

提案・要望事項

- 一般財源総額の確保・充実等 (地方の財政需要を的確に反映し、人口減少等を理由とした単純な地方歳出削減は行わないこと！)
- 新興・再興感染症等対策及び物価高騰対策にかかる適切な財政措置等 (各交付金・補助金などの必要な財源措置と弾力的な運用を！)
- 新たな重点課題に対する財政措置の充実 (こども・子育て政策の強化や脱炭素・地球温暖化対策などにかかる財政措置と交付金等の弾力的な運用を！)
- 地方創生関連予算の十分な確保 (地方移転・移住の機運の高まりを逃さぬよう、地方の積極的な取組に必要な財政措置を！)

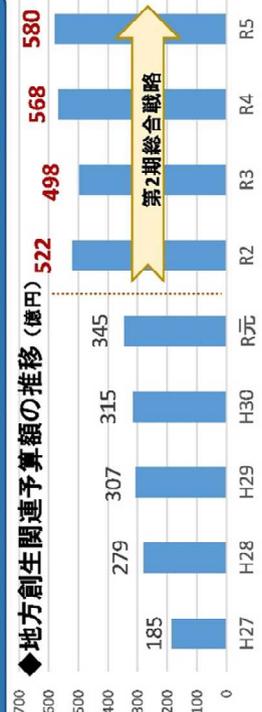
現状と課題

物価高騰対策、人口減少対策、防災・減災対策等に加え、脱炭素、デジタル化など課題が山積

少子・高齢化の進行に伴い増高する社会保障関係費



人口減少対策と東京一極集中の是正に向けた取組を強化



防災・減災対策が急務
南海トラフ地震は今後30年以内の
発生確率が70~80%

財政需要が増大

山積する諸課題に
地方が責任を持って
主体的に対応できるよう
一般財源総額の
確保・充実
適切な財源措置
が必要！

財政需要が増大

地方公務員の定年延長や
会計年度任用職員への
勤労手当の支給

新興・再興感染症等対策及び物価高騰対策への対応

予算額 (当初+補正)	R元	R2	R3	R4	R5※
感染拡大防止・ 医療提供体制の充実	1	289	503	292	147
地域経済・雇用対策		144	122	186	18
県民生活支援・その他	2	42	60	40	1
合計(億円)	3	475	685	518	166

※R5年度は、当初予算のみ

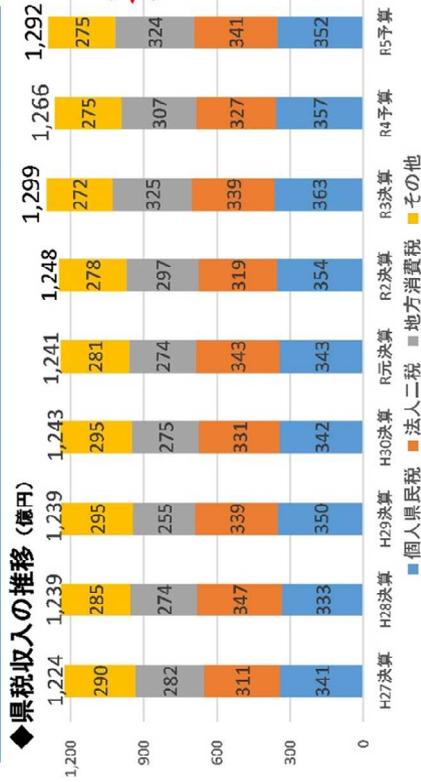
新たに重点的に取り組むべき行政課題への対応

予算額	R3	R4	R5
少子化対策局面打開パッケージ	1,179	946	1,837
スタートアップ支援強化対策	56	48	64
脱炭素・地球温暖化対策	523	624	1,097
デジタル化の推進	757	2,173	2,634
合計(百万円)	2,515	3,791	5,632

現状と課題

県税収入の減少懸念・基金残高の増大・基金残高が低水準の中、歳出削減努力は限界にある

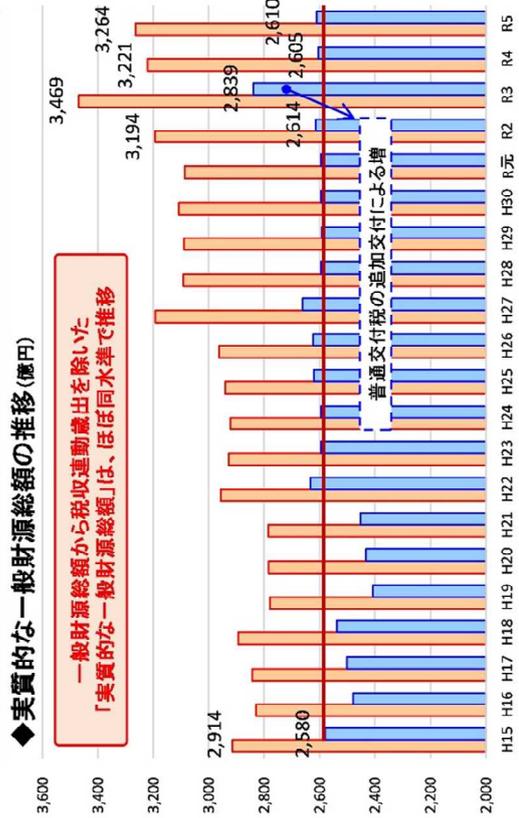
地域経済の悪化により、今後の県税収入の減収が懸念



エネルギー価格や物価の高騰などが今後の県税収入や実質的な一般財源総額に影響

人件費や投資的経費の歳出削減努力も限界に

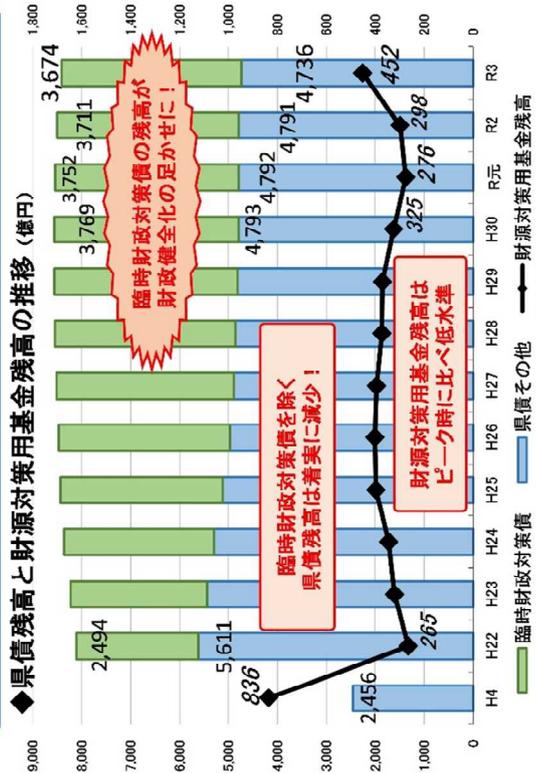
行政課題の深刻化・複雑化・多様化に対し、実質的な一般財源総額は同水準で推移



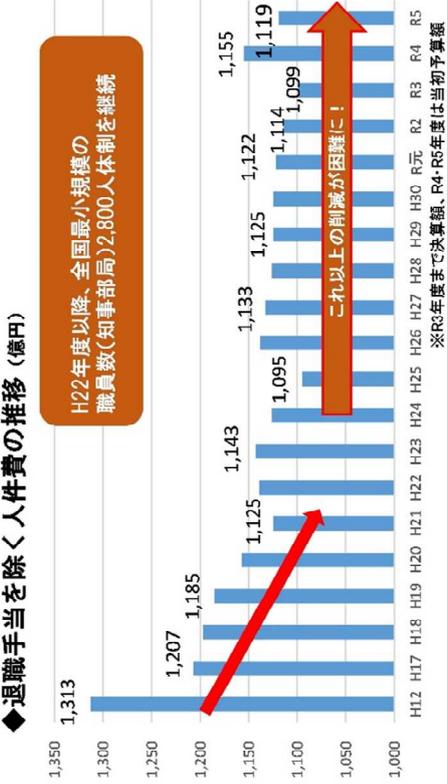
◆実質的な一般財源総額の推移 (億円)

一般財源総額から税収運動歳出を除いた「実質的な一般財源総額」は、ほぼ同水準で推移

◆県債残高と財源対策用基金残高の推移 (億円)



◆退職手当を除く人件費の削減努力も限界に



H22年度以降、全国最小規模の職員数(知事部局)2,800人体制を継続

地方の頑張り
を支援!

4 デジタル化の推進について

【提案・要望事項】

① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化

人口減少・少子高齢化等に伴う様々な課題の解決や、地域の新たな価値の創造による持続可能な地域社会を構築するため、地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実装できるよう、地方財政計画での「地域デジタル社会推進費」の継続はもとより、「デジタル田園都市国家構想交付金」等の継続・拡充、採択要件の緩和を行うこと。

② 地方公共団体情報システムの標準化に対する支援の継続・強化

自治体の情報システムの標準化については、すべての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において情報提供を早急かつ的確に行うとともに、地方の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや財政面での積極的な支援を行うこと。

あわせて、基幹業務システムの変更により影響を受けるシステムの改修等に対する経費についても確実な財政支援を行うこと。

また、今後、標準化の対象システムを都道府県利用システムにも拡大していく際は、その検討段階において都道府県と十分に協議を行うこと。

③ デジタル人材の確保・育成に対する支援

デジタルに関する知識や技能の習得だけでなく、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材の確保・育成や環境整備に対して行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。

また、デジタル施策を推進する自治体職員の確保・育成に向け、自治体向けの研修を継続させるとともに、外部人材の登用を容易にする国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方等、柔軟な運用が可能となるよう検討を進めること。

④ デジタル基盤の整備

県民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するには、超高速で安定したブロードバンド環境をくまなく整備する必要があり、県内特有の島しょ部など条件不利地域であっても、事業者によるブロードバンドサービスの安定的な提供が確保されるよう国が支援し、未整備地域の解消を促進すること。

5Gの全国展開については、携帯電話事業者に対する技術支援・財政支援などあらゆる手段を講じて、本県の5G人口カバー率93.0%（2022年3月末）が100%になるよう、基地局の整備を早期に進めること。

⑤ マイナンバー制度の理解とカードの普及及び利活用促進のための支援等

マイナンバー制度やマイナンバーカードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、カードの機能強化を着実に進めること。

また、マイナンバーカードの利活用に向けた地方の独自の取組についての支援を積極的に行うこと。

【現状・課題】

① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化

- 地域社会のデジタル化のためには、本県を取り巻く多様な主体が一丸となり、デジタル技術とデータの活用によって革新的サービスを生み出し、順次、実装につなげることが重要です。そのため、本県では、県と県内すべての市町、そして県内外の民間事業者が集い、学び、交わり共創するコミュニティ「かがわDXLab」を設け、行政課題、地域課題の解決を通じた地域のデジタルトランスフォーメーションを目指し、活動を展開しています。

これらの取組に対して、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金の採択をいただいているところでありますが、本県の取組は途に就いたばかりであり、今後も実証実験を始め、様々なデータの連携とトライ&エラーによる継続的な取り組み、実装を図る必要があることから、財政支援を継続・拡充していただくとともに、地域の実情を踏まえた、地域の課題解決や新たな価値の創造につながるユニークな取組が可能となるよう、採択要件の緩和を図るなど地方における取組を強力的に支援をしていただくことが必要です。

- すべての地域がデジタル化のメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するための「地域デジタル社会推進費」について、今後も継続して計上するなど、地方のデジタル社会形成の実現に必要な財源を確実に確保していただく必要があります。

② 地方公共団体情報システムの標準化に対する支援の継続・強化

- 地方自治体の情報システム等の検討に当たっては、国の職員と実際に現場で業務にあたる地方自治体職員とが、密に、連携しながら進めていくことが何よりも重要であり、自治体職員の意見については最大限取り入れていただく必要があります。

- 自治体の情報システム標準化・共通化については、住民記録や地方税など基幹業務（国が示した20業務）について、令和7年度末までに標準化・共通化への移行が義務付けされています。国において、すべての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、的確な情報提供を行うとともに、各地方自治体の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めていただく必要があります。

- 標準化・共通化に対する財政支援として地方公共団体情報システム機構に基金を設け、自治体に共通クラウド基盤「ガバメントクラウド」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助を行うこととされましたが、一方で、自治

体においては、基幹業務の外にも業務システムは存在しており、基幹業務とそれ以外の業務システムの間でデータ連携が必要です。

つきましては、情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化などに伴い発生した、基幹業務以外の業務システムにかかる改修や移行等の追加経費についても、基幹業務システムと同様の財政的支援が必要です。

自治体情報システムの標準化・共通化については、現時点では、主に市区町村が行う 20 業務で利用するシステムを対象としているところですが、今後、標準化等の対象システムを都道府県が利用するシステムにも拡大する際は、その検討段階において標準仕様やクラウド集約の仕組み、事業の在り方等について都道府県との間で十分な協議を行っていただくことが必要です。

③ デジタル人材の確保・育成に対する支援

- デジタル人材の確保は、デジタル社会の実現に向けた重要課題です。本県では、情報通信関連産業の育成・誘致の拠点として「Setouchi-i-Base(セトウチ・アイ・ベース)」を令和 2 年度に整備し、情報通信関連分野の人材を育成するための講座を集中的に実施するとともに、講座で学んだ知識や技術を活かして、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることのできるよう、創作活動、交流促進の場の提供や、さらには、情報通信技術を活かした起業や第二創業の創出、競争力強化等に向けたビジネスマッチング支援を行っています。

また、県内企業の専門人材育成を図るための技術講習会等の開催やデジタル技術の導入を促進する個別コンサルティング支援を行っています。

これらの取組に対して、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金の採択をいただいたところではありますが、デジタル人材は、短期間に確保・育成できるものではないため、継続した財政的支援が必要です。

- デジタル施策を推進する地方自治体職員の育成も喫緊の課題です。全国的な研修機関において、基礎的な内容からセキュリティやネットワーク等の専門的内容まで、また特定分野も含めて、デジタル技術の進展に対応した施策形成を学ぶことができる研修の充実が望まれます。
- 本県では職員自らスペシャリストとしてのキャリアを選択できる複線型人事制度を設けるとともに、職務経験者採用により民間の優れたデジタル人材の確保に努めていますが、今後は、民間企業との人事交流など外部人材の登用も重要です。これを容易にする、国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方について、明確な方向性を示していただく必要があります。

④ デジタル基盤の整備

- 誰一人取り残されず、すべての方がデジタル化のメリットを享受できるようにするには、超高速で安定したブロードバンド環境をくまなく整備する必要がありますが、本県においては、整備費や維持管理費が多額であり、財政面のハードルが高いことから、離島を中心に、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境の未整備地域が残されていることから、地方自治体の意見等も取り入れながら、今後のユニバーサルサービス制度の実施に向けた具体的な制度設計と、より一層のブロードバンド基盤の整備促進を行っていただく必要があります。また、4G等の無線ブロードバンドサービスは、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の対象外とされていますが、山間部の道路や耕作地などの不採算地域では民間業者による整備が進んでいない地域が存在しており、居住地域だけでなく活動エリアを網羅するようなブロードバンドサービスが必要であることから、無線ブロードバンドサービスの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行っていただく必要があります。
- デジタルトランスフォーメーションの基盤として進展が期待されている5Gについては、現状では、都市部を中心に整備が進められていますが、すべての地域において、地域間の偏りなく、着実に基地局が整備される必要があります。十分な通信品質を確保したうえで都市部に遅れることなく、基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などを講じて、その整備促進を図っていただく必要があります。また、ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されていることから、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的な支援をしていただく必要があります。

⑤ マイナンバー制度の理解とカードの普及及び利活用促進のための支援等

- デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度に関し、国において、制度の意義や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うことで、国民のマイナンバー制度への理解の促進につながるよう、取組を強化していただく必要があります。
- マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるものであり、引き続き、その利便性・安全性等について、より積極的に周知・広報を実施していただく必要があります。

- また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルの使い勝手の向上など、利用者がマイナンバーカードを持つことの利便性を感じていただけるよう、関係機関と適切に連携を図りながら、マイナンバーカードの機能強化を着実に進めていただくとともに、地方の独自の取組について、財政支援等を積極的に行っていただく必要があります。

【所管府省】 内閣府（地方創生推進事務局）、デジタル庁（戦略・組織グループ、デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ）、総務省（自治行政局、自治財政局、情報流通行政局、総合通信基盤局）、財務省（主計局）

【県関係課】 デジタル戦略課、情報システム課、自治振興課、人事・行革課、産業政策課

4 デジタル化の推進について

所管府省

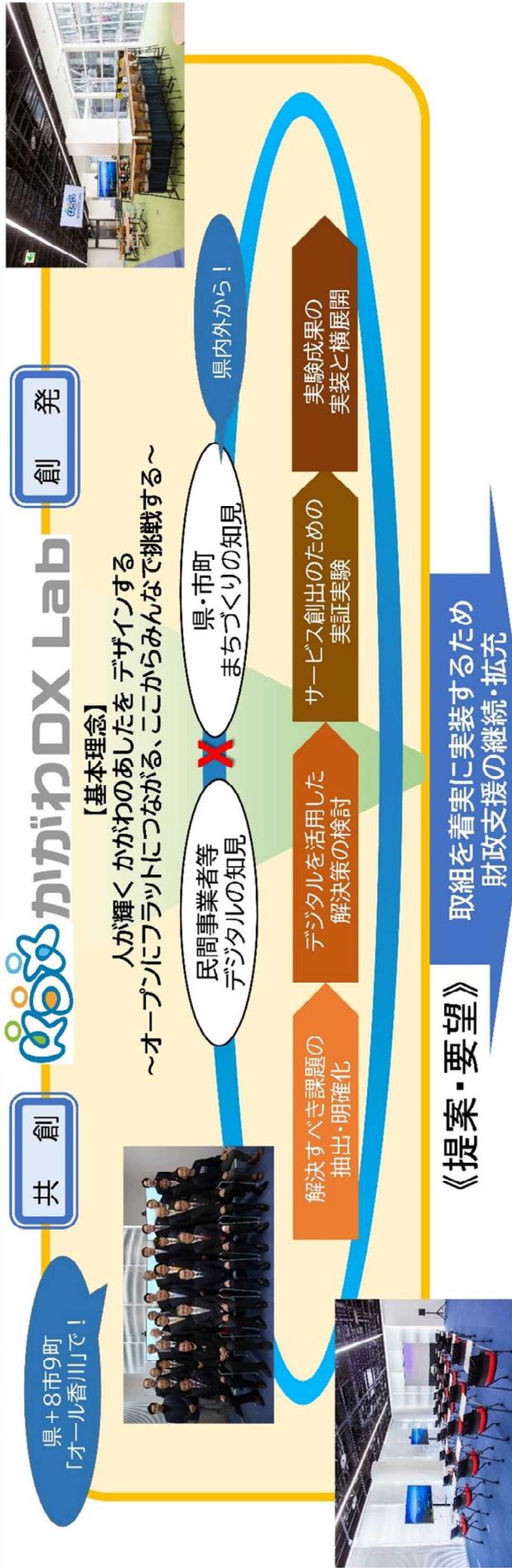
内閣府、デジタル庁、総務省、財務省

県関係課

デジタル戦略課、情報システム課、自治振興課、人事・行草課、産業政策課

提案・要望事項

① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化
 人口減少・少子高齢化等に伴う様々な課題の解決や、地域の新たな価値の創造による持続可能な地域社会を構築するため、「地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実装できるよう、地方財政計画での「地域デジタル社会推進費」の継続はもとより、「デジタル田園都市国家構想交付金」等の継続・拡充・採択要件の緩和を行うこと。



提案・要望事項

②地方公共団体情報システムの標準化に対する支援の継続・強化
 自治体の情報システムの標準化については、すべての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できよう、国において情報提供を早急かつ的確に行うとともに、地方の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや財政面での積極的な支援を行うこと。基幹系業務システムの変更により影響を受けるシステムの改修等に対する経費についても確実な財政支援を行うこと。
 今後、標準化の対象システムを都道府県利用システムにも拡大していく際は、その検討段階において都道府県と十分に協議を行うこと。

現状と課題

「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」

《自治体情報システムの標準化・共通化》
 令和7年度末までの移行を義務付ける。

⇒上記に伴い改修が発生(例)

・標準化対象システム以外の業務システムとのデータ連携にかかる対応

地方自治体側で改修や移行等の追加経費を要する

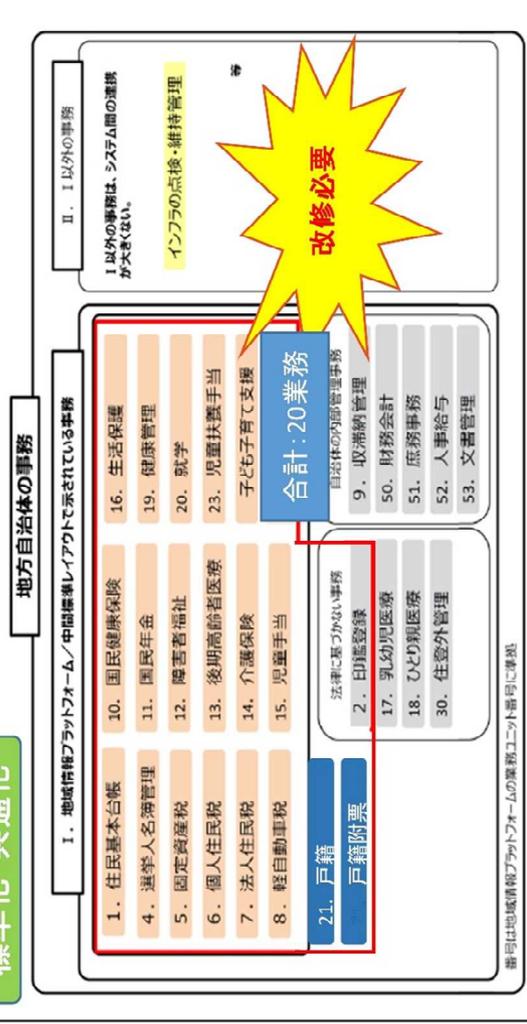
《提案・要望》

- ・国と地方の綿密な意見交換の場を設定
- ・標準化対象以外の業務システムとのデータ連携にかかる移行経費にも財政支援を

自治体の状況に対応したフォローアップにより、標準システムへの移行を確実に実現

財政的な支援により、標準化対象外システムとの間で生じる課題についても克服
 国と地方自治体が一体となり事業展開

標準化・共通化



「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」(令和3年12月デジタル庁)を加工して作成

提案・要望事項

- ③ デジタル人材の確保・育成に対する支援
 デジタル人材の確保・育成に向けて行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。デジタル施策を推進する自治体職員確保・育成に向け、自治体向けの研修を継続させるとともに、外部人材の登用を容易にする国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方等について検討を進めること。
- ④ デジタル基盤の整備
 県内特有の島しょ部など条件不利地域であっても、事業者によるブロードバンドサービスの安定的な提供が確保されるよう国が支援し、未整備地域の解消を促進すること。
 5Gの全国展開については、携帯電話事業者に対する技術支援・財政支援などあらゆる手段を講じて、本県の5G人口カバー率が93.0%（2022年3月末）が100%になるよう、基地局の整備を進めること。
- ⑤ マイナンバー制度の理解とカードの普及及び利活用促進のための支援等
 マイナンバー制度への理解促進やカードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施すること。カードの機能強化を着実に進めるとともに、地方の独自の取組についての支援等を積極的に行うこと。

現状と課題

《デジタル社会実現の取組を担う人材の確保が急務》
 ⇒ 地方の創意工夫を生かした取組が継続的に必要
 ・人材育成講座や交流の場の提供・起業・創業・マッチング支援
 ・企業向けの技術講習会、個別コンサルディング支援
 ・デジタル施策を推進する自治体職員育成のための研修や官民人事交流等

《デジタル基盤の整備》
 都市部が中心になりがち ⇒ 地域間で整備状況に偏り

《マイナンバー制度への理解促進とカードの普及拡大・利便性向上》
 ・マイナンバー制度はデジタルガバメントの基盤
 ・デジタル社会の基盤となるカードの普及拡大及び機能強化が必要

《提案・要望》

・継続的・安定的・技術的な支援や財政支援
 ・関連制度の方向性検討

・5G基地局の早期整備に向けて、携帯電話事業者への支援・働きかけ
 ・地域社会のデジタル化を進めるための財政的支援

・マイナンバー制度についての周知強化
 ・マイナンバーカードの利便性や安全性等に関する積極的な周知・広報
 ・マイナンバーカードの機能強化・利活用の推進
 ・地方の独自の取組についての積極的な支援

地域において量・質ともに十分なデジタル化を支える人材を育成
 企業の競争力強化の源となる人材の育成
 自治体と民間企業との人事交流・人材登用により施策推進を加速

すべての地域においてデジタル化の恩恵を受けることが出来る環境整備
 携帯電話事業者による5G全国展開及び利活用の早期実現

マイナンバー制度に対する国民の十分な理解と普及
 マイナンバーカードの機能強化・利活用の拡大

5 地方大学等の振興について

【提案・要望事項】

① 「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の発展・深化について

地方の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）が、地域の多様な主体とともに地域の課題を解決し新たな価値を創出する、イノベーション・コモンズ（共創拠点）として機能することができるよう、地域連携プラットフォームなどの共創の枠組みの形成や円滑な運営、発展・深化に対し、人的・財政的な支援の充実を図ること。

また、多様な主体との連携を円滑に進める大学等職員の育成・確保など、大学等の体制の強化を図るとともに、共創の枠組みを通じた具体的な取組の実践に対する支援を行うこと。

さらに、国公立、私立を問わず、大学等がイノベーション・コモンズとしての機能を発揮できるよう、老朽化対策を含む大学等施設の整備充実、機能強化を図るために必要な財政支援を行うこと。

② 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化について

大学等が地方創生に資する大学等を目指して改革を進め、それぞれの魅力を最大限に発揮できるよう、大学等への各種補助金・交付金等について、地域発展に貢献する大学等への交付額を拡充するなど、財政支援の充実・強化を図ること。

③ 専門職大学の認知度向上と財政支援について

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学について、その質の確保や国民、企業等への認知度向上を図るとともに、県内初の専門職大学として令和3年度に開学した「せとうち観光専門職短期大学」が、観光業界がコロナ禍での離職による人材不足や一層多様化する観光ニーズへの対応など、本県観光の中核を担う専門人材の育成という役割を担っていけるよう、運営に必要な財政支援を行うこと。

【現状・課題】

① 「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の発展・深化について

○ 大学等は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材育成や産業振興に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っています。

一方で地域の課題は、非常に複雑で困難なものが多く、絶えず変化しており、地域の多様な主体が課題認識を共有し、地域社会の維持・発展に向けて議論と実践を行う「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」として大学等が機能し、社会的要請・期待への対応も取り込み、地域の持続的発展の拠点となるべく、発展・深化させていく必要があります。

- そうしたなか、本県では、令和4年3月に、地域を支える人材の育成や定着、地域課題の解決に向けた議論と実践を行う新たな産学官連携の枠組みである「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立しました。

今後、「大学・地域共創プラットフォーム香川」等の産学官連携の枠組みの形成や円滑な運営が行えるよう、人的・財政的支援を充実させるとともに、多様な主体との連携を円滑に進める大学等職員の育成・確保など、大学等の体制の強化、共創の枠組みを通じた具体的な取組の実践に対する支援が必要です。

- また、「知の拠点」である大学等がイノベーション・commonsとしての機能を発揮するには、老朽化が著しい講義実習棟や研究棟などの教育研究施設の整備充実、機能強化が急務となっています。

大学等が、デジタル化の加速度的進展への対応やカーボンニュートラルの実現などの新しい社会的要請にも応え、一層の地方創生の実現に寄与していけるよう、老朽化に対応した施設改修による安全性の確保や時代の変化に対応した施設の整備充実・機能強化等教育研究環境の充実を図るための継続的な財政支援が必要です。

② 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化について

- 本県の大学進学者の8割以上が県外大学に進学しており、本県における人口構成割合は、特に20歳代で全国平均を大きく下回っています。若者の県外流出に歯止めをかけるため、県の「第2期かがわ創生総合戦略」において「魅力ある大学づくり」を位置づけ、県内大学等の充実強化、連携強化を図る取組を行っています。

- 大学等は、地域の知の拠点として地域を支える優秀な人材を多数輩出するとともに、様々な分野で地域の活性化に貢献していますが、デジタル化が急激に進むなか、地方への人の流れを促進し、一層の地域活性化を図るには、大学等における改革を進め、それぞれの魅力を高めながら、若者の地元定着など、地域の課題解決や地域発展に積極的に取り組む地方大学等に対して、国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金、国立高等専門学校運営費交付金等の拡充など、財政支援の充実・強化が必要です。

③ 専門職大学の認知度向上と財政支援について

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学が地方に設置されることは、県内大学の入学定員の増加や若者の県内定着につながるとともに、高度な専門技能や実践力を兼ね備えた質の高い専門職業人の供給による地域の産業競争力の強化や活力の増進に資するものと考えます。

専門職大学が若者や社会人から選ばれるものとなるためには、その質の確保と国民や企業等への認知度向上を図る必要があります。

- 本県では、県内初の専門職大学として、観光振興の専門人材の育成を目指す「せとうち観光専門職短期大学」が令和3年4月に開学しましたが、入学定員80名に対し、入学者は令和3年度16名、令和4年度12名、令和5年度20名にとどまるなど、大変厳しい状況にあります。

新型コロナウイルスの影響を受け、労働者の高齢化や人材不足の深刻化に加え、観光に対するニーズが多様化するなか、変化に対応でき実践力のある観光振興の専門人材の育成に向けて、専門職大学が役割を担っていくためには、地方においても運営が可能となる十分な財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（大臣官房文教施設企画・防災部、高等教育局）

【県関係課】 地域活力推進課

5 地方大学等の振興について

所管府省

文部科学省(大臣官房文教施設企画・防災部、高等教育局)

県関係課

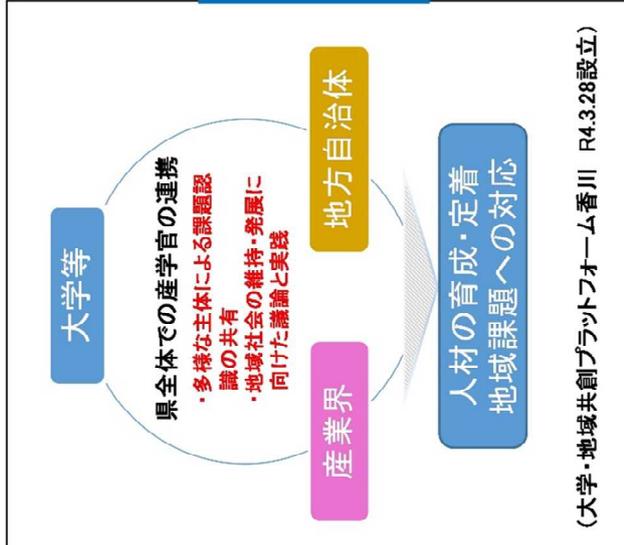
地域活力推進課

提案・要望事項

- 地方の大学等が地域の多様な主体によるイノベーション・コモンズ(共創拠点)として機能することができるよう、人的・財政的な支援の充実や大学等施設の機能強化を図ること。
- 大学等が改革を進め、魅力を最大限に発揮できるように、大学等への財政支援の充実・強化を図ること。
- 専門職大学の認知度向上に向けた取組や運営への十分な財政支援を行うこと。

現状と課題

- ・ 大学等は、地域における「知の拠点」として、地方創生の重要な役割を担っているが、地域の課題は複雑で困難なものが多く、絶えず変化している。
- ・ 地域の多様な主体が課題認識を共有し、地域社会の維持・発展に向けて議論と実践を行うイノベーション・コモンズ(共創拠点)として大学が機能するよう発展・深化が必要
- ・ 本県では、令和4年3月に、新たな産学官連携の枠組みである「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立し、共創の取組を構築
- ・ コロナ禍で観光業界に変化がある中、令和3年度、県内初の専門職大学として「せとうち観光専門職短期大学」が開学



- ・ イノベーション・コモンズ(共創拠点)の発展・深化
- ・ 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化
- ・ 専門職大学の認知度向上と財政支援

6 四国の新幹線導入について

【提案・要望事項】

四国の新幹線の早期実現のため、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。

【現状・課題】

- 新幹線は都道府県の約2/3において整備されており、もはや当たり前のインフラと言えます。また、国が目指している新幹線などの高速交通ネットワークを整備することによって、地方創生につなげていく「地方創生回廊」の実現には、現在整備中の整備新幹線だけでできるものでなく、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠です。
- 一方、四国においては、新幹線が基本計画にとどまっており、ついに、四国だけが新幹線空白地域となりました。四国の新幹線沿線の人口集積（1 km 当たり人口 11,050 人）は、北陸新幹線（1 km 当たり人口 6,370 人）や北海道新幹線（1 km 当たり人口 5,970 人）の沿線の人口集積と比較しても何ら遜色ありません。全国的に、地方創生の取組が本格的に進められるなか、このままでは整備された地域と、そうでない地域との格差はますます広がり、交流圏や交流人口の拡大による経済発展や観光振興などの足かせになるものと強い危機感を抱いています。
- 四国の新幹線は、観光や産業面での広域的な人流を四国に呼び込むために不可欠な基本インフラです。平成 26 年 4 月、四国 4 県や経済界等で設置した「四国の鉄道高速化検討準備会」が行った基礎調査の結果、瀬戸大橋を經由し四国内の県庁所在地を結ぶルートにおいて、B/C（費用便益比）が「1」を上回る結果が得られており、現在整備中の新幹線と比べ、投資効率性の面からも遜色がないものとなっています。
- 平成 29 年 7 月には、四国の新幹線の実現に向け、「四国新幹線整備促進期成会」を新たに設立し、これまで、東京での決起大会、シンポジウムの開催や SNS 等を活用した広報啓発活動、国等への要望活動など、地元の機運醸成に積極的に取り組んできました。
令和元年 8 月には、四国の新幹線が岡山県に与える波及効果について行った調査の結果を公表したほか、3 回目となる同期成会の東京での決起大会を開催し、「リニア中央新幹線が新大阪まで延伸されスーパー・メガリージョンが誕生する 2037 年を一つのターゲットとして、四国の新幹線の開業を目指す。」との中長期目標が決議されたところです。

- 国においては、平成 29 年度から実施している新幹線基本計画路線を含む「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」において、これまでに、瀬戸大橋等の既存インフラの活用、単線での新幹線整備の効果やコスト縮減策、新幹線整備による需要予測への誘発需要の取り込み等が検討され、今年度も、効果的・効率的な整備・運行手法等にかかる具体的な調査を行うこととされています。

本調査を通じて、現行の「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」による事業評価では加味されていない新幹線の整備効果の推計手法を確立し、現在検討を進められている同マニュアルの改訂に盛り込んでいただきたいと思います。

- また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るための調査等が行われてきたところですが、具体的な整備方策の検討に当たっては、四国の新幹線の整備も考慮していただきたいと思います。

- 令和 3 年 3 月には、衆議院と参議院の国土交通委員会において、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の一部として「四国における新幹線についても検討を進めること。」が全会一致で採択され、同月、JR 四国が策定した長期経営ビジョンにおいても、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されたところであり、地域の意見を踏まえつつ四国の新幹線について検討を進めていただくことをお願いします。

- 2037 年のリニア中央新幹線の新大阪延伸にあわせて四国の新幹線が実現できるよう、令和 6 年度予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じていただくことを強く要望いたします。

【所管府省】国土交通省（鉄道局）、財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課

6 四国の新幹線導入について

所管省庁

国土交通省(鉄道局)、財務省(主計局)

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

四国の新幹線の早期実現のため、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。

現状と課題

四国の新幹線整備のイメージ



整備延長 **302km** 費用便益比 (B/C) **1.03**
 概算事業費 (車両除き) **1.57兆円** 経済波及効果 **169億円/年**

※図の赤色実線ルートの場合
 瀬戸大橋を経由し四国内の県庁所在地を結ぶルートでは、B/C(費用便益比)が「1」を上回る調査結果が得られている。

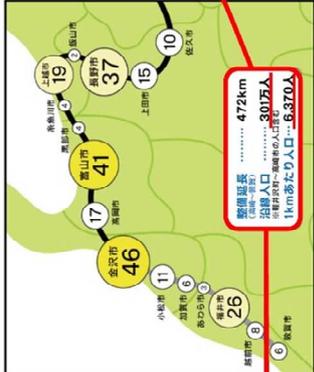


新幹線沿線の人口集積

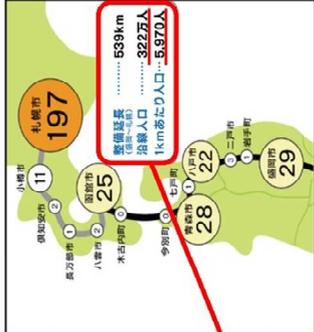
四国の新幹線



北陸新幹線



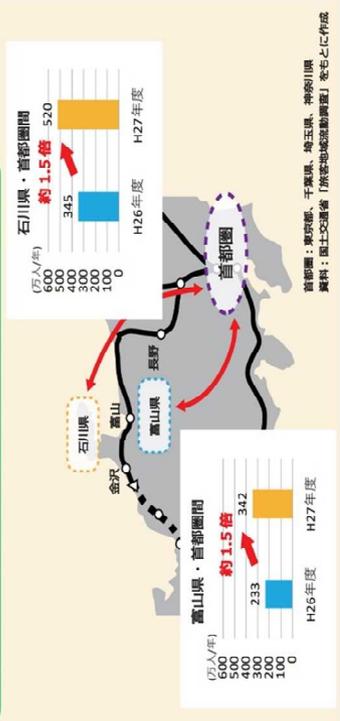
北海道・東北新幹線



四国の新幹線沿線の人口集積は、北陸新幹線や北海道・東北新幹線と遜色ない。

新幹線開業による広域的な人流の拡大

北陸新幹線(長野・金沢間) 開業前後における地域間流動量の変化



金沢では、早い段階で高速道路が整備されていたが、北陸新幹線(長野・金沢間)の開業により、開業前後で首都圏との公共交通機関の人流は大きく増加している。

(出典: 鉄道・運輸機構HP)

7 公共交通への支援について

【提案・要望事項】

① 地域公共交通への支援

- 1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両更新への支援に必要な予算の確保を図ること。
- 2) 新駅整備と併せて実施する複線化事業を補助対象とすること。
- 3) 社会資本整備総合交付金を活用して新たに創設される支援制度について、事業構造を維持しながら、路線の維持・活性化に取り組む地域についても対象とするよう、制度設計すること。
- 4) 幹線バス等について、補助要件の緩和、補助上限の引き上げを図ること。
- 5) 市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること。

② JR四国への支援

JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること。

③ 本四航路対策

燃油高騰に対応した助成制度を創設すること。

【現状・課題】

① 地域公共交通への支援

○ 本県では、面積当たりの延長が0.123km/k㎡（全国平均の2倍）と重要な社会基盤である鉄道網が、地域公共交通の骨格として大きな役割を担っています。このため、鉄道を中心に、駅などの交通結節点において、バスや自動車等との乗り継ぎ機能を高め、「利便性と結節性」に優れた県全体のネットワークづくりを進めています。

1) 本県の公共交通ネットワークの基幹的な役割を果たしている「ことでん」では、安全輸送設備や車両の老朽化が進み、今後、更新費用等の増大も見込まれることから、必要な更新が行えずに安全で安定的な運行に支障を来すことがないよう、これら安全輸送設備や車両の更新を確実に実施する必要があり、そのために鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の十分な財源の確保や補助対象設備の拡充が必要です。

2) また、同社では地域戦略と連動しながら地域交通ネットワークの持続可能性や利便性の向上を図るため、ことでん太田駅・仏生山駅間の新駅整備やそれに併せて複線化を進めておりますが、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新しい生活様式の定着による需要の減少や電力費の高騰により、厳しい経営状況が続いています。今後も引き

続き、事業を円滑に推進するためには、支援にかかる十分な財源の確保が必要です。

特に、複線化については、高松市地域公共交通計画に基づき実施している、新駅整備の利便性向上を効果的に発揮させるために必要な事業であり、地域戦略として新駅整備と併せて幹線鉄道軸の強化を図っているものですが、既存の補助制度の対象となっておらず、国の支援制度の導入、拡充が必要です。

- 3) 現在、国において、社会資本整備総合交付金を活用した地域鉄道への支援制度の検討が行われていますが、この支援制度については、上下分離などの事業構造の変更を伴う取組だけでなく、事業構造を維持しながら、持続可能性や利便性の高い鉄道ネットワークの再構築に向けた取組（新駅整備、複線化、車両更新等）も対象となるよう、地域の実情に応じた制度とすることが必要です。
- 4) 幹線バス等についても、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復には至っておらず、地域公共交通確保維持改善事業の補助要件を満たすことが困難になってきている路線があることから、補助要件の緩和、補助上限額の引き上げ等の既存制度の拡充が必要です。
- 5) また、市町では、過疎地域等における高齢者等の足の確保に向け、デマンド交通や乗用タクシーの活用など様々な検討や取組が進められており、これらの地域の実情に応じた取組が円滑に行えるよう、効果的な支援制度の創設や既存制度の拡充が必要です。

② JR四国への支援

- 四国の公共交通の基幹的役割を担うJR四国は、国の経営支援を受けながら、経営自立に向け、利用者利便の向上や経費削減に取り組んでいます。また、地域においても同社と連携・協議を行いながら、県内各地で様々な利用促進策を実施しています。
- しかし、人口減少やマイカーへの転移等による長期的な需要減少に加え、資源価格の高騰などにより、厳しい経営環境に置かれ、令和2年度、3年度にはすべての線区で赤字となり、令和5年5月20日に運賃値上げが実施されました。
- JR四国は、産業や観光の振興など、四国の活性化に欠かせないインフラであり、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成しており、将来にわたって持続的に維持していくことが必要です。四国における鉄道ネットワークを維持するため、JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援が必要です。

③ 本四航路対策

- 本四間フェリーは、トラックドライバーの不足に伴うモーダルシフトが進展するなか、生活交通のみならず、物流コストの低減や船舶でしか運べない製品の輸送、強風による荒天時には本四道路や鉄道の代替輸送手段、災害時に陸路が遮断された場合には緊急輸送手段などとして、重要な役割を担っています。

- フェリー等の海上交通は、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高いことから、燃油高騰時における経営への影響が大きく、本四航路事業者の経営や運賃を安定させるためには、燃油が高騰した場合に対応する助成制度の創設が必要です。

【所管府省】 国土交通省（総合政策局、鉄道局、海事局）、財務省（主計局）

【県関係課】 交通政策課

7 公共交通への支援について

提案・要望事項

所管省庁

国土交通省(総合政策局、鉄道局、海事局)、財務省(主計局)

県関係課

交通政策課

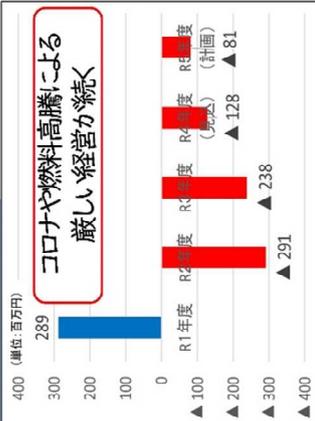
① 地域公共交通への支援

- 1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両の更新に必要な予算の確保を図ること
- 2) 新駅整備と併せて実施する複線化事業について補助対象とすること
- 3) 社会資本整備総合交付金を活用して新たに創設される支援制度について、事業構造を維持しながら路線の維持・活性化に取り組む地域についても対象とするよう、制度設計すること
- 4) 幹線バス等について、補助要件の緩和、補助上限の引き上げを図ること
- 5) 市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること

現状と課題

① 地域公共交通への支援

ことでの経常利益



1) ことでの老朽化した安全輸送設備、保有車両



車齢	車両数
60年以上	14両
50年以上	42両
40年以上	24両
計	80両
平均車齢	52.7年



➡ 安全な運行のため、安全輸送設備の更新に毎年4.5億円が必要

➡ 車両の老朽化が進み、更新費用の確保が必要 (R6年度以降)

2) 複線化事業



2) 複線化事業 (国の補助対象となっていない)

3) 社会資本整備総合交付金を活用した支援制度

社会資本整備総合交付金を活用した支援制度が新たに創設

➡ 事業構造を維持しながら地域で維持・活性化の取り組みの支援も必要

4) 幹線バス等補助

要件: 輸送量15人/日以上等 上限: 経常費用見込額の9/20

➡ 新型コロナウイルスの影響で 補助対象外・経営悪化

補助要件の緩和 補助上限の引き上げが必要

5) 地域の実情に応じた取組

過疎地域等の足の確保に向けた検討や取組

- ・デマンド交通
- ・乗合タクシー 等

➡ 効果的な支援制度や 既存制度の拡充が必要

提案・要望事項

- ② JR四国への支援
JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること
- ③ 本四航路対策
燃油高騰に対応した助成制度を創設すること

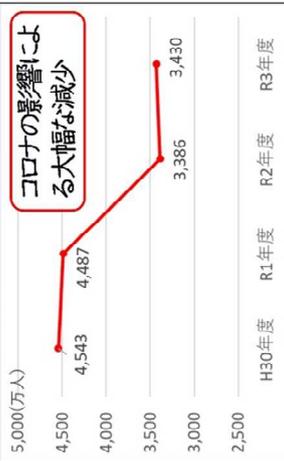
現状と課題

② JR四国への支援

JR四国は、国の支援を受けながら、経営自立に向け、利便性向上や経費削減に取り組んでいる。

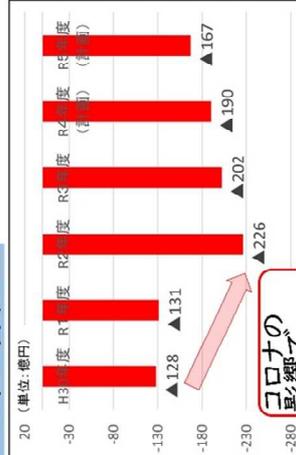
四国の活性化に欠かせないインフラであるとともに、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成しており、将来にわたって持続的な運行維持が必要

JR四国の輸送人員の推移



コロナの影響による大幅な減少

JR四国の営業利益



コロナの影響でさらに悪化

災害による施設の損傷



平成29年台風18号により被災した予讃線(海岸寺-詫間間)の護岸の復旧工事(R4年度に完了)

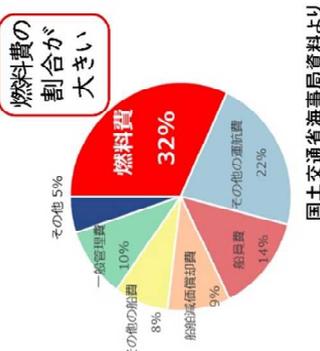


③ 本四航路対策

本四間フェリーは、生活交通のみならず、物流コストの低減や船舶でしか運べない製品の輸送、強風による荒天時の代替輸送手段、災害時の緊急輸送手段などとして、重要な役割を担っている。

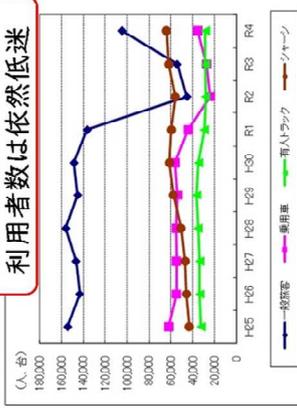
燃油高騰に対応した助成制度が必要

旅客船事業(中長距離フェリー)の費用割合(2013~2017年度の5ヶ年平均)



燃料費の割合が大きい

回復は見られるものの、利用者は依然低迷



本四間フェリー(高松-神戸)輸送実績

地域と連携した利用促進策

東讃地区の2市におけるモーダルミックスによる実証実験を実施(R4.10.22~R5.1.31)

- ① JRとコンビニを乗継する際コンビニ運賃を割引
- ② JR定期券で並行運行する路線バスを利用可能とする

高校生の通学利用を中心に想定を上回る利用実績

並行モード連携モデル



8 離島への航路の存続に向けた支援について

【提案・要望事項】

- ① 離島への航路に対し、燃油高騰時における助成制度の創設や他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の拡充を行うこと。
- ② 船舶の建造に対する支援制度の拡充・創設を行うこと。
- ③ 離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路の整備のために必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- ① 人口減少・少子高齢化の進行により、離島への航路の利用者数は減少し、航路事業者の経営は非常に厳しい状況に置かれており、さらに、昨今の燃油価格の高騰は、航路事業者の経営を圧迫し、その結果として一部の航路において運賃の値上げが行われるなど、離島住民の生活はもとより、社会経済活動に悪影響が及ぶことが懸念されます。

フェリー等の海上交通は、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高いことから、燃油高騰時における経営への影響が大きく、航路事業者の経営や運賃を安定させるためには、補助対象航路以外の離島への航路も含め、燃油が高騰した場合に対応する助成制度の創設が必要です。

また、他の公共交通と比較して、航路の運賃に対する割高感があり、自家用車を利用した観光入込客数減少や高額の輸送コスト等、地域活性化に大きな支障を来しているという意見もあり、運賃の割高感を軽減する既存補助制度に補助対象航路以外の離島への航路を加えるなど、拡充が必要です。

- ② 船舶の建造には多額の費用が必要であり、航路事業者の存続のためには、現在の支援制度（地域公共交通確保維持事業や共有船建造制度）の拡充や、新たに社会資本整備総合交付金等の活用が求められています。特に、国からの支援を受けていない補助対象航路以外の離島への航路に対しては、支援制度の拡充・創設が必要です。
- ③ 離島への航路は、離島の人流と物流を支える重要な役割を担うとともに、離島の賑わいづくりに大きく貢献しており、発着港となる港湾の利便性の向上を図るには、これらの港湾と接続する道路の整備が必要です。

特に、本県最大の離島である小豆島においては、航路の発着港である土庄港等に接続する国道 436 号では平木工区や安田工区など 9 か所において、また、坂手港に接続する県道坂手港線では苗羽^{のうま}工区において、道路整備を進めています。

以上のことから、離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路の整備に対して、必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、海事局、道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課、道路課

8 離島への航路の存続に向けた支援について

提案・要望事項

所管府省 国土交通省(総合政策局、海事局、道路局)、財務省(主計局)

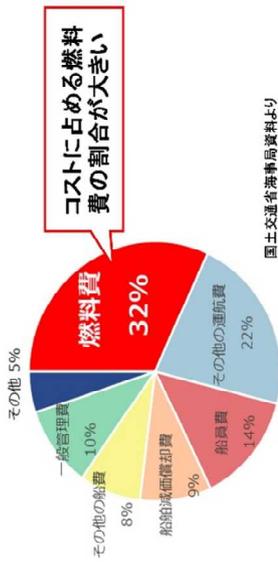
県関係課 交通政策課、道路課

- ① 離島への航路に対し、燃油高騰時における助成制度の創設や他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の拡充を行うこと。
- ② 船舶の建造に対する支援制度の拡充・創設を行うこと。
- ③ 離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路の整備の必要なる予算を確保すること。

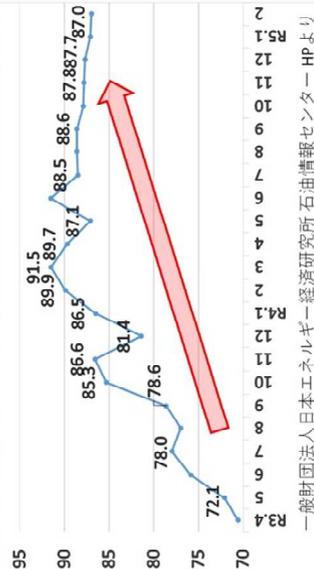
現状と課題

燃油高騰時の助成制度の創設や、他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の拡充が必要！

旅客船事業(中長距離フェリー)の費用割合(2013～17年度の5ヶ年平均)



円/A 重油(大型ローリー)納入価格調査結果推移表(四国)



船舶建造に対する支援制度の拡充・創設が必要！

特に、補助対象航路以外の離島への航路に対して、支援制度の拡充・創設が必要！



離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路の整備が必要！

■本県最大の離島である小豆島において、航路の発着港の利便性向上を図るため、国道436号や県道坂手港線の整備が必要！



9 高松空港の機能強化について

【提案・要望事項】

- ① 国管理空港のなかで、コンセッション空港が不利にならないよう、非コンセッション空港と同等に着陸料を減免するための支援及び、「訪日誘客支援空港」に対する支援を拡充すること。
- ② 高松空港国際線の増便や新規路線誘致等に向けて、グランドハンドリングの人材不足が、航空ネットワークの回復・充実のボトルネックとならないよう、引き続き、必要な措置を講じること。
- ③ 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）を早期に整備すること。
- ④ 滑走路端安全区域（RESA）の早期完成を図ること。

【現状・課題】

平成 30 年 4 月から高松空港株式会社による空港運営が開始されましたが、高松空港株式会社に空港運営が民間委託された後も、国は高松空港の管理者であり、運営委託の実施主体であることから、引き続き、安全・安心の確保に責任を持つとともに、地域活性化に資するものとなるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進める必要があります。

- ① 国管理空港において着陸料の減免が行われる場合は、コンセッション空港においても、非コンセッション空港と同等な減免が可能となるよう、高松空港株式会社への経費の支援が必要です。

訪日誘客支援空港に対する、国際線運航再開等の着陸料等の支援についても、コンセッション空港に不利とならないよう、非コンセッション空港と同等の着陸料の補助を行うとともに、支援の継続・拡充が必要と考えます。

- ② 国際線のコロナ前の状況への回復とその後の増便、さらには国内線を含めた新規路線の誘致を推進し、高松空港の航空ネットワークの拡充を図るためには、現在、人材不足が顕在化している「空港のグランドハンドリング」の人材確保・育成について、国として、引き続き必要な措置を講じることがを要望します。

- ③ 高松空港は、標高 185mの高台に位置するため、降雨や濃霧など天候の影響を受けやすく、欠航に加え、他空港への着陸や出発空港への引き返しの可能性があるという条件付き運航となることも多く発生しています。

高松空港が機能を十分に発揮するためには、視界不良による欠航や条件付き運航を減らし、運航の定時性や安定性、信頼性を確保する必要があり、カテゴリⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）の早期整備が求められています。

高松空港は、国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられており、ILS-CATⅢが整備されていれば、大規模災害の発災後の応急対策活動や、近隣空港及び地上交通機関の代替として、利用が増加した場合でも、確実な輸送が期待できます。

また、ILS-CATⅢの整備により、航空ネットワークの信頼性が高まり、高速で確実な移動手段が確立することで、広域交通インフラとしての空港の拠点性が向上し、都市から地域への誘客や地域間の交流人口の拡大、企業立地の促進、地域経済の活性化を図ることができます。

しかし、高松空港は、周辺に急峻な谷があるという地形的な特性から、ILS-CATⅢを整備するための用地の確保が必要となっており、費用便益比の向上を図るための工夫が必要となっています。

このため、本県では、令和元年度に費用便益比の向上について検討し、「航空保安システムの費用対効果分析マニュアル」の見直しによる便益の追加や工事費の削減策をとりまとめて提案し、また、令和4年度にも新たな費用便益比の向上策を提案したところで

す。

これらの提案した内容のうち、検討が進んでいるものについては、今後の費用便益比の算定に反映していただくとともに、それ以外の項目についても、費用便益比の向上につながるよう、引き続き検証を進めていただきたいと思います。

高松空港の運営の民間委託の成果をあげるためにも、現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、早急に ILS-CATⅢの整備を進め、就航率改善に向けて取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

- ④ 滑走路端安全区域（RESA）については、現在、本体工事着手に向けた準備工事が進められていますが、航空機の安全運航に不可欠なものであり、早期に整備を完了させることが必要です。

【所管府省】国土交通省（航空局）、財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課

9 高松空港の機能強化について

所管府省

国土交通省(航空局)、財務省(主計局)

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

- ① 国管理空港のなかで、コンセクション空港が不利にならないよう、非コンセクション空港と同等に着陸料を減免するための支援及び、「訪日誘客支援空港」に対する支援を拡充すること。
- ② 高松空港国際線の増便や新規路線誘致等に向けて、グランドハンドリングの人材不足が、航空ネットワークの回復・充実のボトルネックとならないよう、引き続き、必要な措置を講じること。

現状

現状① 国内線・国際線の重要性

地域経済の回復には、国内線の需要回復と国際線の運航再開に加え、再開した国際線の増便や新規路線誘致等が必須。

- 令和元年には、高松空港の国際線4路線(ソウル、上海、台北、香港)は、**週23往復**まで拡大。利用者数は283,502名となっている。
- 香川県内の外国人延泊宿泊者数のうち、国際4路線の国・地域が全体の**約8割**。

現状② 各路線の再開等の状況

- 国内線は、コロナ前の便数まで回復したものの、需要は依然低迷している。
- 国際線は、他の地方空港に先駆けて、**R4.11月にソウル線が運航再開**。R5.1月より、**台北線と香港線が運航再開**。

就航先 (就航日)	航空会社	2019年 夏ダイヤ	運航再開等の状況 (R5.4.10時点)
ソウル (H4.4.20)	エアソウル ※H28.10.7アジア航空から移管	7往復/週	R5.3.26~R5.10.28 7往復/週(定期)
上海 (H23.7.15)	春秋航空	5往復/週	運休(当面の間)
台北 (H25.3.21)	チャイナエアライン	7往復/週	R5.1.19~ 4往復/週(定期)
香港 (H28.7.6)	香港エクスプレス	4往復/週	R5.1.22~R5.4.13 3往復/週(のびのびチケット) R5.4.16~R5.10.28 3往復/週(定期)
4か国・地域	合計	23往復/週	14往復/週

課題

課題① 高松空港の支援の拡充

- 民間委託された後も、国は空港の管理者であり、コンセクション空港においても、非コンセクション空港と同様に、**国内線着陸料の減免が可能となるよう、高松空港株式会社への支援が必要**。
- 「訪日誘客支援空港」への支援メニューを拡充するとともに、各種施策において、コンセクション空港が不利にならないよう、**施策均衡を図り、継続的な支援・拡充を行う必要がある**。

課題② 空港グランドハンドリング人材の確保・育成

- 今後、国際線の回復・増便等に向けて、グランドハンドリング人材不足が懸念されるため、**人材確保・育成について、国における継続的な対策が必要**。
- 運航再開に向けた航空会社への働きかけや、グランドハンドリング受託事業者へのヒアリングのなかで、**グランドハンドリングの状況改善について、強い要望あり**



特に旅客ハンドリングスタッフの確保・育成が急務
(受託事業者へのヒアリングより)

出典：株式会社ホームページ

提案・要望事項

③ 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリーⅢの計器着陸装置(ILS-CATⅢ)を早期に整備すること。

④ 滑走路端安全区域(RESA)の早期完成を図ること。

現状と課題

③ 計器着陸装置(ILS-CATⅢ)の早期整備

- ▶ 濃霧等による欠航、条件付き運航の発生 ▶ 拠点性の低下、地域経済への影響
- ▶ 航空便に対する信頼感の低下 ▶ 大規模災害発生時に求められる役割を果たせない恐れ

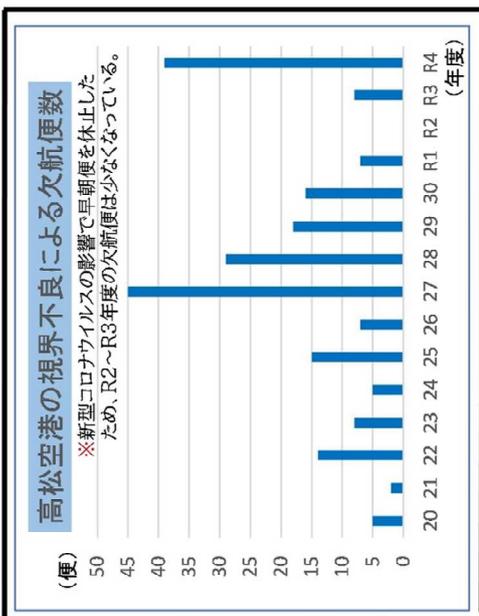


高松空港の基本機能を維持しつつ、

- ▶ 本県の提案内容を考慮し、費用便益比(B/C)の向上を図り、カテゴリーⅢの計器着陸装置(ILS-CATⅢ)を整備することが必要

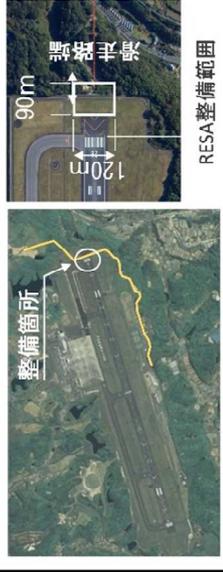
B/C向上のための本県の提案内容

整備コストの削減	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ マニュアル見直し等による新たな便益の追加 ▶ 就航率改善、条件付き運航の減少による航空利用転換便益の追加 ▶ 大規模災害発生時における運航便増の便益の追加 ▶ 国際線便益の計上 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電波高度計用地の補強土壁工法採用 ▶ 建設残土の流用  <p>補強土壁工法整備例</p>
<p>高松空港におけるILS-CATⅢの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点としての役割 ・ 空港防災拠点計画で、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付け。 ・ 四国で唯一、津波の影響を受けない内陸部にある空港。 ○ 航空ネットワークの信頼性向上 ・ 高速で確実な移動手段が確立できる。 ・ 拠点性が向上し、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。  <p>高松空港</p>	



④ RESAの早期完成

RESA(滑走路端安全区域)は航空機の安全運航に必要なものであり、早期完成が必要。



整備箇所
調整範囲
RESA整備範囲

10 本州四国連絡高速道路の通行料金について

【提案・要望事項】

令和6年度以降も本四高速を含めた「全国共通料金制度」を継続すること。

【現状・課題】

- 高速道路料金については、地域間格差のない、全国一律の利用しやすい料金体系とすることが肝要であり、瀬戸中央自動車道（以下「瀬戸中央道」という）をはじめとする本州四国連絡高速道路（以下「本四高速」という）は、NEXCO区間と異なる料金体系となっていました。平成26年4月、本四高速を含めた「全国共通料金制度」が実現しました。
- これを受け、「全国共通料金制度」の導入効果を持続的に発展させるため、平成26年、環瀬戸内海地域の経済界、自治体等の関係者が「環瀬戸内海地域交流促進協議会」を設置し、経済、生活、文化の一層の発展、向上を図るため、様々な交流促進への取組を進めてきました。
- 本県においても関係機関連携の下、「瀬戸内海国立公園ウォーク」や「島へ行こうキャンペーン」の実施、瀬戸大橋開通35周年を記念した中四国最大級の花火大会の開催など、観光面を中心とした交流人口の拡大による利用促進策に取り組んでいます。
- さらに「環瀬戸内海地域交流促進協議会」では、令和10年度に向けて、本州四国間における「交流人口一千万人増（平成25年度比）」の目標を掲げ、より一層の魅力ある取組を進めています。
- 人口減少が進む中、「全国共通料金制度」の導入により、利用しやすい料金水準となったことや、このような取組を継続した結果、中国・四国間はもとより全国からの往来により、瀬戸中央道をはじめ、本四高速の交通量はコロナ禍の影響を除いて順調に増加し、令和元年には瀬戸中央道の年間交通量が過去最高の約842万台となりました。また、全国への経済波及効果は年間約2.4兆円に達しており、本四高速は「地方創生」や「分散型国土づくり」に欠かすことのできない「観光や物流の大動脈」になっています。
- また、交通量の増加により、本四高速の収入実績は計画（平成26年8月協定時）を上回る水準で推移しており、債務返済計画に基づいた返済が着実に進んでいます。

- しかしながら、本四高速を含めた現行の「全国共通料金制度」は、当面10年間（平成26～令和5年度）の時限措置であり、国・地方が総力を挙げて地方創生に取り組む中、再び以前の料金に戻れば、本州四国間の「人」や「モノ」の交流が減少し、本県の人的交流や経済活性化へ悪影響を及ぼすことが懸念されるため、令和6年度以降も本四高速を含めた「全国共通料金制度」の継続が必要です。

【所管府省】国土交通省（道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課

10 本州四国連絡高速道路の通行料金について

所管府省 国土交通省(道路局)、財務省(主計局)

関係係課 県関係課

交通政策課

提案・要望事項

○ 令和6年度以降も本州四国連絡高速道路を含めた「全国共通料金制度」を継続すること。

現状と課題

▶ 全国共通料金導入による料金引き下げ(ETC車)

本州四国連絡高速の区分	～H26.3	～H26.4
陸上部	28.08円/km	⇒ 24.6円/km
海峽部(瀬戸大橋等)	252.72円/km	⇒ 108.1円/km
海峽部(明石海峡大橋)	404.35円/km	⇒ 108.1円/km

例) 普通車: 早島IC～坂出IC
(平日 ETC車)
4,300円 → 2,310円

▶ 「環瀬戸内海地域交流促進協議会」を通じた香川県の利用促進策



瀬戸内海国立公園
ウオーク



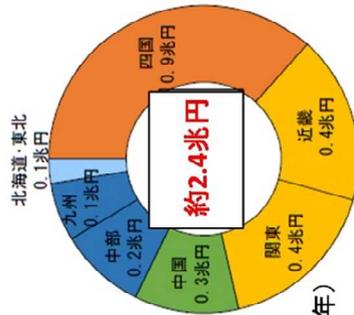
島へ行こうキャンペーン
(情報発信・観光連携)



地元坂出市での花火大会

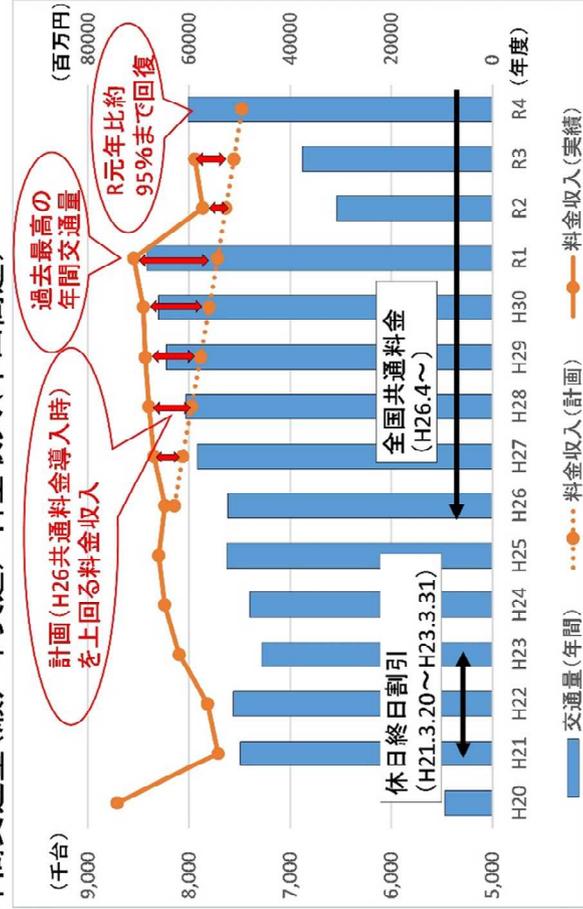
▶ 経済効果

「観光や物流の大動脈」として、
経済効果は全国に波及。



本四架橋による経済効果(平成30年)

▶ 年間交通量(瀬戸中央道)・料金収入(本四高速)



全国共通料金制度は令和5年度末までの時限措置であり、以前の料金に戻れば、人的交流・経済活性化へ悪影響を及ぼす。

現行の全国共通料金制度の継続が必要。

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(1) 社会資本整備にかかる公共事業予算の確保

【提案・要望事項】

国において新たに策定される国土形成計画（全国計画）や国土強靱化基本計画も踏まえ、地域経済や県民生活を支え、災害に強く、安全で安心できる住み良い県土づくりを推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助事業の予算を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算を十分に確保するとともに、別枠で確保されている5か年加速化対策完了後においては、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう予算を十分確保すること。

【現状・課題】

- 県民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、国土強靱化に向けた防災・減災対策や将来を見据えた戦略的なインフラ老朽化対策、持続的な経済成長の確保等に資する社会資本整備の必要性は高まっています。
- 現在、本県は、急激に進む人口減少と少子高齢化、激甚化する風水害や南海トラフ地震の発生確率の高まり、公共土木施設の老朽化などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による交通・観光需要の減少、建設資材の高騰など、内外の難局に直面しています。特に、四国圏全体での人口減少は全国より約25年早く、高齢化も約10年早く進行しており、都市部への人口流出も続いているなか、地域社会を持続可能なものとしていくためには、四国の玄関口としての本県における社会資本整備が非常に重要なものとなっています。
- このようななか、本県では、県民の安全な暮らしを守り、県経済を発展させるため、安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」、活力に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市100計画」、多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくる「にぎわい100計画」の3つの柱を中心とし、社会資本の整備に取り組んでいます。
- 第1の柱である、安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民100万人計画」については、地震・津波対策、流域治水対策、公共土木施設の老朽化対策、交通安全対策などを推進することとしています。

- また、第2の柱である、活気に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」については、幹線道路や港湾の整備のほか、サンポート高松地区のより一層のにぎわい創出のため、現在、令和7年3月の開設に向けて整備中である香川県立アリーナにあわせて、歩行者が安全で快適に歩ける空間づくりに計画的に取り組んでいます。
- さらに、第3の柱である、多くの人が行き交い訪れたい香川をつくる「にぎわい 100 計画」については、高松港玉藻地区において、11万トン級までの大型クルーズ客船の受入れが可能となる施設整備などを推進することとしています。
- このように本県では、「県民 100 万人計画」、「デジタル田園都市 100 計画」、「にぎわい 100 計画」の3つの柱を中心とし、社会資本の整備を進めてきていますが、県民の安全な暮らしを守り、県経済を発展させるための社会資本整備は、今後も切れ目なく着実に進めていく必要があります。
- このことから、国において新たに策定される国土形成計画（全国計画）や国土強靱化基本計画も踏まえ、地域経済や県民生活を支え、災害に強く、安全で安心できる住み良い県土づくりを推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助事業の予算の確保を要望します。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算を十分に確保するとともに、別枠で確保されている5か年加速化対策完了後においては、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう予算を十分確保することを要望します。

【所管府省】 国土交通省（水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局）、
財務省（主計局）

【県関係課】 技術企画課、土木監理課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (1) 社会資本整備にかかる公共事業予算の確保

所管府省

国土交通省(水管理・国土保全局、道路局、港灣局、都市局、住宅局)、財務省(主計局)

県関係課

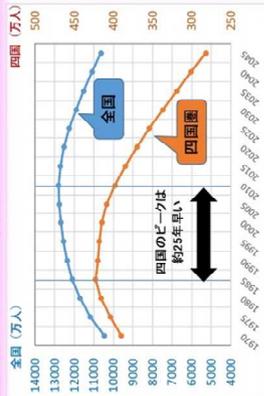
技術企画課、土木監理課

提案 ・要望事項

○国において新たに策定される国土形成計画(全国計画)や国土強靱化基本計画も踏まえ、地域経済や県民生活を支え、災害に強く、安全で安心できる住み良い県土づくりを推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助事業に必要な予算を確保すること。

現状と課題

急激な人口減少、少子・高齢化



激甚化・頻発化する気象災害

切迫する南海トラフ地震

インフラの老朽化

コロナによる交通・観光需要の減少

建設資材価格の高騰

四国圏の人口減少は、全国より約25年早く
高齢化は約10年早い

「人生100年時代のフロンティア県」

目標

3つの柱



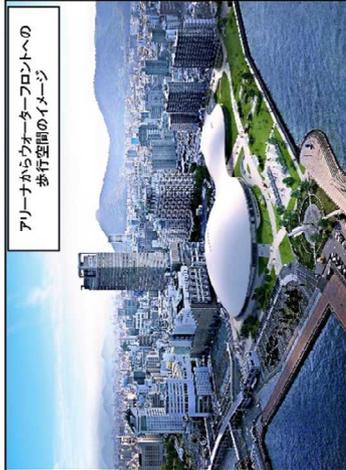
港湾の整備



幹線道路の整備



老朽化対策



アリーナからウオーターフロントへの
歩行空間のイメージ

歩行空間の整備

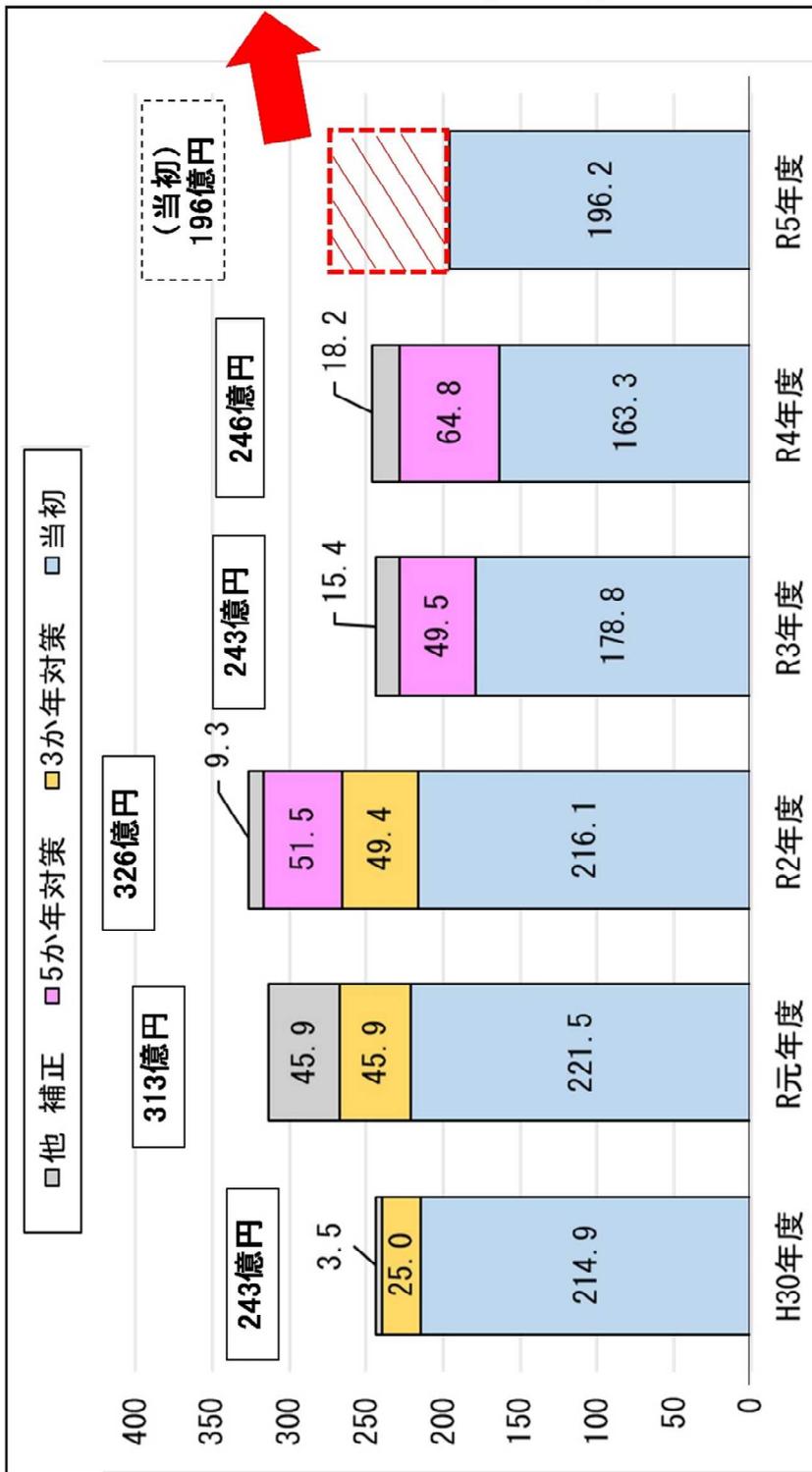
◆社会資本整備を切れ目なく着実に実施していく
ため、公共事業に必要な予算を確保すること

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進

提案 ・要望事項

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算を十分に確保するとともに、別枠で確保されている5か年加速化対策完了後においては、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう予算を十分確保すること。

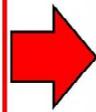
3か年緊急対策・5か年加速化対策の事業費



◆今後も5か年加速化対策予算が十分確保されなければ、

・激甚化・頻発化する気象災害への備えが不十分となる

・インフラ老朽化対策の計画的な推進が困難となる



◆「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な予算確保が必要

(2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進

【提案・要望事項】

① 高規格道路等の整備推進等

本県では、都市部の環状機能や空港・港湾等へのアクセス機能が十分ではないことから、人流・物流の円滑化や活性化により、生産性向上、地域活性化等を図るため、高規格道路等の整備等を強力に推進すること。

○「四国地域 新広域道路交通計画」で広域道路ネットワークに位置付けられた高松環状道路や高松空港連絡道路など、地方都市環状道路や空港・港湾アクセスとなる高規格道路の整備、計画の具体化

○高速交通体系のストック効果を生かした I C の整備や、貨物輸送の効率化を図る港湾の整備等と連携した県道高松坂出線など、I C ・港湾・空港等のアクセス道路の整備

○高規格道路と代替機能を発揮する国道 11 号など、ダブルネットワークの強化等の推進による、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築

② 交通安全対策の推進等

本県では、人口 10 万人当たりの交通事故死者数が恒常的にワースト上位となっていることから、通学路等における交通安全対策及び安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力に推進するための予算を確保すること。

③ 道路施設の老朽化対策等の推進

本県では、道路施設の老朽化が進んでいることから、メンテナンスサイクル確立に向けて取り組んでいるが、新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ、現在進めている 5 か年加速化対策以降も引き続き予防保全への本格転換を進めるための老朽化対策等に必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

① 高規格道路等の整備推進等

○ 「四国地域 新広域道路交通計画（令和 3 年 6 月）」における「広域道路ネットワーク」として、本県では、瀬戸中央自動車道や高松自動車道のほか、J R 高松駅や高松港などのあるサンポート高松地区と高松自動車道、高松空港とを結ぶ高松環状道路や高松空港連絡道路が「高規格道路」に、また、国道 11 号などの直轄国道等が「一般広域道路」に位置付けられています。

○ また、「重要物流道路」として指定されている県道高松坂出線は、県都高松市と本県随一の大型工業団地「番の州臨海工業団地」を有する坂出市を最短で結び、本県の臨海部の産業振興や物流の効率化のために大変重要な道路です。

- 本県が果たしてきた、四国の玄関口、あるいは物流・人流の要衝の地としての役割をこれからも発展させ、物流・人流の円滑化により、生産性の向上や地域活性化等を図るためには、広域道路ネットワークの着実な整備等が不可欠であります。
- そのため現在、国が直轄事業として、計画段階評価を実施している高松環状道路や、東かがわ市及び観音寺市・三豊市で整備中の国道 11 号、また、県が実施している高松空港連絡道路（県道円座香南線（香南工区））や港湾・空港等のアクセス道路（県道高松坂出線）の整備推進等をしていく必要があります。

1) 地方都市環状道路となる高規格道路（高松環状道路）の整備促進

- 「高松環状道路（L=約 40km）」は、平成 6 年に地域高規格道路の計画路線として指定され、そのうち、高松市檀紙町付近からサンポート高松地区付近までの約 8 km については、昨年 12 月に第 1 回地方小委員会が開催され、計画段階評価に着手したところです。
- 上記区間の整備により、課題である国道 11 号などの交通渋滞が緩和するとともに、国の合同庁舎等が立地するサンポート高松地区と高松自動車道、さらには高松空港連絡道路を経由し、四国で唯一の「航空輸送上重要な空港」である高松空港とが結ばれることにより、交通結節機能や防災機能の強化が期待できます。
- 一方、琴電連続立体交差事業の都市計画の廃止の方向性が示されたことから、高松港朝日地区からの円滑な物流機能を確保するため、ボトルネックとなっている本町踏切の根本的な問題についても、地方小委員会で検討されることとなっており、計画段階評価の中にサンポート高松付近から東への延伸についても盛り込み、高松環状道路の計画段階評価の早期完了を図るよう要望します。

2) 空港・港湾アクセスとなる高規格道路（県道円座香南線）の推進

- 県道円座香南線は、高松自動車道と高松空港を結ぶ高松空港連絡道路等の高規格道路であり、本県の高速交通体系のストック効果と高松空港の拠点性を最大限に生かし、地域経済の活性化を図るために重要な道路です。
- そのため、平成 30 年 3 月に完了した中間工区なかかつまに引き続き、平成 30 年度から香南工区 6 km の整備に取り組んでおり、そのうち、バイパス区間約 1 km について、昨年 4 月に供用を開始したところではありますが、空港アクセスのより一層の利便性向上が課題であり、引き続き、県道三木綾川線等と立体交差する高架橋等の整備を推進しています。

○ また、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するための「災害に強い国土幹線道路ネットワーク」に位置付けられていることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」としても、措置された令和4年度補正予算を活用し、整備を推進しています。

○ 以上のことから、経済成長や国土強靱化に資する高規格道路のより一層の整備推進のため、道路改築事業（高規格道路）の補助予算の確保を要望します。

3) IC・港湾・空港等のアクセス道路（県道高松坂出線の4車線化）の推進

○ 県道高松坂出線は、県都高松市と本県随一の大型工業団地「番の州臨海工業団地」を有する坂出市を最短で結び、本県の臨海部の産業振興や物流の効率化のために大変重要な道路です。

○ 本路線は、平成31年4月に国土交通大臣により「重要物流道路」として指定されており、さらに、令和6年度の供用開始を目指してフルインター化が進められている瀬戸中央自動車道坂出北ICや貨物輸送の効率化等の物流機能の強化が進む高松港を連絡するアクセス道路となっています。

○ そのようななか、本路線の交通量は、2車線での最大許容交通量である1日当たり9,000台を大きく超え、平成27年には15,300台となっていることに加え、現在の2車線では、交通事故が発生すると通行止めとなり、迂回路もないことから、4車線化が急務となっています。

○ そのため、令和元年度から本路線の4車線化整備に取り組んでおり、坂出北ICのフルインター化の供用開始に合わせた令和6年度の供用開始を目指し、措置された令和4年度補正予算を活用し、整備を推進しています。そのうち、トンネルについては、令和3年度に坂出側工区の、昨年度には高松側工区の工事に着手しています。

○ 以上のことから、迅速かつ円滑な物流を確保し、経済成長に資する、ICや港湾の整備にあわせて行うアクセス道路のより一層の整備推進のため、空港・港湾等のアクセス道路事業の補助予算の確保を要望します。

4) 高規格道路とのダブルネットワーク（国道11号）整備の促進

○ 県内を東西に貫き、徳島・愛媛両県に通じる本県の主要幹線道路である国道11号では、2車線区間において、交通混雑や多くの交通事故が発生しているほか、高速道路ICや都市・公共施設へのアクセス性が十分でないなど、物流・人流の円滑化や経済活動において課題を抱えています。

- そのため、現在、大内白鳥バイパスの整備や豊中観音寺拡幅が進められており、大規模災害時の緊急輸送道路に指定され、高規格道路と代替機能を有するダブルネットワークの強化にもなることから、早期の完成が望まれています。
- 国道 11 号大内白鳥バイパスでは、計画区間 9.2km のうち、5.9km の区間が暫定供用されており、豊中観音寺拡幅では、計画区間 4.6km のうち、1.3km の区間が本年 4 月 4 車線化されたところですが、早期の事業効果の発現のためにも、より一層の事業の進捗が必要です。
また、これらに引き続き、国道 11 号の 2 車線区間については、4 車線化、バイパス化を推進する必要があります。
- 以上のことから、経済成長及び地方創生に寄与する国道 11 号等のダブルネットワークの整備が推進されるよう要望します。

② 交通安全対策の推進等

- 本県では、交通死傷事故件数は減少傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの交通事故死者数は恒常的にワースト上位となっており、特に令和 2 年は、平成 24 年以来 8 年振りに全国ワースト 1 位となり、昨年も全国ワースト 4 位という危機的な状況となっています。近年では、交通事故死者数の 6 割を高齢者が占めているほか、歩行者や自転車乗車中の交通事故死者数も全体の半数以上を占めています。

1) 直轄国道の交通安全対策の促進

- 過去 5 年間の本県における直轄国道での交通死傷事故件数は、県内全体の約 2 割を占めており、直轄国道において多くの交通死傷事故が発生している状況であり、また、日本損害保険協会が発表した令和 3 年の「全国交通事故多発交差点マップ」では、県内ワースト 5 のうち 4 地点が高松市内における国道 11 号の交差点となっており、直轄国道における交通安全対策が課題となっています。
- 現在、国道 11 号、国道 32 号及び国道 319 号の直轄国道では、安全・安心を確保するために交差点改良や歩道整備などの交通安全対策が実施されているところですが、交通事故を抑止するためには、引き続き交通安全対策に取り組む必要があります。
- 以上のことから、誰もが安全に利用できる円滑な道路環境の整備のため、国において、より一層、直轄国道の交通安全対策を推進されるよう要望します。

2) 県管理道路の交通安全対策の推進

- 県管理道路では、交通死亡事故を抑止するため、本県の交通事故の特徴の一つである交差点での事故に着目し、「交差点のカラー舗装化」等の即効性の高い交通安全対策とともに、安全な通行空間を確保するため、通学路等での歩道等の整備に取り組んでいます。
- さらに、令和3年6月に千葉県八街市^{やちまた}で発生した通学路での交通死傷事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁からの要請により、関係機関と連携し、県内1,555か所で通学路の合同点検を実施したところ、これまでに県管理道路では259か所において、歩道の設置や防護柵等の交通安全施設の整備などの対策が急務となっています。
- 加えて、幹線道路の渋滞により、通過交通が生活道路に流入し、生活空間の安全を悪化させ、交通事故の増加要因となっているため、幹線道路の渋滞対策に資する交差点の改良や拡幅整備などを推進し、幹線道路の機能強化を図ることが課題となっています。
- このことから、県管理道路では、これまでの取組に加え、措置された令和4年度補正予算を活用し、通学路の合同点検等を踏まえた交通安全対策を可能なものから速やかに実施し、令和4年度末までに約7割に当たる177か所が完了したところですが、子供の安全な通行を確保するためには、引き続き即効性の高い防護柵の設置や路面標示等の対策のほか、歩道等の整備を着実に進めるとともに、幹線道路の機能強化にも鋭意取り組む必要があります。
- 以上のことから、通学路における交通安全対策や安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力に推進するため、令和4年度から創設された交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）や交通安全対策補助制度（地区内連携）、防災・安全交付金事業の予算の確保を要望します。

③ 道路施設の老朽化対策等の推進

- 高度経済成長期に建設された道路施設の老朽化が進行しており、20年後には、建設後50年を経過した橋梁の割合が8割を超える状況が見込まれることから、将来にわたりその機能を発揮できるよう、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進することが、県民の安全・安心の確保のため喫緊の課題となっています。
- 本県では、平成26年度から平成30年度までの1巡目点検の結果、橋梁など法定点検の対象となった県管理施設1,630施設のうち、208施設が早期に措置を講ずべき状態（Ⅲ判定）であることが判明しました。

- このことから、道路メンテナンス事業補助制度などを活用し、令和4年度末までにⅢ判定の208施設すべての老朽化対策に着手し、169施設の対策が完了しています。

- 引き続き、老朽化対策が未完了である39施設について、早急に対策を講じる必要があるなか、令和元年度から令和4年度までの2巡目点検の結果、新たに128施設のⅢ判定が判明しており、将来のライフサイクルコストの低減を実現する予防保全へ早期に移行するため、今後も定期点検の結果を踏まえて計画的・集中的な老朽化対策を実施していく必要があります。

- また、法定点検の対象となる道路施設とともに、ひびわれなど損傷した舗装や風化した危険な法面など法定点検の対象外となる道路施設等についても、道路の安全・安心な通行を確保するために、老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化の取組を加速させる必要があります。

- 以上のことから、国において新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ、今後とも地域経済や県民生活を支え、強靱な県土づくりを地域の実情に応じて進めていくためには、道路施設が、将来にわたりその機能を発揮できるよう、老朽化対策等を推進する必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進及びそれ以降も引き続き道路メンテナンス事業や土砂災害対策道路事業、防災・安全交付金事業の予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】道路課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進

① 高規格道路等の整備推進等

1) 地方都市環状道路となる高規格道路(高松環状道路)の整備促進

地方都市環状道路となる高規格道路(高松環状道路)の計画段階評価の早期完了を図ること。

ボトルネックとなっている本町踏切の根本的な問題を解消するため、計画段階評価に東への延伸を盛り込むこと。

提案 ・要望事項

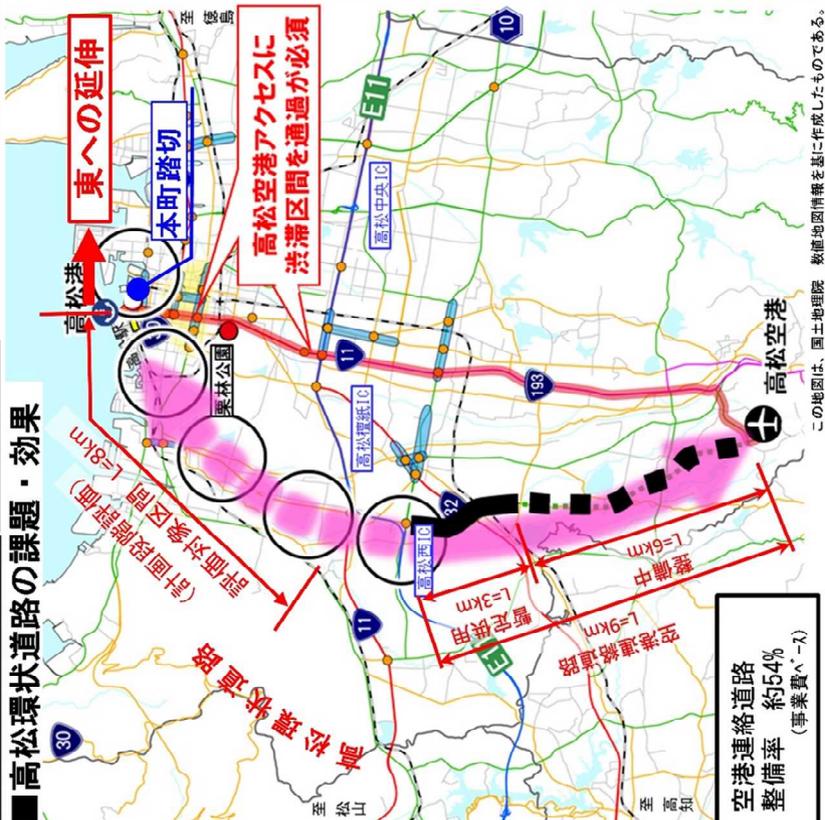
現状、課題、効果

国土交通省(道路局)、財務省(主計局)

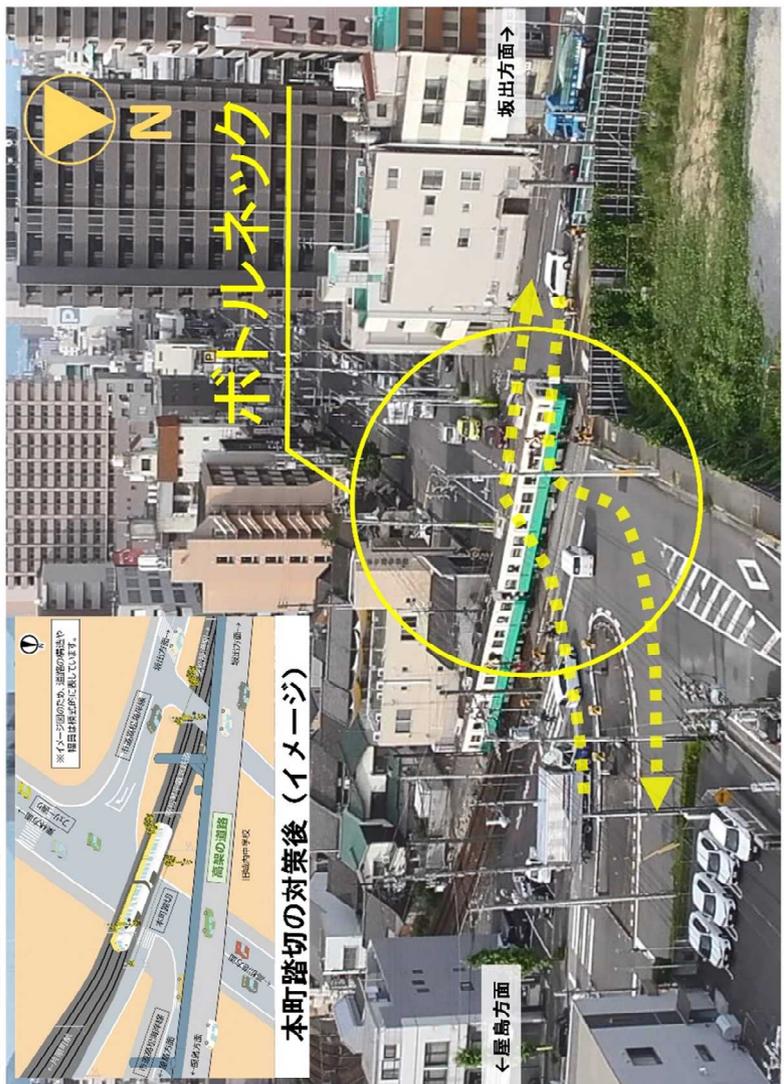
県関係課

道路課

■ 高松環状道路の課題・効果



■ 本町踏切の現状



①高規格道路等の整備推進等

- 2) 空港・港湾アクセスとなる高規格道路(県道円座香南線)の推進
- 空港・港湾アクセスとなる高規格道路(県道円座香南線)の整備のために必要な予算を確保すること。

提案
・要望事項

高規格道路の整備



防災拠点サポーター合同庁舎



国の現地対策本部設置予定(サポーター合同庁舎)



陸上自衛隊の災害派遣活動拠点(国営讃岐まんのう公園)

国営讃岐まんのう公園

この地図は、国土地理院長の承認(平29回第1号)を得て、同院長の5万分の地形図を一部加工したものである。

災害に強い国土幹線道路ネットワークとしての役割

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算により整備が加速



R4.4.12に開通した香南工区のバイパス区間1km



ソウル線運航再開記念セレモニー(R4.11.23)



台北線運航再開記念セレモニー(R5.1.19)

① 高規格道路等の整備推進等

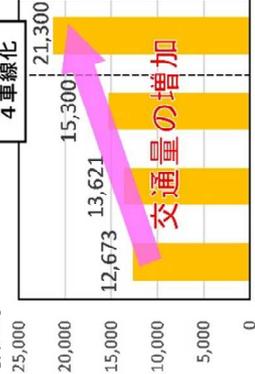
- 3) IC・港湾・空港等のアクセス道路(県道高松坂出線の4車線化)の推進
 IC・港湾・空港等のアクセス道路の整備(県道高松坂出線の4車線化)のために
 必要な予算を確保すること。

提案
 ・要望事項

港湾・空港等のアクセス道路の整備



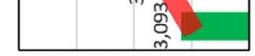
◆ 五色トンネルの通行台数の推移 [台/日]



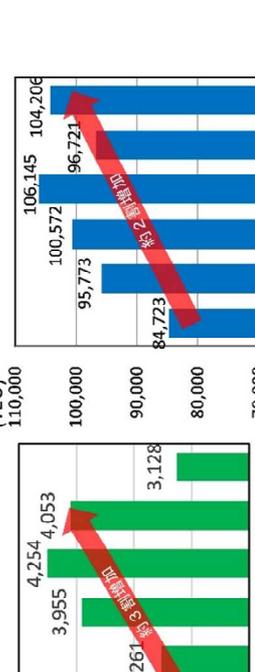
◆ 坂出市の製造品出荷額等の推移 (億円)



◆ 高松港全体のコンテナ取扱貨物量の推移 (TEU)



◆ 坂出北ICフル化 番の州臨海工業団地



坂出北ICや高松港の整備と連携して行う
 アクセス道路の整備により
 物流機能を強化

地方を支える産業等の生産性向上に寄与!

提案
- 要望事項

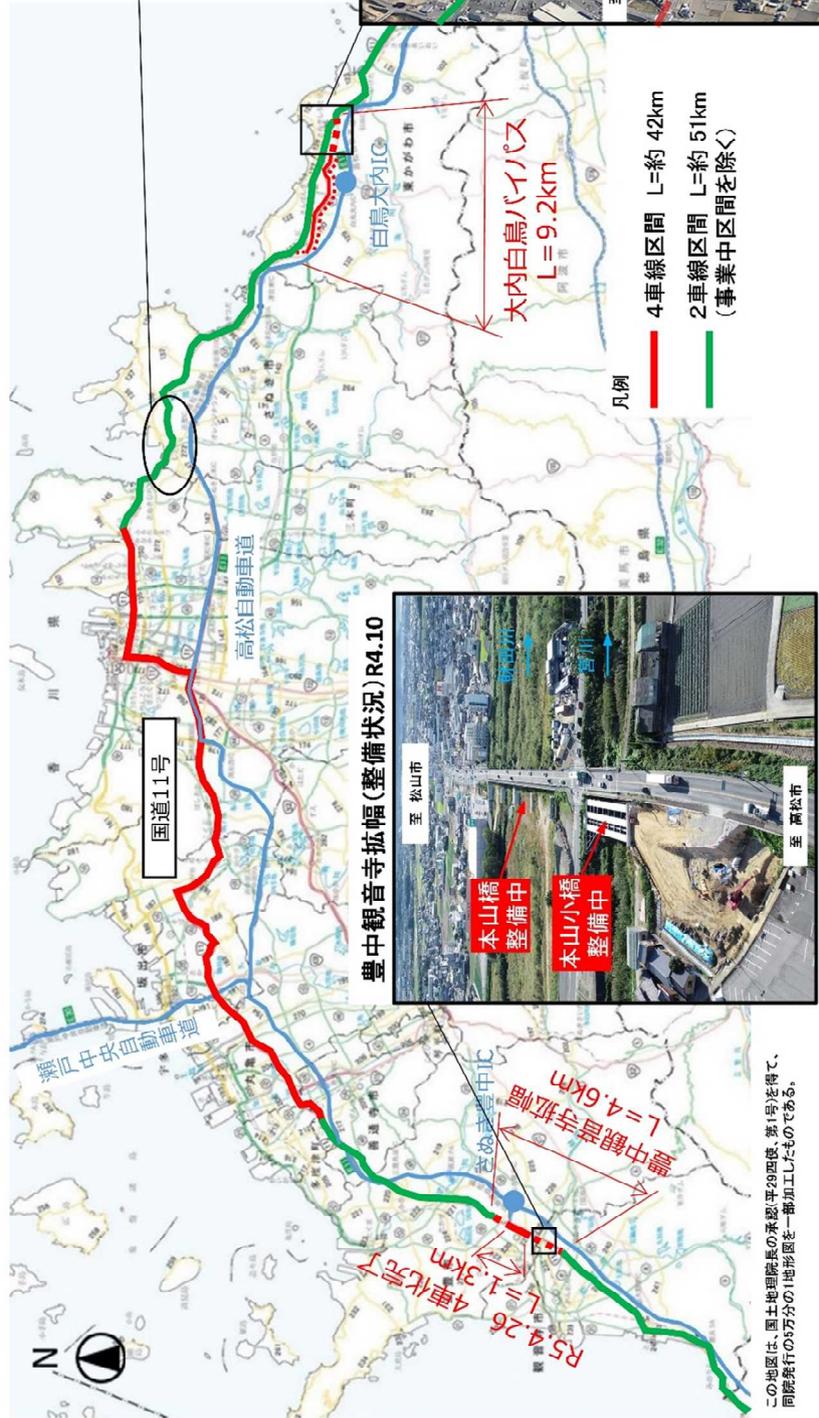
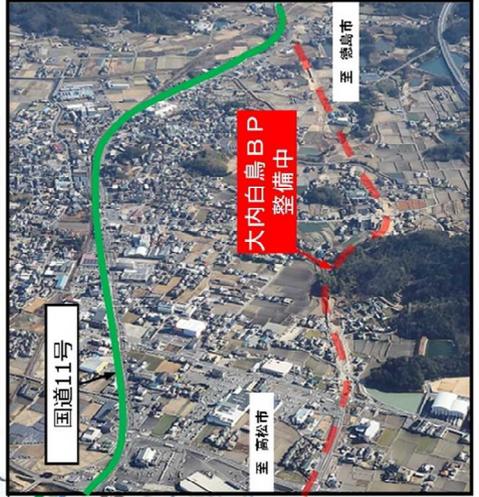
- ① 高規格道路等の整備推進等
 4) 高規格道路とのダブルネットワーク(国道11号)整備の促進
 大内白鳥バイパス及び豊中観音寺拡幅の早期完成を図ること。
 引き続き、2車線区間の4車線化、バイパス化を推進すること。

現状と課題

香川県東部(さぬき市)
 (天野峠西交差点付近の混雑状況)R3.12



大内白鳥バイパス(整備状況)R5.1



この地図は、国土地理院長の承認(平成29年度、第1号)を得て、同院発行の3万分の1地形図を一部加工したものである。

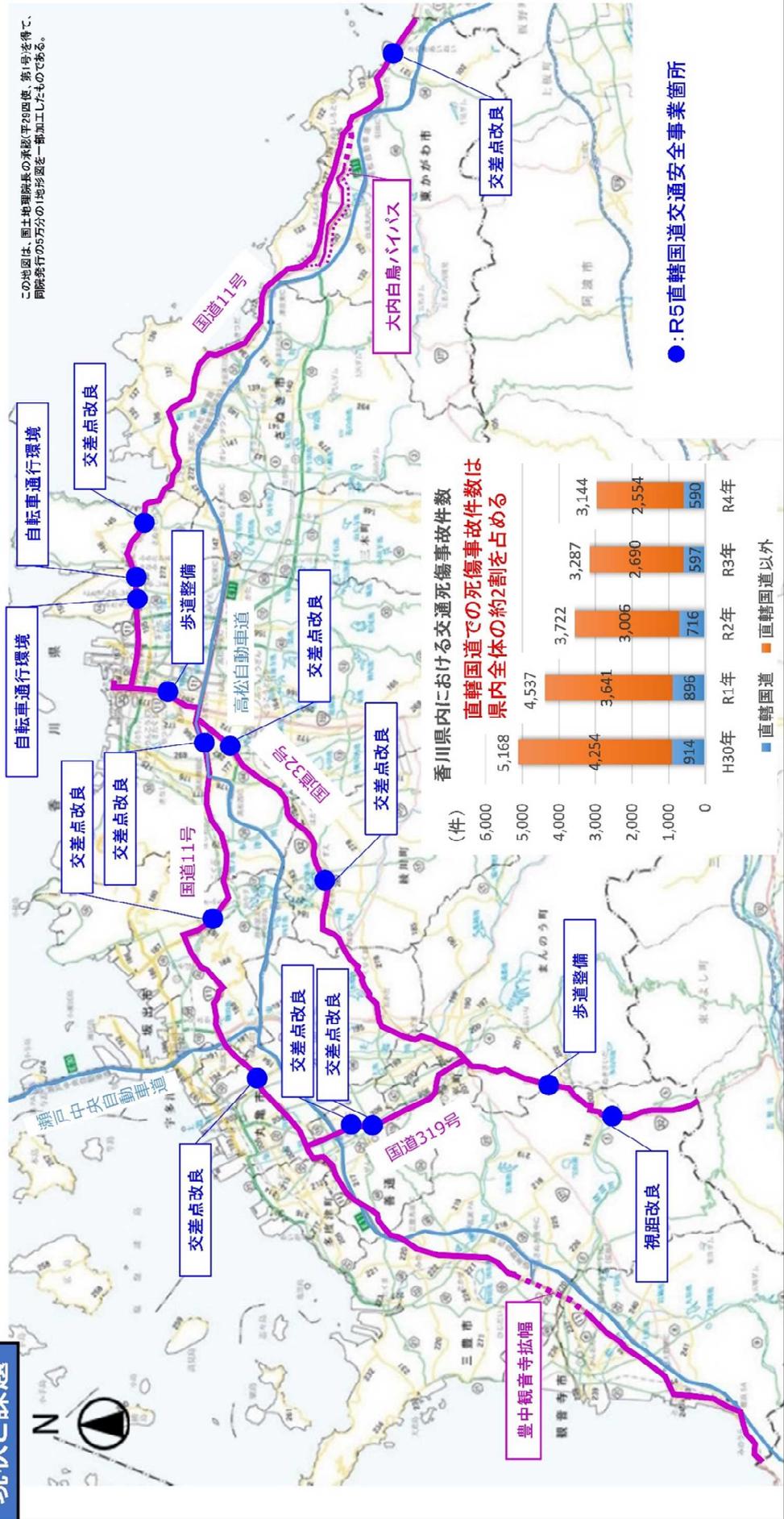
提案

・要望事項

②交通安全対策の推進等

- 1) 直轄国道の交通安全対策の促進
国においてより一層、直轄国道の交通安全対策を推進すること。

現状と課題



提案
・要望事項

②交通安全対策の推進等

2) 県管理道路の交通安全対策の推進

交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)等を活用した事業のために必要な予算を確保すること。

安全で円滑な道路環境の整備

通学路等における
自転車歩行者道の整備



県道財田上高瀬線(三豊市)

大型車の脇を通学する児童

交通事故死者数の半数を占める、
歩行者、自転車利用者の安全を確保



整備前



整備後

県道帰来本山停車場線(香川県三豊市)

歩道整備により安全な通行空間を確保

渋滞対策に資する
幹線道路整備・交差点改良



県道石田東志度線(さぬき市)

歩道のない危険な道路

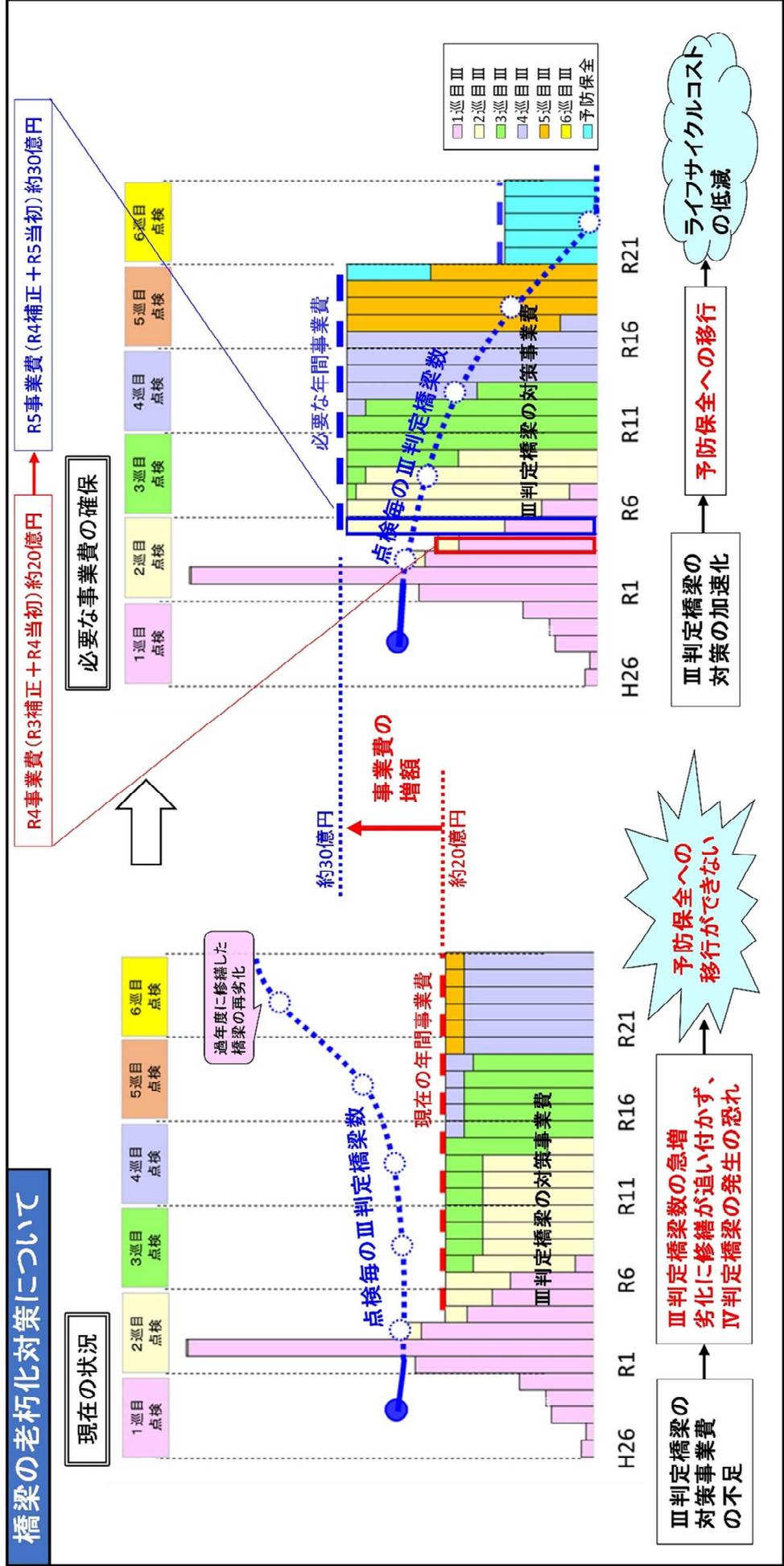


県道高松香川線(高松市)

右折車による直進車の交通阻害

提案
・要望事項

③道路施設の老朽化対策等の推進
道路施設が、将来にわたりその機能を発揮できるよう、老朽化対策等を推進するために5か年加速化対策の着実な推進及びそれ以降も事業に必要な予算を確保すること。



(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

【提案・要望事項】

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進し、継続的かつ迅速に強靱な国土づくりに取り組むために必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 本県は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、他県から重点的に警察や消防などの応援を受ける重点受援県ですが、国の現地対策本部が設置される高松サポート合同庁舎をはじめ、防災拠点空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在することから、四国の防災拠点としての機能が求められており、その機能を果たすには、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進め緊急輸送体制等の確保を図る必要があります。
- そのため、本県では、平成27年3月に「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定し、特に優先度が高い箇所については、平成27年度から10年間のⅠ期計画約55kmの整備を進めているところですが、Ⅱ・Ⅲ期計画として118kmの整備が必要であり、引き続き、計画的かつ着実に整備を進め、強靱な国土づくりに取り組む必要があります。
- 以上のことから、国において新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ、「事業間連携河川事業」や「防災・安全交付金」を活用した海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策に必要な予算の確保を要望します。
また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算を十分に確保するとともに、別枠で確保されている5か年加速化対策完了後においては、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう予算を十分確保することを要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

所管府省 国土交通省(港湾局、水管理・国土保全局)、財務省(主計局)

県関係課 港灣課、河川砂防課、土地改良課、水産課

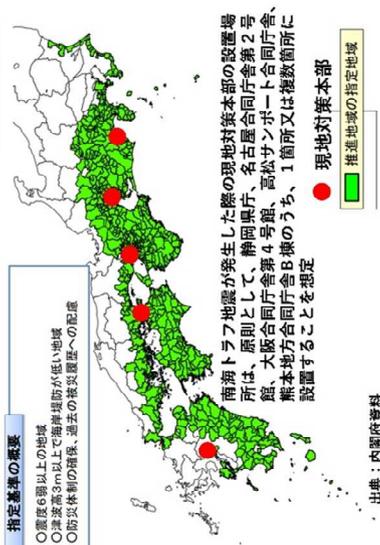
提案 ・要望事項

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進し、継続的かつ迅速に強靱な国土づくりに取り組むために必要な予算を確保すること。

香川県の役割◇四国の防災拠点としての機能を果たす

香川県は、南海トラフ地震における**重点受援県**でありながら、**国の現地対策本部**が設置される高松サンポート合同庁舎をはじめ、防災拠点空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在することから、四国の防災拠点としての機能が求められている。

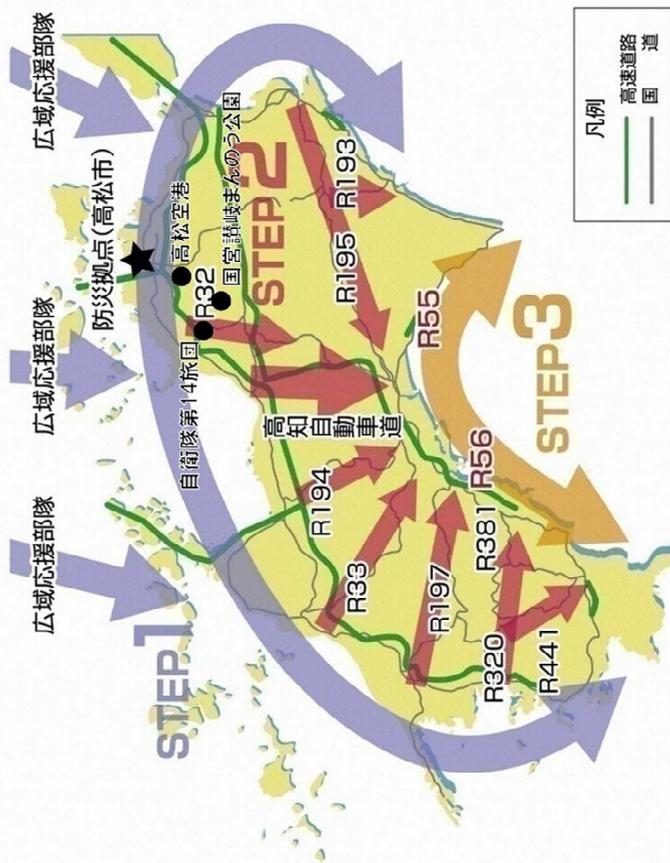
南海トラフ地震発生時の現地対策本部 ー大規模地震・津波災害緊急対策対応方針ー



国の現地対策本部がおかれる高松サンポート合同庁舎



高松空港：防災拠点空港としての機能維持



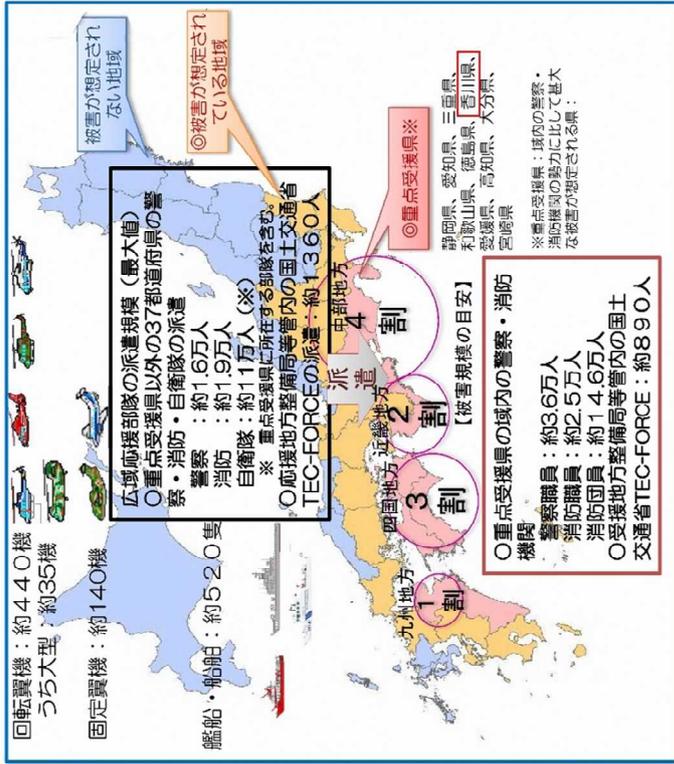
高松市：陸上自衛隊の災害派遣活動拠点

〔香川県国土強靱化地域計画〕を加工して作成

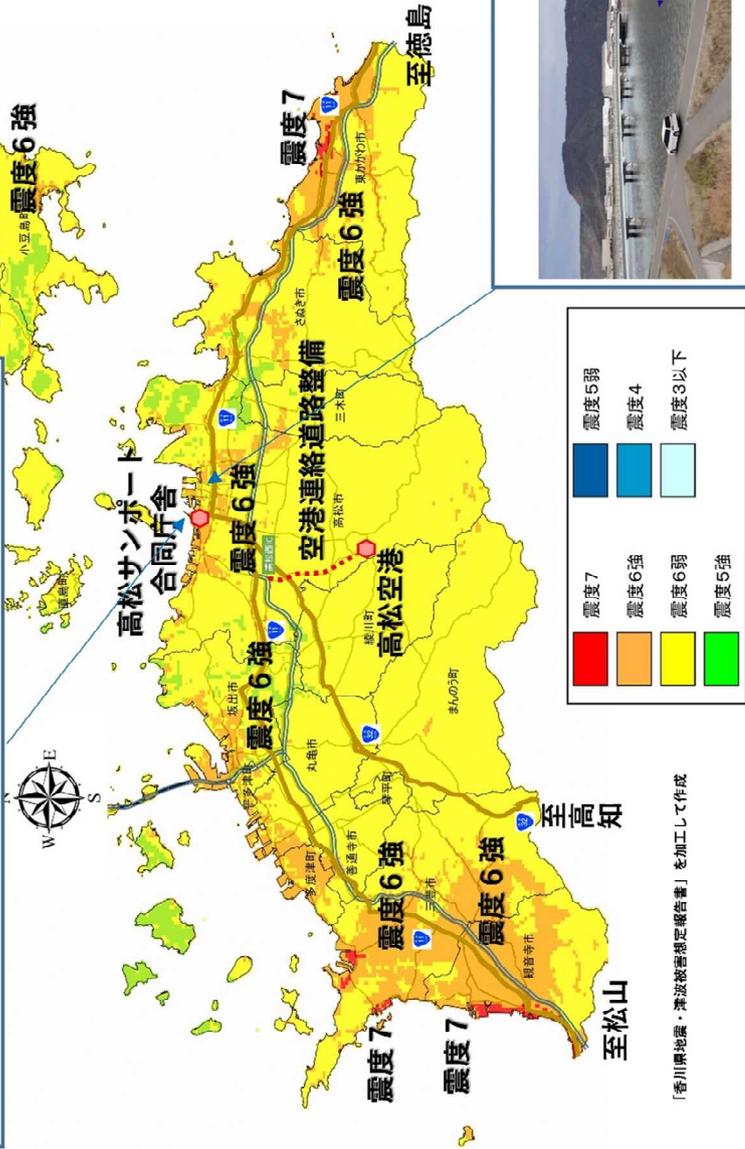
香川県の震度分布図 【南海トラフの最大クラスの地震(L2)】

最大震度7の揺れが予測されている

地震直後の被害想定 (高松港(高松市玉藻町))



地震直後の被害想定 (春日川 (高松市木太町))



「出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(概要)(内閣府)」

(4) 「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

【提案・要望事項】

これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害に対し、県民の安全な暮らしを守り、強くしなやかな県土づくりを行うため、「流域治水」に基づく防災・減災対策の予算を確保すること。

自力避難が困難な要配慮者利用施設や人的・家屋被害のおそれが顕著な箇所を集中的に整備するため、個別補助化など重点的に支援すること。

【現状・課題】

- 近年、全国各地で水害等による甚大な被害が発生しているなか、県民の安全な暮らしを守り、強くしなやかな県土づくりを行うためには、防災・減災対策の推進による県土の強靱化をより強力に進めることが急務となっています。
- そのため、本県では、県内を7つの圏域に分割し、圏域ごとに重点的に実施する治水対策を、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3つに分類したうえでとりまとめた「香川県流域治水プロジェクト」に沿って防災・減災対策に取り組むこととしています。
- このうち、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」としては、「大規模特定河川事業」、「事業間連携事業」、「防災・安全交付金」を活用した河川改修や砂防ダムの整備、「メンテナンス事業」を活用した老朽化対策のほか、ダムの整備を計画的・集中的に取り組むこととしています。
- 特にダム事業については、現在2ダムの再開発事業を行っており、このうち、綾川治水ダム建設事業（長柄ダム再開発）は、今年度は用地買収を推進するとともに付替道路工事に着手し、来年度は用地買収及び付替道路工事を推進することとしています。また、湊川総合開発事業（五名ダム再開発）は、今年度は付替道路の設計等を推進するとともに用地測量に着手し、来年度は用地買収に着手することとしています。
- また、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として、住民の皆様の適切な避難行動につなげるため、「防災・安全交付金」を活用し、小規模な河川における「洪水浸水想定区域図」の作成等を推進することとしています。

- しかし、県内には、未整備の河川や土砂災害危険箇所、リスク情報空白域等が多く存在していることから、今後懸念されている、これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害の頻発化に対し、令和4年度補正予算として措置された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用し、河川改修や砂防ダムの整備、河道掘削などを推進しているところですが、引き続き、防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

- 以上のことから、国において新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ、「大規模特定河川事業」や「事業間連携事業」、「メンテナンス事業」、「防安・安全交付金」などを活用した「流域治水」に基づく防災・減災対策の予算の確保を要望します。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算を十分に確保するとともに、別枠で確保されている5か年加速化対策完了後においては、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう予算を十分確保することを要望します。

- 県内の土砂災害危険箇所のうち、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある未整備箇所も96か所と多くあり、これらを集中的に整備するため、個別補助化など重点的に支援することを要望します。

【所管府省】国土交通省（水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】河川砂防課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (4)「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

所管省庁 国土交通省(水管理・国土保全局)、財務省(主計局) 関係係課 河川砂防課

提案 ・要望事項

- これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害に対し「流域治水」に基づく防災・減災対策の予算を確保すること。
- 自力避難が困難な要配慮者が顕著な箇所を集中的に整備するため重点的に支援すること。



国庫補助事業対象河川における河川整備率

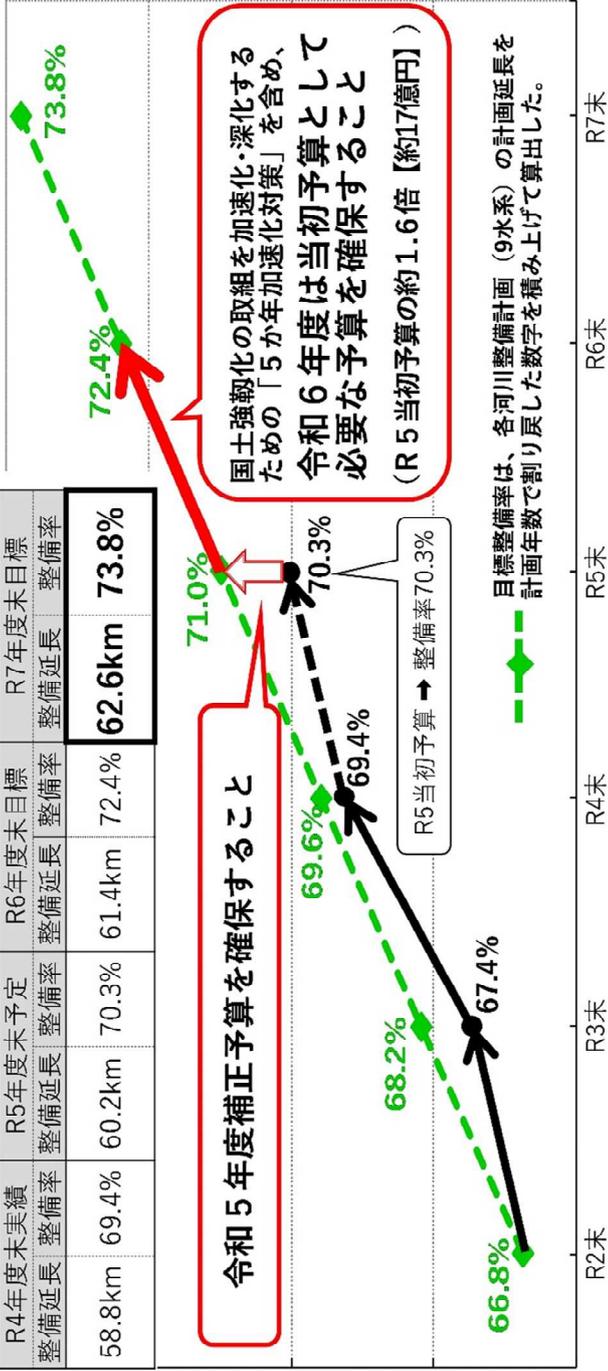
R4年度未実績 整備延長	R5年度未予定 整備延長	R6年度未目標 整備延長	R7年度未目標 整備延長
58.8km	60.2km	61.4km	62.6km
整備率 69.4%	整備率 70.3%	整備率 72.4%	整備率 73.8%

令和5年度補正予算を確保すること

国土強靱化の取組を加速化・深化するための「5か年加速化対策」を含め、
令和6年度は当初予算として
必要な予算を確保すること
(R5当初予算の約1.6倍【約17億円】)

R5当初予算 → 整備率70.3%

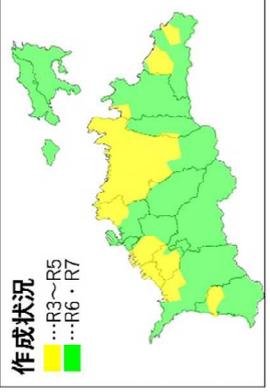
目標整備率は、各河川整備計画(9水系)の計画延長を計画年数で割り戻した数字を積み上げて算出した。

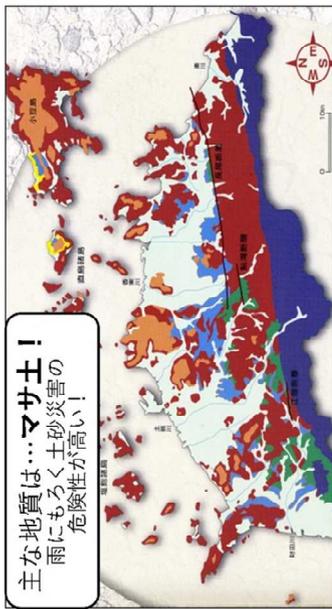


小規模河川の洪水浸水想定区域図

対象河川数	R3~R5	R6・R7
283河川	96河川 (33.9%)	187河川

令和7年度までに残り187河川の洪水浸水想定区域図を完了させるために必要な予算を確保すること





香川県の土砂災害危険箇所 施設整備状況 (R5.3末)

事業区分	危険箇所数	整備済	整備率
土石流危険渓流 (5771)	1,592	430	27.0%
地すべり危険箇所	117	12	10.3%
急傾斜地崩壊危険箇所 (3771)	633	233	36.8%
合計	2,342	675	28.8%

土砂災害警戒区域内に以下の施設が含まれる
未整備箇所数

要配慮者利用施設	50 箇所
保全家100戸以上	53 箇所
整備が急がれる箇所数 (重複箇所7箇所)	96 箇所

○土砂災害危険箇所のうち、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全家が100戸以上ある未整備箇所は96箇所
○これらを今後10年間で集中的に整備するには毎年約40億円が必要
(5か年加速化期間(R3～R5)の年平均事業費は約22億円)

自力避難が困難な要配慮者利用施設や人的・家屋被害が顕著な箇所を集中的に整備するため、個別補助化など重点的に支援すること



◆綾川治水ダム建設事業(長柄ダム再開発)の推進

綾川水系綾川(綾歌郡綾川町)の既設ダムを高上げ

- ・令和4年3月に全体計画を策定
- ・令和4年度に用地買収に着手
- ・令和5年度は用地買収を推進するとともに、付替道路工事に着手
- ・令和6年度は引き続き、用地買収及び付替道路工事を推進



H16濁水状況(ダム湖)



H16台風23号被災状況(ダム下流)

床下浸水 278棟
床上浸水 367棟
全半壊 5棟

◆湊川総合開発事業(五名ダム再開発)の推進

湊川水系湊川(東かがわ市)の既設ダム下流に新たなダムを建設

- ・令和4年度に香川県公共事業再評価委員会から「事業継続」の啓申
- ・令和5年度は付替道路の設計等を推進するとともに、用地測量に着手
- ・令和6年度は用地買収に着手



H16瀬枯れ状況(ダム下流)



H16台風23号被災状況(ダム下流)

床下浸水 116棟
床上浸水 44棟
全半壊 4棟

長柄ダム建設箇所



五名ダム建設箇所



長柄ダムの用地買収及び付替道路工事を

着実に推進するために必要な予算を確保すること

五名ダムの用地買収を

着実に推進するために必要な予算を確保すること

(5) 試験湛水中ダムにおけるダムメンテナンス事業を活用した小水力発電の導入

【提案・要望事項】

脱炭素社会の実現に向け、試験湛水中のダムにおいても、小水力発電の導入にダムメンテナンス事業を活用できるよう、採択要件の緩和を図ること。

【現状・課題】

- 2050年のカーボンニュートラル達成に向け、再生可能エネルギーの導入促進が期待されるなか、「ダム再生ガイドライン(平成30年3月 国土交通省 水管理・国土保全局)」においても、水力発電の積極的導入に努めることが明記されています。
- 本県においても、令和3年2月の県議会において「気候が危機的な状況にあることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする」ことを目標に掲げる表明を行いました。このため、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策の取組を積極的に進めていくこととし、令和3年10月には「香川県地球温暖化対策推進計画(第4次)」を策定し、太陽光発電の導入促進とともに、小水力など太陽光以外の再生可能エネルギー等の導入可能性について検討を進めています。
- そのうち、試験湛水中の椀川ダムへの小水力発電導入について、採算性等が見込めることから、早期の事業化を行いたいと考えています。事業化に当たり、河川総合開発事業は完了していることから、ダムメンテナンス事業の採択要件を確認したところ、「都道府県が管理するダム」が採択の対象であり、「試験湛水中のダムは対象とならない」とのことから、現時点では、補助事業を活用できない状況となっています。
- 以上のことから、試験湛水中のダムにおいても、小水力発電の導入にダムメンテナンス事業を活用できるよう、採択要件の緩和を要望します。

【所管府省】 国土交通省（水管理・国土保全局）

【県関係課】 河川砂防課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (5) 試験湛水中ダムにおけるダムメンテナンス事業を活用した小水力発電の導入

所管省庁 国土交通省(水管理・国土保全局)

関係係課 河川砂防課

提案・要望事項
○脱炭素社会の実現に向け、試験湛水中のダムにおいても、小水力発電の導入にダムメンテナンス事業を活用できるように採択要件の緩和を図ること。



樅川ダム(令和3年7月竣工)

脱炭素社会の実現に向けた取組

再生可能エネルギーの積極的導入

試験湛水中のダムでも積極的に小水力発電の導入を検討

採算性等が見込めることから早期の事業化を図りたい

試験湛水中のダムはダムメンテナンス事業の活用不可・・・

小水力発電設備導入効果

約1,600本の杉が1年間に吸収するCO2量に相当

発電力量	476.5Mwh/年	ダム管理用電力使用量 44.9Mwh/年 (一般世帯 約11世帯分)	CO2削減量 約22t/年
採算性・B/C		余剰売電電力 431.6Mwh/年 (一般世帯 約101世帯分)	CO2削減量 約209t/年

約14,800本の杉が1年間に吸収するCO2量に相当

採算性(投資回収年数)	B/C
19.2年 ≤ 耐用年数22年	1.27 ≥ 1.0

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
建設中	試験湛水中	試験湛水中	試験湛水中	管理中
令和3年3月2日に湛水を開始し、令和6年度中完了見込みただし、今後の降雨状況により延びる可能性も・・・				
本体工事	付替道路工事等(明許)			管理移行
	ダム建設事業(事業完了)			延びる可能性あり
補助			補助事業空白	ダムメンテナンス事業

樅川ダムの状況

ダムメンテナンス事業の採択要件の緩和を図ること

(6) 港湾事業の推進

【提案・要望事項】

① 高松港等地方の港湾の物流機能強化の推進

高松港朝日地区は、本県に立地する多くの企業が生産する様々な貨物を、日本各地はもとより、世界へ輸送する物流拠点の役割を担っていることから、効率的な輸送体系の構築により地域産業の競争力強化を図るとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時の緊急物資輸送体制等の確保のため、地方の港湾において、これらの機能を担う港湾整備の取組を支援すること。

② 坂出港におけるカーボンニュートラル実現への支援

坂出港は、本州や四国3県とのアクセス性が高く、臨海部に本県随一の大型コンビナート工業団地等を抱えており、カーボンニュートラルを目指すうえで、重要な拠点である。

坂出港におけるカーボンニュートラルポートの形成は、化石エネルギーから水素等への転換や、産業跡地の有効活用のみならず、地理的優位性を生かした四国全体の産業構造の転換につながるものであることから、国において新たに策定される国土形成計画（全国計画）も踏まえ、地方におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を強力的に支援すること。

③ 国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための港湾整備への支援

サンポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接し、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などが集積する四国の中枢拠点であり、クルーズ客船の乗客からも好評を得ており、11万トン級の大型クルーズ客船に対応した岸壁が必要である。

国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込み、瀬戸内海クルーズ振興の実現に向けて、地方の港湾におけるクルーズ客船に対応した港湾整備を支援すること。

④ 港湾・海岸施設の老朽化対策等の推進

本県の港湾・海岸施設の老朽化対策については、メンテナンスサイクルの確立に向けて取り組んでいるが、より一層の加速化が必要であることから、国において新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ、現在進めている5か年加速化対策以降も引き続き予防保全への本格転換を進めるための老朽化対策等に必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

① 高松港等地方の港湾の物流機能強化の推進

1) 高松港国際物流ターミナルの整備推進

- 高松港朝日地区における国際物流ターミナルの整備は、効率的な輸送体系の構築により地域産業の競争力強化を図るとともに、大規模災害時の緊急物資輸送体制等の確保を目的に進めており、港湾整備のなかでも力点をおき、整備を進めています。
- 今後、さらなる世界的な船舶の大型化、アジア諸国との経済関係の緊密化に対応するため、「高松港国際物流ターミナル」の物流機能強化が必要です。
- 現在、高松港国際物流ターミナルにおける岸壁の増深・延伸等について高松港港湾計画の改訂に向けた検討を進めており、引き続き、御指導をお願いするとともに、改訂後には、早期の実現に向けた検討をすることについて要望します。

2) 高松港朝日地区複合一貫輸送ターミナルの整備促進

- 朝日地区は、高松港における物流拠点として、本県に立地する多くの企業が生産する様々な貨物を、日本各地はもとより、阪神港を経由して世界へ輸送する複合一貫輸送の一役を担っています。
- 近年、貨物の増加が見込まれるなか、トラックドライバー不足に伴うモーダルシフトの進展により、今後より一層、海上輸送の機能強化に資するターミナルの早急な整備が必要となっています。
- 加えて、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、発災直後における緊急輸送物資等の海上輸送拠点の確保や、背後圏の経済活動を維持するとともに、四国の防災拠点としての機能を果たすためには、フェリー岸壁を有する当地区における耐震強化岸壁の整備が重要です。
- 以上のことから、国において「高松港朝日地区複合一貫輸送ターミナル」の整備が促進されるよう要望します。

② 坂出港におけるカーボンニュートラル実現への支援

- 坂出市では、令和3年9月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、「2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指しており、市が管理する坂出港においては、令和4年9月に協議会を設置し、「坂出港港湾脱炭素化推進計画」の策定に取り組んでいます。

- 坂出港には、瀬戸大橋でつながる本州や、高速道路ネットワークを利用した四国3県とのアクセス性などの優位点があり、本県としても、カーボンニュートラルポート形成への支援のため、エネルギー関連分野における工場等の設置に対する助成制度を令和5年度に創設することとしています。
- また、坂出港は、臨海部に本県随一の大型コンビナート工業団地等を抱え、そこには火力発電所や造船・化学工場等が立地しており、カーボンニュートラルの実現に向けた化石エネルギーから水素等への転換や、産業跡地の有効活用といった取組は、地理的優位性を生かして、四国全体の産業構造の転換につながるものと考えます。
- 以上のことから、国において新たに策定される国土形成計画(全国計画)も踏まえ、坂出港におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組の支援を要望します。

③ 国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための港湾整備への支援

- サンポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接し、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などが集積する四国の中枢拠点であり、本県では、令和7年3月の開設に向けて香川県立アリーナの整備を進めており、周辺では、JR四国による駅ビルの建設、大学の移転及び外資系最高級ホテルの進出など、民間事業者による開発も進められています。
- この地区に隣接する高松港の客船専用岸壁において、令和5年は国際クルーズ客船の寄港が14回予定され、寄港回数が最も多かった令和元年に迫る水準となっており、クルーズ客船の乗客からも好評を得ているところです。
- クルーズ客船の寄港は、地域経済や観光産業の回復に向けた重要な役割を期待されており、近年の大型クルーズ客船(11万トン級)の寄港ニーズにも対応した施設へ改修する必要があります。
- 以上のことから、国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込み、瀬戸内海クルーズ振興の実現に向けて、地方の港湾におけるクルーズ客船に対応した港湾整備の支援を要望します。

④ 港湾・海岸施設の老朽化対策等の推進

- 本県における港湾・海岸施設については、現在、約5割が供用後50年を経過した施設となっており、今後20年で、その割合は約7割にまで急増することから、将来にわたりその機能を発揮できるよう、予防保全型の維持管理へと本格転換し、老朽化対策

等の防災・減災、国土強靱化の取組を加速化させる必要があります。

○ 人命防護、資産被害の最小化はもとより、海上交通・海上輸送ネットワーク機能を維持するためには、引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むなど、「港湾・海岸メンテナンス事業」等を活用し着実に老朽化対策を実施する必要があります。

○ 以上のことから、国において新たに策定される国土強靱化基本計画も踏まえ「港湾・海岸メンテナンス事業」や「防災・安全交付金」を活用した港湾・海岸施設の老朽化対策に必要な予算の確保を要望します。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算を十分に確保するとともに、別枠で確保されている5か年加速化対策完了後においては、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう予算を十分確保することを要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (6) 港湾事業の推進

所管府省

国土交通省(港湾局)、財務省(主計局)

県関係課

港湾課

提案 ・要望事項

① 高松港等地方の港湾の物流機能強化の推進
効率的な輸送体系の構築により地域産業の競争力強化を図るとともに、大規模災害時の緊急物資輸送体制等の確保のための港湾整備を推進すること。

高松港朝日地区

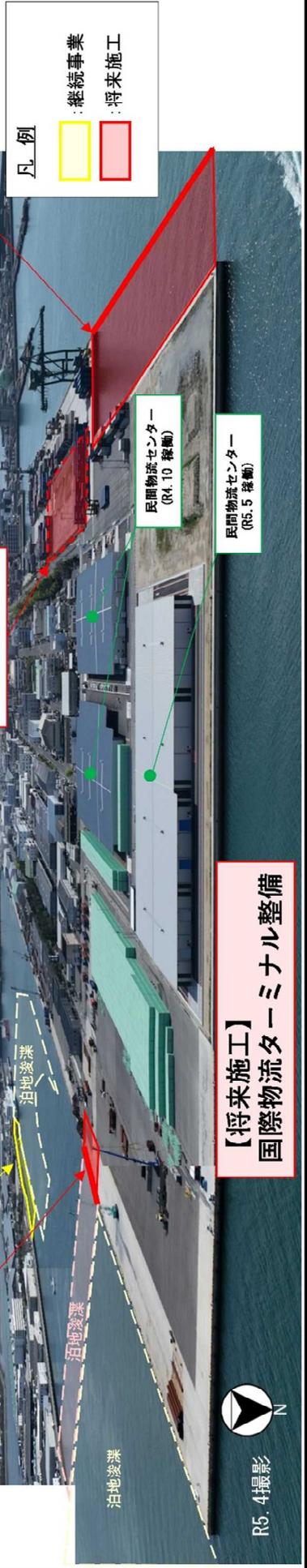
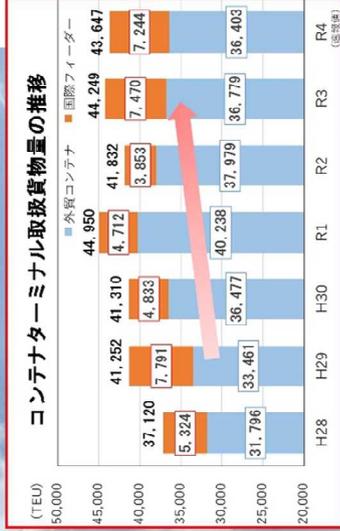
【継続事業】
複合一貫輸送ターミナル整備

フェリー岸壁 新設
(-7.5m, L=約200m)

耐震強化岸壁 延伸
(-12.0m, L=約30m)

コンテナヤード
拡張区域

コンテナ岸壁 増深・延伸
(-12.0m~-14.0m, L=約270m)



【将来施工】
国際物流ターミナル整備

提案

・要望事項

- ② 坂出港におけるカーボンニュートラル実現への支援
地方におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を強かに支援すること。

坂出港



提案

・要望事項

③ 国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込みするための港湾整備への支援
 国際クルーズ運航再開後の観光需要を取り込み、瀬戸内海クルーズ振興の実現に向けて、大型クルーズ客船(11万トン級)に対応した港湾整備を支援すること。

高松港玉藻地区



国際クルーズ運航再開後、高松港に寄港したクルーズ客船



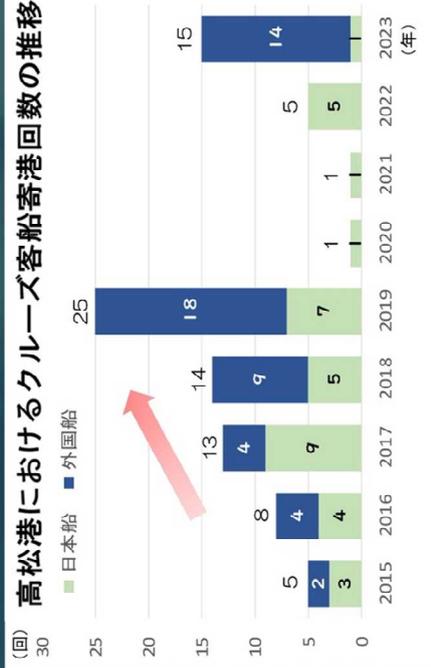
2023. 3. 29寄港 アザマラ・クエスト(米国)



2023. 4. 1寄港 ル・ソレアル(仏国)



高松港におけるクルーズ客船寄港回数の推移

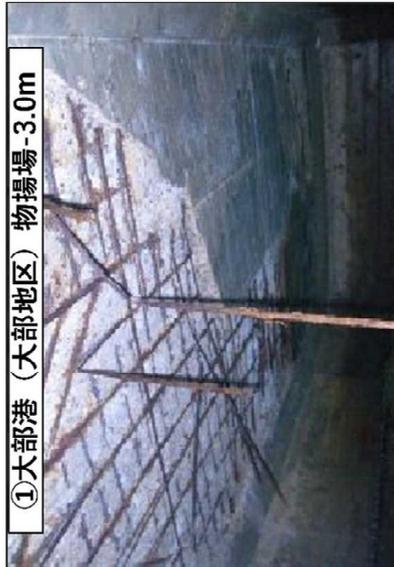


提案
・要望事項

④ 港湾・海岸施設の老朽化対策等の推進

現在進めている5か年加速化対策以降も引き続き予防保全への本格転換を進めるための老朽化対策等に必要なる予算を確保すること。

老朽化が進む港湾・海岸施設



①大部港（大部地区）物揚場-3.0m

床版が剥離・鉄筋露出し、落下の恐れがあるため、利用制限を行っている。



③高松港海岸 C地区東護岸

護岸の老朽化が進行し、波浪等による崩壊の危険がある。



②土庄港（吉ヶ浦地区）岸壁-4.5m

鋼矢式岸壁に腐食開孔が発生しており、海上交通への影響が切迫している。



④丸亀港（福島地区）岸壁-4.5m

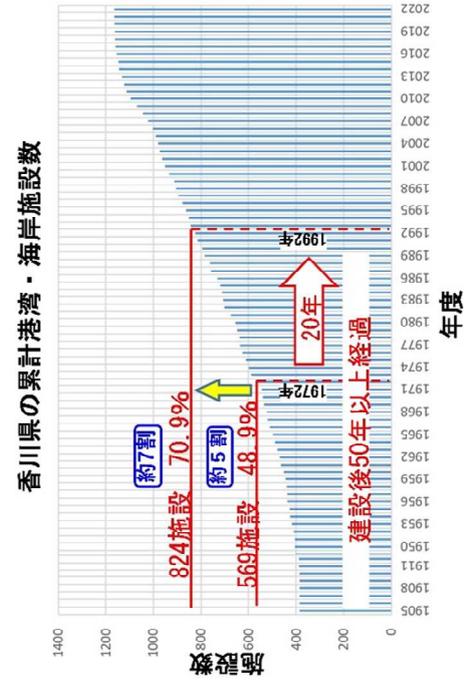
受衝板の老朽化が進行し、一部が破損しており、海上交通への影響が切迫している。



位置図

出典：国土地理院ウェブページ <https://maps.gsi.go.jp>

県内の港湾・海岸1,160施設のうち、建設後50年以上経過している施設の割合 **約5割（現在）** → **約7割（20年後）**



(7) 水道広域化後の着実な事業推進に必要な予算の確保

【提案・要望事項】

生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）について、令和6年4月に予定されている国土交通省への事務移管後においても、必要な予算を確保するとともに、より利用しやすいものとする。

【現状・課題】

- 水道事業については、全国的に、人口減少等に伴う給水収益の減少が見込まれるなか、老朽施設の大量更新や耐震化への対応、熟練技術者の大量退職に伴う次世代への技術の継承など様々な課題を抱えています。
- こうした課題に対応していくため、本県では、全国に先駆け、「県内一水道」（岡山県から受水している直島町は除く）となる「香川県広域水道企業団」を平成29年11月に設立し、平成30年4月から事業を行っているところです。
- 香川県広域水道企業団では、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現するため、事業開始から令和9年度までの10年間に、円滑な水融通のための連絡管の布設や統合浄水場の整備などの広域施設整備に加え、経年施設の更新や耐震化など、総額1,300億円余の整備事業を実施する計画としています。
- 事業の実施に当たり、香川県広域水道企業団では、国の「生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）」を最大限活用することとしており、県では、毎年、香川県広域水道企業団と協議し、交付金の要望を行っています。
- 香川県広域水道企業団が事業を開始して6年目を迎えるなか、これまで、「生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）」については、ほぼ要望額どおりの内示をいただいておりますが、令和5年度の内示では、対象事業が限られる前年度の繰越分の内示が約5割（全国ベースでは8割弱）となるなど、新たな課題も生じてきています。
- 水道の広域化は、水道事業が抱える課題を解決するための有用な施策であり、近年、全国各地で検討が進められていますが、本県の取組は全国的にも注目を集めており、今後もリーディングケースとしての役割をしっかりと果たしていけるよう、令和6年4月に

予定されている国土交通省への事務移管後においても、引き続き、必要な予算を確保していただくとともに、できる限り現年予算による内示を行うなど、より利用しやすいものとしていただくよう要望します。

【所管府省】厚生労働省（医薬・生活衛生局）、財務省（主計局）

【県関係課】水資源対策課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (7)水道広域化後の着実な事業推進に必要な予算の確保

所管府省

厚生労働省(医薬・生活衛生局)、財務省(主計局)

県関係課

水資源対策課

提案・要望事項

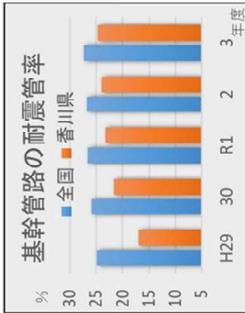
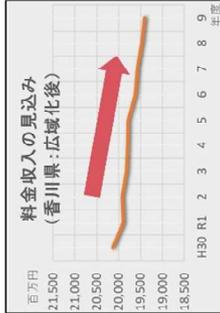
- 生活基盤施設耐震化等交付金(水道事業運営基盤強化推進等事業)について、令和6年4月に予定されている国土交通省への事務移管後においても、必要な予算を確保するとともに、より利用しやすいものとする事。

水道事業者が抱える課題

人口減少による給水収益の減少

老朽施設の
大量更新、耐震化
職員の大量退職
に伴う次世代への
技術継承

漏水への対応 など



地震による継手離脱 (H23東日本大震災)



老朽管の漏水事故 (H23丸亀市内)



渇水時の応急給水 (H6高松市内)



対応策

県内一水道の実現
香川県広域水道企業団
(平成30年4月事業開始)

目的 スケールメリットを生かして経営基盤を強化

全国初!



(8) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

【提案・要望事項】

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、安定した予算の確保やソフト対策の充実を図ること。

【現状・課題】

- 水不足に悩まされてきた本県では、農業用水の確保に努力を重ね、全国有数の規模を誇る満濃池をはじめ、1万2千か所余のため池が築造され、その数は全国第3位、ため池密度は全国1位となっています。しかしながら、その多くは築造後200～300年が経過しています。
- 香川用水の通水後も、農業用水の過半をため池に依存しており、水資源を確保するうえで、ため池は重要な施設であるとともに、洪水の調節などにより災害を未然に防止し、また魚・昆虫・植物等の生息地として自然生態系の保全のほか、身近な水辺空間として住民に快適な環境を提供するなど、その役割は多岐にわたっています。
- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が、70～80%に引き上げられるなか、本県においても震度7が予測される地域（東かがわ市、観音寺市、三豊市）があり、ため池の震災対策の重要性と緊急性が認識され、着実な対策実施が必要です。
- このようななか、昭和43年度から「老朽ため池整備促進5か年計画」を順次策定し、令和4年度までの半世紀余にわたり3,568か所の老朽ため池を整備するとともに、ため池の耐震対策として、平成26年度から61か所のため池耐震化整備に取り組んできたところです。
- また、本県では、令和2年10月に「香川ため池保全管理サポートセンター」を設立し、劣化状況の評価や、管理状況の確認を行っており、ハード対策については、劣化状況評価等による「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進5か年計画」を策定し、計画的かつ集中的なため池の整備を進めています。

- ソフト対策については、ため池管理者の高齢化や減少により保全管理が困難となりつつあることから、水位計や監視カメラを設置し監視体制の省力化により、管理者の負担軽減を図るとともに、「サポートセンター」での管理状況の確認結果をため池管理者等に周知して、補修・点検等に関する指導・助言などの技術的な支援や、劣化状況評価の結果、「定期的な監視が必要なため池」においては、「サポートセンター」による定期的かつ継続的なパトロールを行う予定としております。
- しかしながら、本県は県土面積に対するため池の密度では全国一であり、ハード面での対応には長い年月を要し、予算確保にも大きな制約があるため、ハードとソフトの総合的なため池の防災減災対策を図る必要があり、今後、「サポートセンター」による「定期的な監視が必要なため池」におけるパトロールを本格化するなか、ため池の保全・避難対策にかかる監視・管理体制の強化に対する助成制度について、助成額の上限の廃止が必要です。
- さらに、『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』の対象である個人所有のため池のうち、防災重点農業用ため池に指定されていないため池について、保全・管理体制の強化に対する支援が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】 土地改良課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (8)ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

所管府省 農林水産省(農村振興局) 財務省(主計局)

関係係課 農林水産省(農村振興局)

関係係課 農林水産省(農村振興局)

関係係課 農林水産省(農村振興局)

提案・要望事項

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進5か年計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、**安定した予算の確保やソフト対策の充実を図ること。**

現状と課題

【香川県のため池】

- ・本県は、県土の総面積に対するため池の密度では**全国一位**
- ・農村地域と都市部が隣接しており、ため池下流部の**湿住化の進行**



ため池下流部の湿住化



サポートセンターによる現場研修会

- ・「ため池管理保全法」に基づき、541か所の**特定農業用ため池を指定**
- ・「ため池工事特措法」に基づき、3,049か所の**防災重点農業用ため池を指定**
- ・ため池の適正管理のための**技術的指導・助言や、計画的な防災工事等の推進**のため、「香川県ため池池保全管理協議会」を設置するとともに、「香川ため池池保全管理サポートセンター」を開設

- ・**老朽ため池整備やため池雨害化整備はもとより、管理者不在等で管理が行き届いていないため池の防災対策が喫緊の課題**
- ・**ため池管理者による定期的な日常管理や、豪雨・地震時ににおける円滑な点検・連絡を行うための体制づくりが必要**

【ため池整備の取組】

- 昭和43年度に老朽ため池整備促進計画を策定して以来、順次5か年計画を策定し、**3,568か所の老朽ため池を整備**
- 令和5年度から第12次5か年計画に基づき、総合的な防災対策を推進
- (1)防災重点農業用ため池の整備推進
 - ・**ため池の老朽度や決壊した場合の影響度などを考慮し、優先度の高いため池150か所を整備する計画**



前刃金工法によるため池改修



開削工法によるため池の廃止

- (2)受益地がないため池等の**防災対策**

- ・**受益地がないため池90か所の統廃合等による防災対策を行う計画**

ため池の総合的な防災・減災対策として、計画的かつ集中的に防災工事を推進するには、国の財政支援が不可欠

【ため池管理・保全に関する取組】

ため池の適正な管理を行うには、国のソフト対策の充実が必要

(9) 農業農村整備事業関連予算の確保

【提案・要望事項】

農業農村整備事業は、食料安全保障の確立や農業競争力の強化、国土強靱化の観点から、地域の実態に即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、安定した予算を確保するとともに、事業実施に伴う受益者負担の軽減を図ること。

【現状・課題】

- 本県では、「香川県農業・農村基本計画」に基づき、予算の重点化や効率化などに取組みながら、計画的な事業推進を目指しています。
- 農業農村整備事業は、ほ場・水利施設の整備などにより、良好な営農条件を整備し、食料安全保障の確立や農業競争力の強化を図るほか、農村の生活環境整備や多面的機能の発揮による地域の振興、国土強靱化の観点からも重要な事業です。
- 国の農業農村整備事業関係予算は、横ばい基調のなか、臨時・特別の措置を含めた令和4年度補正予算と令和5年度予算を合わせると、平成21年度当初予算の水準を上回っていますが、各種事業を計画的に推進するには、今後も「5か年加速化対策」に基づき、継続的に安定した予算の確保が必要です。
- このため、農村地域の要望にこたえた事業推進には、農山漁村地域整備交付金や非公共事業を含めた農業農村整備事業関係予算を、安定的に確保する必要があります。
- また、受益農家数が減少していることから、事業を実施する際の戸当たりの受益者負担が増加しており、事業を円滑に進めるためには、受益者負担の軽減を図っていく必要があります。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

11 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(9) 農業農村整備事業関連予算の確保

所管府省 農林水産省(農村振興局)、財務省(主計局)

関係係課 土地改良課、農村整備課

提案・要望事項

農業農村整備事業は、食料安全保障の確立や農業競争力の強化、国土強靱化の観点から、地域の実態に即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、**安定した予算を確保するとともに事業実施に伴う農家負担の軽減を図ること。**

現状と課題

【香川県の農業農村整備事業の現状と課題】

- ・本県の農家1戸当たりの耕地面積は1.0haと全国平均(2.5ha)の半分以下
- ・高度経済成長期に建設された**農業水利施設の多くが更新時期を迎えている**

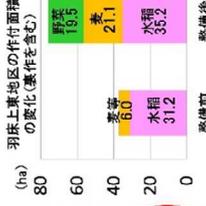


- ・農地集積・集約率に応じて農家負担を軽減する国の補助事業制度の拡充に伴い、**ほ場整備の事業要望が増加しているが、継続地区においても工期が延伸しており、担い手への農地集積や高収益作物の導入が遅延**
- ・**老朽化した農業用排水路について、ライフサイクルコスト低減の観点から、機能診断に基づいた計画的な補修・更新が必要**
- ・しかしながら、農村地域の都市化・混住化の進行等により、農家数が減少し、**農家一戸当たりの負担の増加により、事業に取り組みめない事態が見られることから、事業における受益者負担の軽減が必要。**

・**地域特性を生かした生産基盤の整備や老朽化した農業水利施設の保全**を通じて農業・農村の振興を計画的に推進していくことが必要

【農業農村整備事業の取組】

- 核となる担い手が、効率的かつ安定的な経営を行えるよう、**担い手のニーズに即したほ場整備やパイプライン化などの生産基盤整備を推進**
(R5年度) ・経営体育育成基盤整備事業 11地区 ・中山間地域総合整備事業 4地区
・農地耕作条件改善事業 15地区
- 農業水利施設の長寿命化対策を推進** (ストックマネジメント事業 6地区) など



農業競争力強化や国土強靱化の観点から、地域の実情に即した農業農村整備事業を計画的に進めるためには国の財政支援と事業に
おける農家負担の軽減が不可欠

12 畜産業における飼料価格高騰対策について

【提案・要望事項】

配合飼料価格安定制度については、直前 2.5 年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、長期間にわたる飼料価格の高騰に伴う畜産農家の経営への影響緩和のため、直近 7 年中 5 年の平均値を補填発動基準とするなど、長期間にわたる飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。

また、配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さない粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営への影響緩和のため、公的なセーフティーネット制度を構築すること。また、稲ホールクロップサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化を行うこと。

【現状・課題】

- 畜産農家の生産にかかる費用のうち飼料代の割合は非常に大きく、畜産農家にとって、飼料価格の高騰は大きな負担になっています。
一方、畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しい状況にあります。そのため、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫しています。
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前 1 か年の平均との比較による補填発動基準により運用されており、今般、直前 2.5 年間の平均との比較とする特例が設けられましたが、飼料価格高騰が長期間にわたり継続しているため、飼料価格高騰分を十分に補うことができない状況であり、今回のような長期間にわたる飼料価格高騰に対応できる補填発動基準に変更するなどの見直しが必要です。
- 粗飼料については、配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さないことから、飼料価格高騰による畜産経営への影響が大きく、配合飼料価格の高騰ともあいまって、持続的な畜産経営が困難な状況になっています。このため、粗飼料についても公的なセーフティーネット制度を構築することが必要です。また、稲ホールクロップサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化が必要です。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

12 畜産業における飼料価格高騰対策について

所管府省

農林水産省(畜産局)

県関係課

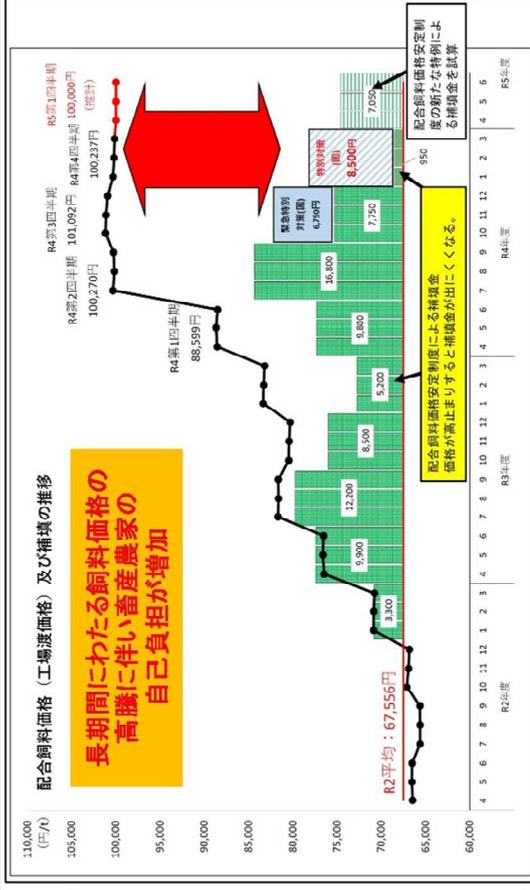
畜産課

提案・要望事項

- 直前2.5年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、長期間にわたる飼料価格の高騰に伴う畜産農家の経営への影響緩和のため、直近7年中5年の平均値を補填発動基準とするなど、長期間にわたる飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。
- 配合飼料のような公的なセーフティネット制度を有さない粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営への影響緩和のため、公的なセーフティネット制度を構築すること。また、稲ホールクroppサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化を行うこと。

現状と課題

- 畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されるため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しく、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用(令和5年第1四半期以降、直前2.5年平均との比較とする特例設定)
- 長期間にわたり飼料価格高騰が継続すると、配合飼料価格安定制度では飼料価格高騰分を十分に補うことができないため、長期間にわたる飼料価格高騰に対応できる補填発動基準に変更するなどの見直しが必要



- 粗飼料は、配合飼料のような公的なセーフティネット制度を有さないため、飼料価格高騰による畜産経営への影響が大きき、配合飼料価格の高騰ともあいまって、持続的な畜産経営が困難
- 公的なセーフティネット制度の構築と稲ホールクroppサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化が必要

13 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

【提案・要望事項】

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

【現状・課題】

- ネット・ゲーム依存症については、世界保健機関（WHO）が平成30年6月に公表した改訂版国際疾病分類において、「ゲーム障害」という疾患として認定し、令和元年5月の総会において「物質使用症<障害>群または嗜癖行動症<障害>群」の категорияに収載されたほか、厚生労働省の研究事業として(独)国立病院機構久里浜医療センターが令和3年2月に公表した10代から70代を対象とした実態調査では、ゲームの使用状況、ゲーム利用時間及びゲームによる影響が示され、ゲーム利用時間が長い人ほど成績低下や仕事に悪影響が出やすい傾向にあることが判明しました。また、国においてはゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有し、ゲーム依存症対策の推進を図るため、令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を立ち上げ、ゲーム依存症対策について検討を行っているほか、令和2年度からは依存症対策総合支援事業の対象に新たに「ゲーム依存症」が追加され、一定の財源措置が図られたところであります。
- 本県においても、令和2年度、3年度、4年度に小中高生を抽出し実施したスマートフォン等によるインターネットやゲームの利用状況等の調査結果などからは、スマートフォン等の利用に当たり、ネット依存傾向として注意が必要な生徒が一定割合（令和4年度調査：小学生（4～6年）：3.5%、中学生：5.1%、高校生：7.1%）は存在するこ

とが明らかとなり、これまでも子ども・若者のスマートフォン等の適正利用に向けて、フォーラムや出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組むとともに、精神保健福祉センターや各保健所などにおける相談支援や、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会の開催、(独)国立病院機構久里浜医療センターが実施するインターネット依存症研修への教員の派遣などを行ってきたところです。

- また、子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月には、インターネットやゲーム依存症対策に特化した「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」を全国で初めて制定したところであります。
- ネット・ゲーム依存症の対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や、医療提供体制の充実などの対策を総合的に推進する必要があります。
- ネット・ゲーム依存症は、年齢が低いほど陥りやすいとも言われていることから、乳幼児期の子どもの保護者に対しても、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識を普及啓発することが必要です。
- ネット・ゲーム依存症については、まだ解明されていないことも多いものの、(独)国立病院機構久里浜医療センターや本県の調査結果からは、日常生活や学習面への悪影響が懸念される状況となっており、全国的な調査結果等も踏まえた適切な予防対策などを講じることが必要です。
- また、子ども・若者は、ネット・ゲーム依存症に一度陥ると抜け出すことが困難となるため、その対策が急務であり、海外では16歳未満の午前0時から6時までのゲーム利用を遮断するなど、子ども・若者の深夜のオンラインゲームを規制している例もあることから、これまでの取組に加え、これらを参考にした法整備を検討する必要があります。
- 医療面においては、ネット・ゲーム依存症対策の拠点となる病院は全国的に見ても、(独)国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしかなかく、本県にもネット・ゲーム依存症を治療できる医療機関が不足していることから、医療提供体制の充実を図り、拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築を図るとともに、小児科医と精神科医との連携による早期発見・早期治療に取り組む必要があります。
- 加えて、学校現場等で適切な対応を行うためには、(独)国立病院機構久里浜医療センターにおけるネット・ゲーム依存症治療の知見や全国的な実態調査を踏まえたネット・

ゲーム依存の予防や依存のおそれがある場合に活用できる対応マニュアルを整備する必要があります。

- 人材面においては、早期発見・早期治療のための相談支援を行っているところですが、特に地方では、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等のほか、直接児童生徒に対応する教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや保護者等に対するネット・ゲーム依存の予防対策の指導者の確保や育成が急務であります。
- eスポーツは、今後の成長分野として期待されており、国においては、令和元年9月から令和2年2月にかけて、「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」を計5回開催し、同年3月に「日本のeスポーツの発展に向けて～更なる市場成長、社会的意義の観点から～」を公表したのをはじめ、令和2年7月にeスポーツ競技大会のルール形成戦略にかかる調査研究を行い、報告書を取りまとめたほか、令和3年度に「Z世代におけるeスポーツ及びゲーム空間における広告価値の検証事業」に関する報告書を公表するなど、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めていると承知していますが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながるものがないよう慎重に取り組む必要があります。
- 子どものネット・ゲーム依存症対策においては、親子の信頼関係が形成される乳幼児期のみならず、子ども時代に愛情豊かに見守られることで、愛着が安定し、子どもの安心感や自己肯定感を高めることが重要であるとともに、社会全体で子どもがその成長段階において何事にも積極的にチャレンジし、活動の範囲を広げていけるように取り組む必要があります、そのための支援や施策を講じることを要望します。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）、こども家庭庁（成育局）、
文部科学省（総合教育政策局）

【県関係課】 子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

13 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

所管府省
厚生労働省(社会・援護局)、こども家庭庁(成育局)、
文部科学省(総合教育政策局)

関係課
県関係課

子ども政策課、障害福祉課、教養総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることを防ぐため、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

現状と課題

- WHOが「ゲーム障害」を病気として決定
- ゲームの長時間利用は成績低下や仕事などに悪影響
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例
 - ・子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月に、インターネットやゲーム依存症対策に特化した条例を全国で初めて制定
- 家庭や学校を含む社会全体で対応する必要
 - ・乳幼児期の子どもへの保護者への対応も必要
- 全国的な調査結果等を踏まえた適切な対応が必要
- 専門機関や専門家が不足
 - ・ネット・ゲーム依存症の専門外来がある医療機関、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等が不足
- 学校現場等での適切な対応が必要
- eスポーツの活性化が依存症につながらないような取組が必要
- 保護者との愛着形成が依存を抑制するとの指摘もあり重要

今後の取組

国による総合的な 対策と人材育成が必要

- 未然防止のための正しい知識の普及啓発
- より詳細な実態把握と適切な予防対策
- 依存症対策のための法整備の検討
- 医療提供体制の充実
 - ・拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築、小児科医と精神科医との連携体制の構築
- 全国的な実態調査等を踏まえた学校での予防対策
 - ・対応マニュアルの整備
- 人材確保・育成
 - ・医療、教育従事者向け研修体制の構築
 - ・専門家の派遣

14 医師確保対策について

【提案・要望事項】

- ① 機械的に算定された医師需給推計や将来の必要医師数等の数値のみをもって医師の過不足を判断し、医師が多数・過剰とみなされた都道府県に対して、地域枠医師の臨時定員の廃止や専攻医募集シーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を画一的に設けることは、全く受け入れられないものである。地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度の運用に当たっては、その根拠とする数値を客観的に検証できるよう、算定方法や基礎数値をすべて明らかにしたうえで、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に聞き取り、慎重かつ柔軟に運用することを強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

【現状・課題】

- 地域枠医師の臨時定員増について、令和5年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みは、令和6年度末まで1年間延長することとされましたが、令和7年度以降については、第8次医療計画等に関する検討会等における議論の状況を踏まえ、検討することとされています。
- 令和4年3月に公表された令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、本県の医療施設に従事する人口10万人対医師数は、290.0と全国平均256.6を上回るものの、県内の二次医療圏で全国平均を上回っているのは東部保健医療圏のみであり、特に小豆保健医療圏においては、149.7人と全国平均を大きく下回っています。
- さらに、二次医療圏よりも小さな圏域である、東部保健医療圏内の大川圏域、西部保健医療圏内の三豊圏域における人口10万人対医師数は、それぞれ160.7人、214.6人と、全国平均を大きく下回っています。このため、令和元年度に策定した香川県医師確保計画において、小豆保健医療圏を医師少数区域に、大川圏域及び三豊圏域を医師少数スポットとして定めるとともに、これら医師不足地域等に所在する医療機関を地域枠の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を本県の大きな課題である地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けています。

- つきましては、医師偏在指標の多寡のみによらず、地域偏在が解消され、すべての圏域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の措置継続を強く要望します。
- また、専攻医募集シーリングについては、令和2年度の採用において、直近の医師・歯科医師・薬剤師統計による各都道府県の診療科別医師数が必要医師数を上回っているとして、本県の小児科と整形外科がシーリングの対象とされました。最終的に当面はシーリング対象外とされましたが、今後、専攻医採用数が大きく増加した場合、再びシーリングの対象にされる可能性があります。
- 本県の令和4年度における人口10万人当たりの専攻医採用数は5.05人で、全国平均の7.49人を大きく下回っているほか、令和4年3月に公表された令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、医療施設に従事する本県の45歳未満の医師数は、全体の35.3%で全国平均の40.5%を大きく下回っている状況です。
- このように、本県にとって専攻医をはじめとする若手医師の不足は喫緊の課題であり、今後、若手医師の確保に向けた取組を一層進める必要があります。しかし、専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込むおそれとなるシーリングは、全く受け入れられるものではありません。本県のように若手医師の不足に苦しむ地方の実情に応じた抜本的な見直しを要望します。
- そもそも、地域枠医師の臨時定員増については、厚生労働省が算定する将来的な医師需給推計を、専攻医募集シーリングについては、都道府県ごとの診療科別医師数と必要医師数を、それぞれ参考に検討されてきましたが、いずれもその詳細な算定方法や基礎数値が明らかにされていません。
- 本県としては、国からの十分な説明もなく一方的に示される数値のみをもって、地域枠医師の臨時定員増の方針や専攻医募集シーリングについて議論されることは、全く受け入れることはできません。都道府県において十分な検証・議論が可能となるよう、医師需給推計や各都道府県の診療科別医師数、必要医師数にかかる詳細な算定方法及び基礎数値について、明らかにすることを強く要望します。
- 一方、医師の働き方改革については、令和3年5月28日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置に関する枠組みが制度化されています。

- 時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、特に医師不足に悩む地域の医療機関からは、夜間救急や周産期医療等の医療提供体制を縮小せざるを得なくなるのではないかと、大学病院等による派遣医師の引き上げにより現在の医療提供体制が維持できないのではないかとといった懸念が寄せられています。

- この問題の根本的な解決のためには、医師の絶対数を増加させるとともに、医師不足地域の医療機関において医療提供体制を維持するために必要な医師数を確保することが不可欠であることから、国として、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な財政的支援等を含めた対策を一体的に打ち出すことを要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

14 医師確保対策について

所管府省 厚生労働省(医政局)

県関係課

医務国保課

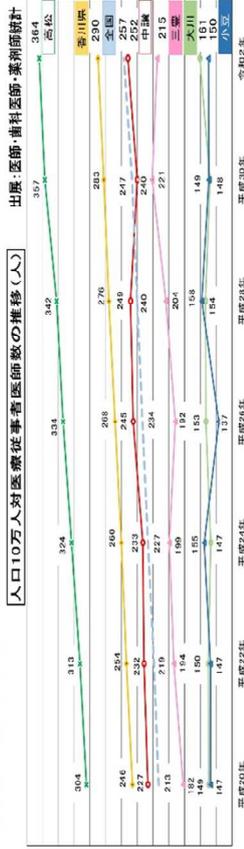
提案・要望事項

- ① 機械的に算定された医師需給推計や将来の必要医師数等の数値のみをもって医師の過不足を判断し、医師が多数・過剰とみなされた都道府県に対して、地域枠医師の臨時定員の廃止や専攻医募集シーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を画一的に設けることは、全く受け入れられないものである。地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度の運用に当たっては、その根拠とする数値を客観的に検証できるよう、算定方法や基礎数値をすべて明らかにしたうえで、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に聞き取り、慎重かつ柔軟に運用することを強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

現状と課題

①-1 地域枠医師の臨時定員

- ・本県の医療施設に従事する人口10万人対医師数は全国平均を上回っているが、小豆保健医療圏をはじめ、大川圏域、三豊圏域が全国平均を大きく下回っている。
- ・本県では、小豆/大川/三豊といった医師不足地域に所在する医療機関を地域枠医師の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けている。



⇒本県における地域偏在が解消され、すべての圏域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の措置継続を求めます！

また、これまで臨時定員増の措置に関して、国が議論の参考としてきた、厚労省の算出する医師需給推計について、都道府県においても議論・検証できるように、当推計の詳細な算定方法や基礎数値について開示を求めます！

①-2 専攻医募集シーリング制度

- ・本県の令和4年度における人口10万人対専攻医採用数は全国平均を大きく下回るほか、医療施設に従事する45歳未満医師の割合も全国平均を大きく下回っている。
- ・専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込むおそれのあるシーリングは、全く受け入れられないものではない。

⇒本県のように若手医師の不足に苦しむ地方の実情に応じた抜本的な見直しが必要！
また、専攻医募集シーリングについて、議論の根拠としている、都道府県ごとの必要医師数の詳細な算定方法や基礎数値について開示を求めます！

② 医師の働き方改革

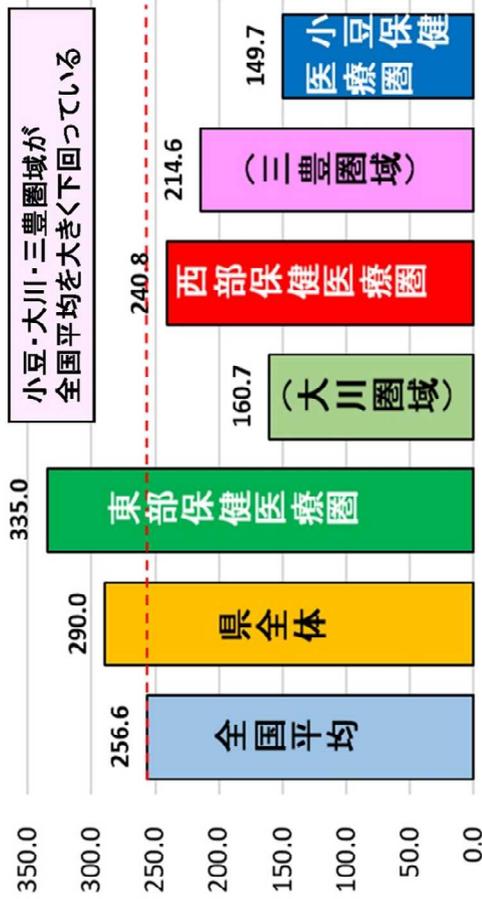
- ・時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、夜間救急や周産期医療等これまで医師の時間外労働によって支えられてきた医療が縮小に向かうのではないかと懸念されています。また、他病院への派遣を行っている医療機関により、医師が引き揚げられてしまうのではないかと懸念が、特に医師不足に悩む地域の医療機関から寄せられています。

⇒医師不足地域の医師数を増加させることが必要であることから、地域の医療提供体制を維持するのに必要な医師数を確保するため、地域の医師数を増加させるなどの対策を国として打ち出すことを求めます！

地域偏在の顕在

(資料)医師・歯科医師・薬剤師調査(令和2年末現在)

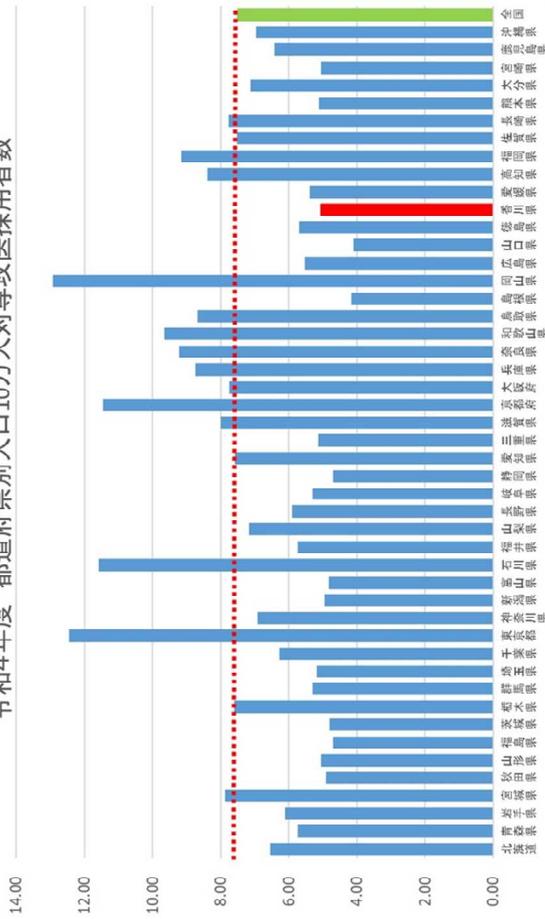
医療施設に従事する人口10万人対医師数



小豆・大川・三豊圏域が
全国平均を大きく下回っている

専攻医の不足(R4年度人口10万人対専攻医採用数)

令和4年度 都道府県別人口10万人対専攻医採用者数



県内の主な医療機関における医師充足状況

全診療科

充足率(勤務医数/定員)・・・88.2%

勤務医の内訳(※)

香川大学から派遣・・・14.2%

徳島大学から派遣・・・9.9%

岡山大学から派遣・・・14.2%

(※)香川大学医学部附属病院の勤務医は

「当該病院勤務医」に計上(右図同じ)

産婦人科

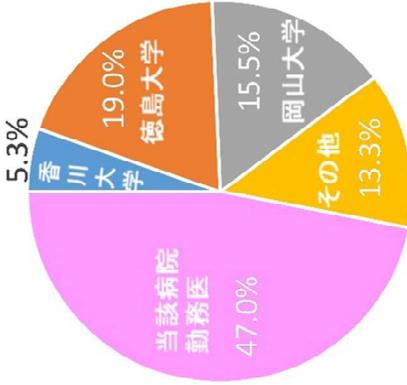
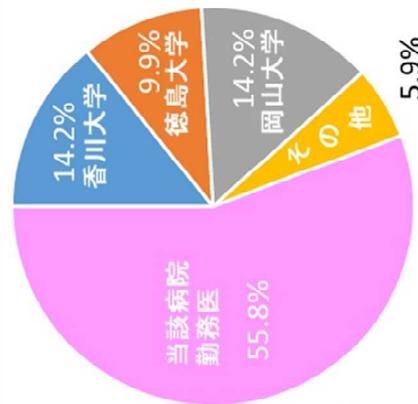
充足率(勤務医数/定員)・・・78.4%

勤務医の内訳

香川大学から派遣・・・5.3%

徳島大学から派遣・・・19.0%

岡山大学から派遣・・・15.5%



「医師の充足状況等実態調査」(令和元年9月実施)

※ 調査対象: 地域枠医師を配置する指定医療機関に加え、若手医師を積極的に育成している臨床研修・専門研修の基幹施設、地域医療を支えるべき地医療拠点施設等26医療機関を対象に実施

15 学校における働き方改革の実現について

【提案・要望事項】

学校における働き方改革を推進するため、国において、義務標準法及び高校標準法の改正による教職員定数の大幅な増員を図るとともに、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。

専門スタッフ等の一層の拡充による教員の負担軽減や給与上の処遇改善等、教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進するために必要な財源を確保すること。

クラウド化を含めた統合型校務支援システムや教職員サービス管理システムの導入など校務の情報化に関する財政支援の拡充を図ること。

【現状・課題】

- 令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の一部改正を踏まえ、本県においては、公立全校種の教員について所定の勤務時間外に業務を行う時間として外形的に把握できる「時間外在校等時間」の上限に関する規則等の整備を行い、勤務時間の縮減や業務の適正化・効率化を図るとともに、令和3年4月から1年単位の変形労働時間制を導入することで、学校における働き方改革を推進しているところです。
- 一方で、近年、多忙化による教員に対するマイナスイメージのため、採用倍率の低下などの教職離れが深刻な課題となっています。教員が突発的に病気休暇を取得した場合にすぐに代替教員が見つけれず、年度途中において欠員状況も起きています。臨時的任用職員や任期付職員の必要数を確保するための取組を進めるとともに、退職教員に代替教員を依頼するなど、可能な限り早急な配置に努めていますが、その確保も難しく、慢性的な教員不足に陥っています。

さらに、教員が足りないため心や体を崩して病気休職者が増え、そのマイナスイメージがさらなる教員不足につながるという負のスパイラルが懸念されます。そのため早急に教育予算の大幅増と定数改善を図る必要があります。
- 小学校の学級編制の標準については、令和3年度から5年間をかけて学年進行で35人に引き下げられることとなりましたが、教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を実現するためには、中学校や高等学校においても、1学級35人をベースにした定数改善と研修等定数の基礎定数化による人員増を早急に進める必要があります。

- また、勤務時間内に授業準備をするための時間を十分確保し、子どもとしっかり向き合うことができる人員体制づくりが必要です。国においては、令和4年度から、小学校高学年における教科担任制の導入に当たり、中学校の教員の活用や学級担任間の授業交換の促進によって実施すべきということも示されていますが、地域によっては学校間の距離があるなどの地理的条件によって実施が困難であることや、授業交換だけでは学級担任の時間の確保が難しい点、小規模校は単学級が多く、同学年での交換授業が実施できないことなどから、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが重要です。
- 「チーム学校」として学校の指導・運営体制を一層強化し、働き方改革を強力に推進するためには、栄養教諭や養護教諭、事務職員の定数を改善するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、学校司書、特別支援教育や外国語教育にかかる支援員等の教員の業務を支援する専門スタッフの配置をより一層拡充する必要があります。
- さらに、職としての魅力を感じ、教員を志す若者が増えるよう、国において教員の給与体系の見直し含む処遇改善を進めるとともに、中高生のキャリア教育に組み込めるような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模で広報に取り組む等、教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進するために必要な財源を確保することが必要です。
- 加えて、業務効率化のため、次世代校務支援システムへの移行に当たっては、統合型校務支援システムや教職員サービス管理システムなど、地域の実情に応じた取組に対する財政支援が重要です。さらに、校務の標準化による校務支援システム機能の共通化に向けて、次世代の校務DX等にかかる国のガイドラインを早期に示される必要があります。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

15 学校における働き方改革の実現について

所管府省 文部科学省(初等中等教育局)

関係係課 県関係課

教委総務課、職務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

① 教職員定数の一層の見直し

・ 中学校・高等学校における35人学級の早期実現

中学校・高等学校にも、少数教員によるきめ細かな指導体制の整備が必要

月	火	水	木	金
1	国	国	国	国
2	社	社	外	社
3	理	道	学	理
4	算	算	算	算
5	図	総	家	総
6	体	音	休	音

■は空きコマに

・ 小学校高学年の教科担任制の実施における専科教員の拡充

学級担任がゆとりを持って指導の充実に必要な関係が必要

② 教職の魅力化推進のための財源確保

・ 教員の業務を支援する専門スタッフの配置の拡充



栄養教諭、養護教諭、事務職員は、定数改善が必要ゆとりをもつて子どもに向き合える。

・ 給与上の処遇改善等
・ 教職のイメージアップ広報活動
・ 教職の魅力化を総合的に取り組む

③ 次世代校務支援システムと校務の標準化への財政支援

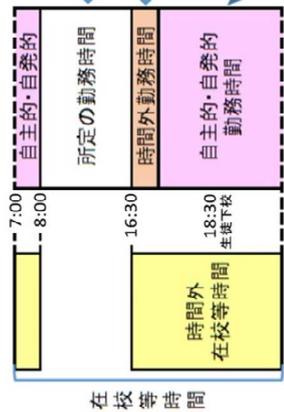
・ 新たな校務支援システムへの転換
香川県小中学校における統合型校務支援システムの整備状況
11市町/17市町 (64.7%)

・ 市町によってシステムが大きく異なり、人事異動の際のシステム未導入市町を含めたシステム間の共通化への財政支援

・ 校務の県域レベル・全国レベルでの標準化
次世代の校務支援システムへの転換にあわせて、対応する校務の幅を広げ、共同調達により経費を削減するための財政支援

現状と課題

「在校等時間」の構成と教員の業務の現状



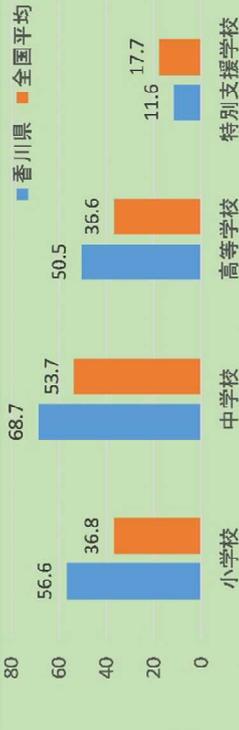
「在校等時間」の構成と教員の業務の現状

授業準備や校務をしますので、勤務時間内に業務が終わらない

授業準備、部活動、学級事務、校務分掌、成績処理

毎日2時間は部活動指導のために勤務時間を超過してしまう

1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合 (R4.4~7月平均)



※出典:「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(R4.12月文部科学省)

時間外在校等時間が一定程度減るなどの成果も見られるが、依然として約半数の教職員が45時間を超えているのが実態であり、より一層の推進が必要である。

16 部活動改革の推進について

【提案・要望事項】

- ① 少子化のなかでも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保や、部活動改革への取組に必要な財源措置を講じること。
- ② 国において、地域移行の必要性や部活動の教育的意義と地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう、改革推進期間終了後もより実効性のある施策を講じること。

【現状・課題】

- 少子化が進むなか、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が危惧される状況にあります。

子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、生徒等の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するとともに、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講じる必要があります。
- 部活動の地域移行に伴い、家庭の経済状況によって活動の機会に差が生じるのではないかという不安の声が聞かれます。

家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う会費など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、経済的に困窮する家庭の生徒に対して支援する等、国の責任において必要な財政措置を講じる必要があります。
- 保護者や地域のスポーツ・文化芸術活動に関わる方々から、部活動の地域移行に関してその目的や意義について、不安を感じている方の御意見が多く聞かれます。

そのため、国において、地域移行の必要性や部活動の教育的意義と地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう、改革推進期間終了後もより実効性のある施策を講じる必要があります。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁、文化庁、総合教育政策局、初等中等教育局）

【県関係課】 保健体育課、生涯学習・文化財課

16 部活動改革の推進について

所管府省 文部科学省(スポーツ庁、文化庁、総合教育政策局、初等中等教育局)

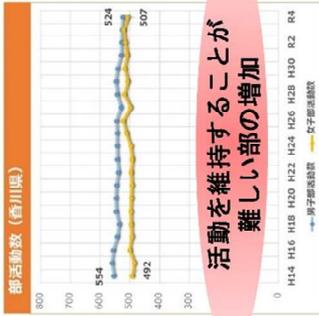
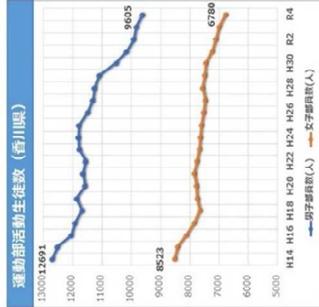
県関係課 保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

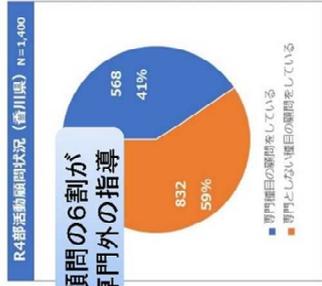
- 少子化のなかでも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保や、部活動改革への取組に必要な財源措置を講じること。
- 国において、地域移行の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、地域の実情に応じた部活動の地域移行が円滑に進むよう、より実効性のある施策を講じること。

現状と課題

部活動加入生徒数は減少したが、部活動数は横ばい



活動を維持することが難しい部の増加



R4外部指導者状況 (香川県)

種目	人数	種目	人数
1 野球	68	11 ソフトボール	8
2 バドミントン	35	12 ハンドボール	6
3 バスケットボール	26	13 軟式野球	6
4 バレーボール	25	14 テニス	4
5 新体操	23	15 レスリング	4
6 ソフトテニス	23	16 軟工競技	3
7 柔道	21	17 水泳	3
8 サッカー	17	18 空手道	3
9 その他	17		

1. 指導者数 306名
2. 採用校数 53校/65校

指導体制を継続することが厳しい状況

県の取組

令和5年3月 香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

I 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指す取組

- 県の部活動を取り巻く状況より
 - ・県の中学校生徒数は、この20年間で5,000人以上減少している
 - 一方で、運動部活動数はほぼ横ばい
 - ・県の公立中学校の運動部活動顧問のうち、約6割の教員は専門とならない単任の顧問。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現
 - ・生徒が生徒にわたってスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保
 - ・新たなスポーツ・文化芸術環境の整備
 - ・学校部活動の適正な運営、効果的な活動の推進、地域連携
 - ・休日の学校部活動における地域クラブ活動への段階的な移行
 - ・生徒等の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備

II 学校部活動

学校部活動について、従来の県のガイドラインを踏まえつつ、部活動改革の必要性や学校部活動の地域連携の推進に関する事項等の記載を充実。

- 学校部活動の意義と学習指導要領上の位置付け
 - ・学校部活動は教育的意義を有してきた
 - ・生徒のスポーツ・文化芸術活動を守っていくとの認識のもと、部活動改革を進める必要がある
- 学校部活動の運営
 - ・円滑に実施できるよう、適正な数の部を設置
 - ・校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上での顧問の決定の根拠
 - ・部活動指導員や外部指導者を確保
 - ・担当より2日以上以上の休養日の設定(平日1日、休日1日)
 - ・多様なニーズに応じた活動ができる環境
 - ・事故発生に対応した緊急体制の確立
- 学校部活動の促進者・地域との連携
 - ・保護者との連携や学校部活動の地域連携の推進
 - ・指導者として地域の人材の活用
 - ・複数校による合同部活動の取組

- 目的等
 - ・新たなスポーツ・文化芸術活動の実現
 - ・新たなスポーツ・文化芸術環境の整備
- 国の動向より
 - ・部活動の地域移行に当たっては、(令和5年度)から令和7年度までに3年間で改善推進期間として、地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じた可能な範囲で早期の実效を目指す」ことが示された。

III 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として認定される地域クラブ活動の在り方等について示す。

- 地域移行の目的及び方向性
 - ・地域の持続可能な多様な環境の一体的な整備を進める
 - ・まずは休日における地域クラブ活動の取組環境を整備
 - ・平日の環境整備はできるところから取り進む
 - ・地域連携等の策定や協議を行う場の設定など、丁寧に進める
- 新たな地域クラブ活動の運営
 - ・運営団体・実施主体は多様なものを想定
 - ・質の高い指導者の確保、意欲ある教員等の円滑な継続就業
 - ・競技志向の活動だけでなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保
 - ・地域クラブ活動と学校部活動の連携
- 学校部活動の地域移行に向けた取組
 - ・格付体制の整備(県と17市町による協議会の設置等)
 - ・生徒や保護者のニーズ・学校・地域の意向の把握
 - ・生徒や保護者等への情報発信、実証事業等の成果の普及
 - ・活動場所の確保

部活動の教育的意義と地域移行との関係性等の整理が必要

※本ガイドラインについては、国の方向性や市町による地域移行のための協議会での検討等を踏まえ、必要に応じて、適宜見直しを行うものとする。

17 四国遍路の世界遺産登録について

【提案・要望事項】

四国一円に点在する札所を巡る巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く四国遍路の文化的伝統を表す札所や遍路道、道標等の文化遺産を、世界遺産暫定一覧表へ追加すること。

また、これら文化遺産の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。

さらに、世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化させること。

【現状・課題】

- 徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の札所を巡る四国遍路は、最終目的地がなく、周回することができるという特徴のある巡礼で、古くから四国の地と密接に結び付き、地域社会に支えられて発展した、世界でも稀な、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として顕著な普遍的価値を有することから、世界文化遺産にふさわしいものと考えています。
- 四国では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」*を設立し、これまで様々な取組を積み重ねてきました。
※令和3年4月1日から「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に改称
- これらの取組の成果として、平成28年8月8日には、新たな提案書を文化庁長官へ提出しました。また、四国各県におきましても、札所寺院や遍路道の文化財指定の実績が着実に積み上がってきています。
- 今後とも、四国4県をはじめ地域における関係団体が一丸となり、学術的観点に立った顕著な普遍的価値の研究をさらに進め、それを証する資産の調査・保護に積極的に取り組み、四国遍路という多様性に富む文化の継承に努めてまいります。また、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティとともにある持続可能な文化遺産を目指してまいります。

- つきましては、我が国を代表する巡礼である四国遍路の世界遺産登録について、世界遺産暫定一覧表への追加記載を行うよう要望します。また、これら文化遺産の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を要望します。さらに、世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化することを要望いたします。

【所管府省】 文部科学省（文化庁）

【県関係課】 文化振興課

17 四国遍路の世界遺産登録について

所管府省

文部科学省(文化庁)

県関係課

文化振興課

提案・要望事項

- 四国遍路の世界遺産登録について、速やかに国内暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- 文化遺産(四国遍路)の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化すること。

現状と課題

- ・四国遍路の世界遺産登録は、四国の地方創生、世界への発信につながる。
- ・世界遺産登録には、国内暫定一覧表に記載されることが必要で、現在、5件の世界遺産候補が暫定一覧表に記載。
- ・四国は、官民一体の推進協議会を組織し、課題の解決を図り、平成28年8月8日に新たな提案書を提出した。
- ・一方、国においては、世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けた調査・審議は、平成20年以降行われていない。

R6 審査予定
案件1件

文化審議会
H20以降審議
されていない

世界遺産一覧表
文化遺産：20件
自然遺産：5件

暫定一覧表
記載資産
「鎌倉」など5件

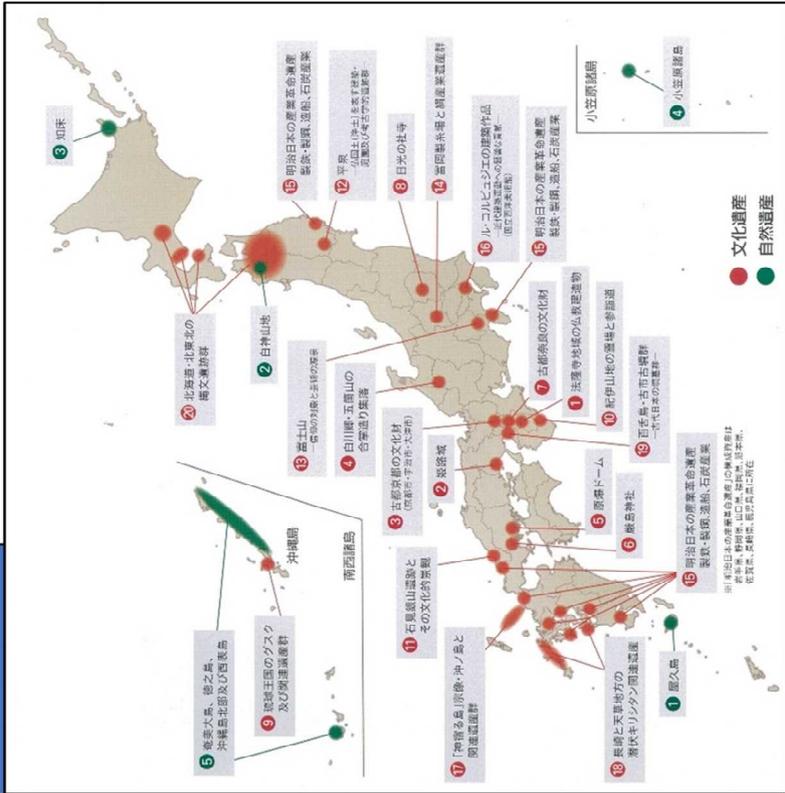
暫定一覧表
候補資産
「四国遍路」

推薦

記載

提案

日本の世界遺産



出典:「日本の世界遺産」(文化庁)

日本の世界文化遺産

番号	記載物件名	所在地	暫定リスト記載年	世界遺産一覧表記載年
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 4年	平成 5年12月
②	姫路城	兵庫県	平成 4年	平成 5年12月
③	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	平成 4年	平成 6年12月
④	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成 4年	平成 7年12月
⑤	広島の平和記念碑(原爆ドーム)	広島県	平成 7年	平成 8年12月
⑥	厳島神社	広島県	平成 4年	平成 8年12月
⑦	古都奈良の文化財	奈良県	平成 4年	平成10年12月
⑧	日光の社寺	栃木県	平成 4年	平成11年12月
⑨	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成 4年	平成12年12月
⑩	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成13年	平成16年 7月
⑪	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成13年	平成19年 7月
⑫	平泉 - 仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 -	岩手県	平成13年	平成23年 6月
⑬	富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉 -	静岡県・山梨県	平成19年	平成25年 6月
⑭	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成19年	平成26年 6月
⑮	明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域	鹿児島県ほか7県	平成21年	平成27年 6月
⑯	ル・コルビジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 -	東京都(7ヶ国)	平成19年	平成28年 7月
⑰	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成21年	平成29年 7月
⑱	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県	平成19年	平成30年 6月
⑲	百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	大阪府	平成22年	令和元年 6月
⑳	北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	北海道ほか	平成21年	令和 3年 7月

暫定リスト(文化遺産のみ)

番号	資産名	所在地	記載年	備考
①	古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	平成 4年	※H25年6月 イコモスによる不記載勧告(活動停滞)
②	彦根城	滋賀県	平成 4年	
③	飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群	奈良県	平成19年	
④	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	平成22年	推薦書提出(R5年1月(正式版))
⑤	平泉 - 仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - (拡張)	岩手県	平成24年	※拡張区域

18 持続可能な多極連携型まちづくりの起点となるサンポート高松地区の整備の推進について

【提案・要望事項】

多極連携型まちづくりの起点となるサンポート高松地区において、にぎわいあるまちづくりを実現し、そのにぎわいを高松中心市街地に広めるプロムナード化を進めるためにも、多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくりの推進に必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- サンポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接する優れた環境に加え、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報が集積する四国の中核拠点であり、本年7月には「G7香川・高松都市大臣会合」が開催されるなど、まちと自然が融合した環境は国際会議にふさわしい場所としても選ばれています。
- この地区の魅力をさらに向上させるため、現在、本県スポーツの中核的な機能を有し、交流人口の拡大やにぎわいづくりの拠点となる施設として、令和7年3月の開設に向けて香川県立アリーナの整備を鋭意進めており、周辺では、JR四国による駅ビルの建設、大学の移転及び外資系最高級ホテルの進出など、民間事業者による開発も進められています。
- これらの新たな施設整備にあわせて、地区全体でより一層のにぎわいの創出を図るためには、歩行者が安全で快適に歩ける空間づくりが課題となっています。
- そのため、本県と高松市で協力し、令和4年度から都市構造再編集中支援事業を活用して、駅や港からアリーナまでの屋根付き歩道などの整備を進めており、さらに今年度から、サンポート高松地区を中心とした高松中心市街地の回遊性向上を図るための検討を開始し、都市拠点の充実や拠点間の交流・連携の促進につなげようとしています。
- 以上のことから、多極連携型まちづくりの起点となるサンポート高松地区において、にぎわいあるまちづくりを実現し、そのにぎわいを高松中心市街地に広めるプロムナード化を進めるためにも、多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくりの推進に必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（都市局）、財務省（主計局）

【県関係課】都市計画課、港湾課、新県立体育館整備推進課、交流推進課

18 持続可能な多極連携型まちづくりの起点となるサンポート高松地区の整備の推進について

所管府省

国土交通省(都市局)、財務省(主計局)

県関係課

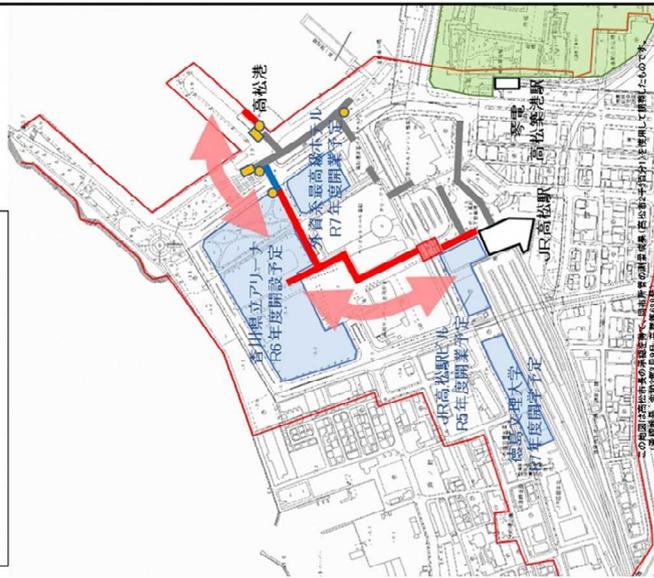
都市計画課、港湾課、新県立体育館整備推進課、交流推進課

提案・要望事項

○ 多極連携型まちづくりの起点となるサンポート高松地区において、にぎわいあるまちづくりを実現し、そのにぎわいを高松中心市街地に広めるプロムナード化を進めるためにも、多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくりの推進のために必要な予算を確保すること。

現状と課題

県立アリーナへのアクセス向上



県立アリーナなどの新たな施設整備にあわせて、より一層のにぎわい創出が必要

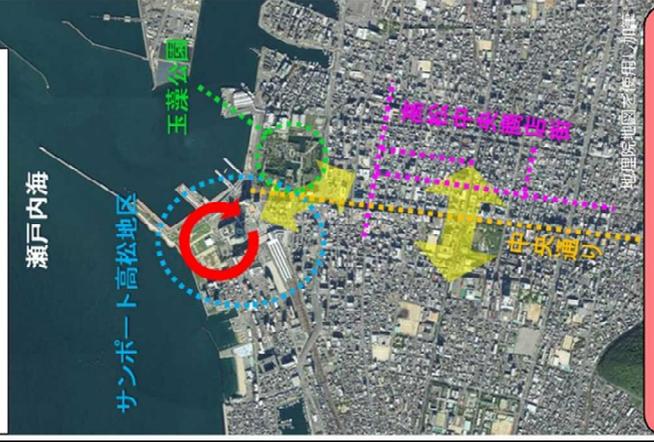
期待される効果

サンポート高松地区のプロムナード化



サンポート高松地区において歩行空間の進化を図り、にぎわいのあるプロムナードを創出

中心市街地全体のプロムナード化



商店街等との回遊性向上により、一大プロムナード化を目指す

19 地球温暖化対策の推進について

【提案・要望事項】

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、国を挙げての積極的な広報・啓発などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。

② 地域における脱炭素化の促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置するとともに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、支給要件の緩和や柔軟で弾力的な運用などにより、自治体が利用しやすいものとする。

また、各都道府県が地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めることができるよう、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料の早期提供や、将来における地域（都道府県）ごとのエネルギーミックスの見通しなど必要な情報を提供すること。

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備促進

地域の企業が、事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。

また、ZEHやZEBによる建築物の省エネルギー化の促進、EVやFCVなどの環境にやさしい自動車の導入促進や充電、充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。

あわせて、地方公共団体自らが建築物の省エネルギー化の促進等に率先して取り組めるよう、十分な技術支援や財政措置を講じること。

【現状・課題】

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化の進行に伴い、近年、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されているなか、平均気温の上昇や局地的な豪雨の増加がみられるなど、地球温暖化防止に向けた取組は喫緊の課題となっています。

- 本県においては、国と方向性を一にして取り組んでいくため、令和3年2月に「気候が危機的な状況にあることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げる旨の表明を行い、同年10月には、第4次の「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定するとともに、昨年4月に「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置し、県民、事業者、市町が一体となって脱炭素社会の実現に向けて計画的に取り組むこととしました。

本年2月には、同協議会において改めてその方向性や進め方を共有すべく「香川県地域脱炭素ロードマップ」を策定したところです。

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、ペロブスカイトなどの次世代型太陽電池技術や、大型蓄電池等の活用による余剰電力の貯蔵技術、水素の利用・輸送・製造に関する技術など、各種技術の革新的イノベーションの早期実現に国が主導的に取り組むことが必要です。

- また、地球温暖化対策を進めていくためには、まずは、県民、事業者一人ひとりの意識を改革し、行動変容につなげていくことが重要であり、脱炭素に向けたライフスタイル、ワークスタイルが定着していくよう、国を挙げてのあらゆる機会を捉えた広報・啓発の実施などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けた取組を進められるよう機運を醸成することが必要です。

② 地域における脱炭素化の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置するとともに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については市町からも、「制度が複雑で要件が厳しすぎるので、検討に入りにくい」との意見が聞かれており、今後、再生可能エネルギー導入量等の交付要件の緩和や柔軟で弾力的な運用など、自治体が利用しやすい交付金にすることが必要です。

- 施策の評価を行い、地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めるためには、温室効果ガスの排出量を迅速に把握するとともに、地域ごとにそのポテンシャルに大きな差がある再生可能エネルギーの導入予測を把握することが必要です。現在、本県では、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料等を基に排出量を算出していますが、統計資料の一部は調査から公表まで2年程度を要しており、国においてこれらの情報を早期に提供することに加え、将来における地域(都道府県)ごとのエネルギーミックスの見通しを提供することが必要です。

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備促進

- 本県における企業の大半は中小企業であり、そうした地域の企業が、事業活動での脱炭素化などにより、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入が行えるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な財政支援策が必要です。

- 国においては、2030年までに新築建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこととされていますが、本県における令和3年度の新築住宅におけるZEH導入割合は2割強、またZEBの累計導入件数は8件となっており、建築物の省エネルギー化を促進するためには、新築住宅について十分な支援策を講じたうえでZEHの早期の適合義務化を図るとともに、業務用建物にかかる各省庁の補助制度はZEBを前提としたものにするなど、ZEH・ZEB化に誘導していくことが必要です。

- 国の「グリーン成長戦略」において2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させることを目標としていますが、本県における令和3年度末の乗用車保有台数におけるEVやFCVの割合は0.2%程度にとどまっており、目標達成に向けてはEVやFCVに対する購入補助や税制の優遇措置を拡充するとともに、充電、充填インフラなどの必要十分な整備に向けて整備費用や運営経費の支援の充実を図るなど、利用者や設置者にとってメリットがある環境を整備することが必要です。

- 県民や事業者の取組を進めるためには、県や市町といった行政自らが率先して取り組む必要があることから、公共施設のZEB化に対する技術的、財政的支援や設備の省エネルギー改修、太陽光発電設備の導入、EVやPHVをはじめとする電動車の導入などに対する財政措置が必要です。

【所管府省】 環境省（地域脱炭素推進審議官グループ、地球環境局）、
資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部）、
中小企業庁（経営支援部）、国土交通省（住宅局）

【県関係課】 環境政策課、産業政策課

19 地球温暖化対策の推進について

所管府省	環境省(地域脱炭素推進審議官グループ、地球環境局)、資源エネルギー庁(省エネルギー部、新エネルギー部)、中小企業庁(経営支援部)、国土交通省(住宅局)	県関係課	環境政策課、産業政策課
------	---	------	-------------

提案・要望事項

①国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、国を挙げての積極的な広報・啓発などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。

現状と課題

○国を挙げた地球温暖化対策の推進
2050年カーボンニュートラルは非常に高い目標であり、達成に向けては

- ・各種技術の革新的イノベーション
- ・すべての主体が一体となって取り組む機運醸成

が必要

[本県の取組]

- ・県内で部局横断的に取り組む「香川県脱炭素・地球温暖化対策本部」、関係団体、市町等で構成される「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置し、県内一丸となって脱炭素に向け取り組む体制を構築
- ・「香川県地域脱炭素推進協議会」において、「香川県地域脱炭素ロードマップ」を策定し、重点的に取り組む分野等脱炭素に向けた方向性を共有



移動式水素ステーション

国との連携・協働



気候変動講演会

提案・要望事項

- 脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現
 - ・次世代型太陽電池技術
 - ・大型蓄電池等による電力の貯蔵技術
 - ・水素の利用・輸送・製造技術
- 国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運の醸成

提案・要望事項

② 地域における脱炭素化の促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置するとともに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、支給要件の緩和や柔軟で弾力的な運用などにより、自治体が利用しやすいものとすること。

各都道府県が地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めることができるよう、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料の早期提供や、将来における地域（都道府県）ごとのエネルギーミックスの見直しなど必要な情報を提供すること。

現状と課題

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けた財政的支援

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けては様々な脱炭素対策を長期継続的に実施することが必要。
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について市町から「制度が複雑で交付要件が厳しすぎるため検討に入りにくい」との意見あり。

（交付要件）

脱炭素先行地域づくり事業

2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロの実現等

重点対策加速化事業

再エネ導入予定量が1MW以上（中核市未満の市町村は0.5MW以上）

十分な財政
支援



住宅用太陽光発電設備

データの適時、
積極的な提供

○温室効果ガスの迅速な算定や地域に応じたエネルギーミックス

- ・地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めるためには、温室効果ガスの排出量を迅速に把握することが必要。
- ・都道府県別エネルギー消費統計は、調査から公表まで2年程度を要している。
- ・地域の自然環境に応じた将来におけるエネルギーミックスの見直しが必要。

提案・要望事項

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けた様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の要件緩和、柔軟で弾力的な運用

○都道府県別エネルギー消費統計の早期提供

○地域（都道府県）ごとのエネルギーミックスの見通しの提供

提案・要望事項

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備促進

地域の企業が、事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。

ZEHやZEBによる建築物の省エネルギー化の促進、EVやFCVなどの環境にやさしい自動車の導入促進や充電、充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。

地方公共団体自らが建築物の省エネルギー化の促進等に率先して取り組み、十分な技術支援や財政措置を講じること。

現状と課題

○企業向け支援

- ・本県の企業の大半は中小企業
- ・地域の企業がサプライチェーンで選ばれ続けるためには、脱炭素に向けた取組が必要。



ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)

○建築物の省エネルギー化の促進

- ・国は2030年までに新築建築物について、ZEH、ZEB水準の省エネルギーの確保を目指す。
- ・本県における令和3年度の新築住宅におけるZEH導入割合は2割強、ZEBのこれまでの累計導入件数は8件にとどまっている。

○環境にやさしい自動車の導入促進

- ・2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現することを目指す。
- ・本県における令和3年度末の乗用車保有台数におけるEV、FCVの割合は0.2%程度にとどまっている。



EV(県公用車)

○地方公共団体自らの取組

- ・県民や事業者の取組を進めるためには、県や市町自らが率先して脱炭素に取り組む必要がある。

提案・要望事項

- 企業の脱炭素に向けた取組に対する税制の優遇措置や補助金等による十分な財政支援策

十分な支援

- ZEHの早期の適合義務化
- 業務用建物にかかる各省庁の補助制度はZEBを前提

ZEH、ZEB化への誘導

- EVやFCVに対する購入補助や税制優遇の拡充
- 充電、充填インフラなどの整備費用や運営経費の支援の充実

支援の拡充

- 国による技術的、財政的支援の充実

率先した取組への支援

20 地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

【提案・要望事項】

① 地方における外国人材の受入れ促進について

- ・ 地方自治体による県内企業の外国人材の受入れ支援などの独自の取組に対し、継続的な財政支援を講じること。
- ・ 外国人材の在留資格の取得や変更手続については、受入れ企業等の個々の事情により事務負担は異なるが、提出書類の省略など、一層の簡素化を図ること。
(例えば、詳細な業務内容や雇用の必要性の説明等を任意様式ではなく既存の申請様式の項目に加えるなど)
- ・ 「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。
(例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格でホテルのフロント業務に従事する外国人材が、客室清掃や配膳業務にも従事することを可能にするなど)
- ・ 特定技能外国人について、地方の人材不足の解消に寄与するよう、制度の浸透や、特定産業分野の追加にかかる柔軟な対応、試験実施国や実施回数の増を図ること。また、地域の人手不足に的確に対応し、地域が持続的に発展できるよう、大都市等への過度の集中防止策について、地方自治体や事業者団体等の意見を十分に聴取し、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。

② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- ・ 外国人の生活支援、防災面及び日本語教育に関する支援等や社会参画の促進など、多文化共生の社会づくりに向けた取組や、窓口の設置などの取組に対し、継続的な財政支援を講じること。

③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- ・ 外国人児童生徒が円滑に学校生活及び学習活動を行うことができるよう、義務標準法における日本語指導の教員の配置基準を見直すこと。
- ・ 学校への日本語指導員派遣やオンライン授業等の指導環境整備のための財政支援を拡充すること。
- ・ 日本語指導を担当する教員等の研修の充実や、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。

【現状・課題】

① 地方における外国人材の受入れ促進について

○ 本県においては、少子高齢化の進行や県外への人口流出などにより、生産年齢人口が減少するなか、有効求人倍率は、平成 23 年 8 月以降、1 倍を超えており、人手不足となっている県内企業が多い状況です。

一方で、本県の外国人労働者数は、昨年 10 月末現在で 10,274 人と、5 年前と比較して約 1.3 倍となっており、本県経済の持続的発展に必要な人材となっています。

○ こうしたなか、本県では、県独自の取組として、外国人材を雇用する場合の在留資格や、労働条件等に関する相談を総合的に受け付ける「外国人労働人材関係相談窓口」を平成 31 年 4 月に開設し、専任職員を配置して対応しています。また、県内企業と留学生を対象とした交流会・企業説明会や、企業等を対象とした外国人材の適正な受入れや定着、活躍にかかる講義等を行うセミナーの開催、企業等が実施する外国人材の日本語能力向上のための取組への支援など、外国人材の受入れ等を積極的に支援しています。

これらの取組を効果的かつ継続的に実施し、外国人材の雇用の円滑化を推進していくためには、外国人受入環境整備交付金の拡充はもとより、外国人材の受入支援などの県独自の取組に対して、継続的に、十分な財源が措置される必要があります。

○ 外国人材の在留資格の取得や変更手続については、監理団体や登録支援機関等の関係機関から「申請・届出手続きが煩雑すぎる」等の意見が多くあることから、申請・届出手続の一層の簡素化が求められています。

また、多くの事業者等において、あらゆる業種や職種における人手不足が顕著となっている実情があることから、外国人材が従事可能な業務について、緩和等を行うなど柔軟に対応していただく必要があります。

○ 「特定技能」については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために、平成 31 年 4 月に創設され、令和 5 年度までの 5 年間で、全国で最大約 34 万 5 千人の外国人材を受け入れることとされていますが、昨年 12 月末現在の特定技能 1 号在留外国人数は、全国で 130,915 人とどまり、本県においては 2,225 人となっています。

このため、「特定技能」による外国人の受入れが円滑に進み、地方の人手不足の解消に寄与するよう、国において、一元的な情報発信等による制度の浸透のほか、企業の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加、試験会場を設ける国の数や地方での試験の開催を含めた試験回数増加などの対策を講じていくことが必要です。

加えて、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」においては、地方における人材確保などを踏まえた総合的な観点から、転籍の在り方など制度の見直しについて、議論がなされておりますが、外国人材が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することなく、地方の人手不足の解消につながるよう、実効性のあるものとしていくことが必要です。

② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- 本県で働き、生活する外国人が増加するなかで、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生の社会づくりの取組が一層重要であり、本県では、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、「かがわ外国人相談支援センター」を平成31年4月に開設し、外国人にかかる生活全般の相談に多言語で対応できる体制を整備したほか、国際化推進会議による市町等との連携体制の強化、市町における多文化共生のまちづくりに向けた取組の支援など、多文化共生の地域づくりを一層推進していくこととしており、外国人受入環境整備交付金の継続をはじめ、十分な財源が措置される必要があります。

③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- 本県の外国人児童生徒数は、増加傾向にあるなか、外国人児童生徒が集住する地域には、国から加配措置された日本語指導のための教員を9名配置しておりますが、国籍や生活習慣等が多様化しているため、十分な支援が行われているとは言えない状況です。現行の義務標準法では、18人に1人の日本語指導の教員が配置されることになっていますが、指導の充実を図るためには、義務標準法における配置基準の見直しが必要です。
- 一方、県内には、1～2名の外国人児童生徒が在籍している学校が多数あり、こうした外国人児童生徒が散住する地域においても、個別の児童生徒の状況に応じた指導を行うために、令和5年3月時点で、県から延べ30名程度の日本語指導員を派遣していますが、十分とは言えない状況にあります。また、オンラインによる授業も試みていますが、一層指導環境を整備する必要があります。こうした日本語指導員の派遣及び環境整備をより一層推進するためには、国において新たな補助事業を創設するなどの財政支援の拡充が不可欠です。
- また、日本語指導を担当する教員等の資質向上のためには、国の教職員支援機構が実施する中央研修の定員を増員し、学校において日本語指導の中心となるリーダーを養成するとともに、オンデマンド等による研修機会を充実することにより、児童生徒

理解や指導技術の向上を図ることが求められます。さらに、専門知識が十分でない教員でも効果的に日本語指導を行うことができるように、デジタル教材を国において開発する必要があります。

- 【所管府省】 法務省（出入国在留管理庁）、文部科学省（総合教育政策局）、
厚生労働省（職業安定局、人材開発統括官）
- 【県関係課】 労働政策課、国際課、義務教育課

20 地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

所管府省

法務省(出入国在留管理庁)、文部科学省(総合教育政策局)、厚生労働省(職業安定局、人材開発統括官)

県関係課

労働政策課、国際課、義務教育課

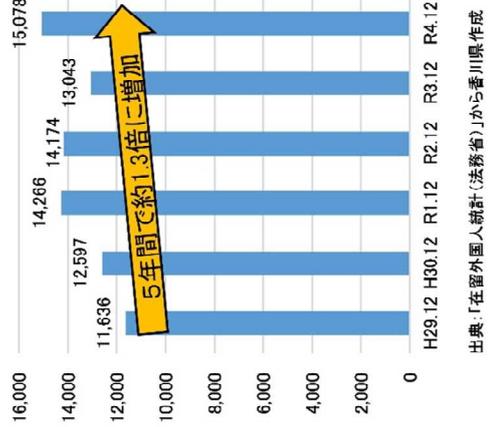
提案・要望事項

- 外国人材の受入れ促進や多文化共生社会の実現、外国人児童生徒の円滑な学校生活及び学習活動等にかかる地方公共団体の取組に対し、財政支援の継続・拡充を講じること。
- 外国人材の在留資格の取得や変更手続について、一層の簡素化を図ること。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの外国人材が、日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。
- 特定技能外国人材が、地方の人材不足の解消に寄与するよう、実効性のある施策を実施すること。
- 外国人児童生徒の受入体制の整備について、日本語指導を行う教員の配置基準の見直しや、日本語指導環境整備のための財政支援の拡充等を行うこと。

現状と課題

- 外国人材の在留資格の手続については、監理団体や登録支援機関等から「申請・届出手続きが煩雑すぎる」との意見が多くある。「(技能実習・特定技能制度見直しに関するアンケート調査結果)」(2022年12月公益財団法人国際人材協力機構)、本県事業者等へのヒアリングによる)
- 多くの事業者等において人手不足が課題である状況のなか、在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの外国人材について、従事可能な業務に制限があることで、実質的に受入れができない事業者が生じている。(本県事業者等へのヒアリングによる)
- 多文化共生の社会づくりを推進するため、市町等との連携を強化するとともに、地域住民の多文化共生に関する理解を深め、地域における多文化共生の取組を促進させる環境づくりが必要である。
- 日本語指導が必要な児童生徒が増加しているが、日本語指導ができる教員等が不足しており、指導体制の整備・強化や、個に応じた指導等を行うことができる学習環境づくりが必要である。

香川県の在留外国人数



香川県の外国人労働者数

